

大学機関別認証評価

自己評価書

令和元年 6 月



山形大学



目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	5
領域 2	内部質保証に関する基準	11
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	24
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	30
領域 5	学生の受入に関する基準	36
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	40
	教育研究上の基本組織	
	人文社会科学部人間文化コース	43
	人文社会科学部グローバル・スタ ディーズコース	57
	人文社会科学部総合法律コース	71
	人文社会科学部地域公共政策コー ス	85
	人文社会科学部経済・マネジメン トコース	99

地域教育文化学部児童教育コース	・ ・ ・ ・ ・	1 1 3
地域教育文化学部文化創生コース	・ ・ ・ ・ ・	1 2 8
理学部理学科	・ ・ ・ ・ ・	1 4 3
医学部医学科	・ ・ ・ ・ ・	1 5 7
医学部看護学科	・ ・ ・ ・ ・	1 6 1
工学部高分子・有機材料工学科	・ ・ ・ ・ ・	1 7 5
工学部化学・バイオ工学科	・ ・ ・ ・ ・	1 8 8
工学部情報・エレクトロニクス学	・ ・ ・ ・ ・	2 0 1
科		
工学部機械システム工学科	・ ・ ・ ・ ・	2 1 4
工学部建築・デザイン学科	・ ・ ・ ・ ・	2 1 9
工学部システム創成工学科	・ ・ ・ ・ ・	2 3 2
農学部アグリサイエンスコース	・ ・ ・ ・ ・	2 4 6
農学部バイオサイエンスコース	・ ・ ・ ・ ・	2 6 0
農学部エコサイエンスコース	・ ・ ・ ・ ・	2 7 4
社会文化システム研究科文化シス	・ ・ ・ ・ ・	2 8 8
テム専攻		
社会文化システム研究科社会シス	・ ・ ・ ・ ・	3 0 1
テム専攻		
地域教育文化研究科臨床心理学専	・ ・ ・ ・ ・	3 1 4
攻		
地域教育文化研究科文化創造専攻	・ ・ ・ ・ ・	3 2 7
医学系研究科医学専攻	・ ・ ・ ・ ・	3 4 0
医学系研究科看護学専攻（博士前	・ ・ ・ ・ ・	3 5 3
期課程）		
医学系研究科先進的医科学専攻	・ ・ ・ ・ ・	3 6 6
（博士前期課程）		

医学系研究科看護学専攻（博士後 期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7 9
医学系研究科先進的医科学専攻 （博士後期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9 2
理工学研究科理学専攻（博士前期 課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0 5
理工学研究科物質化学工学専攻 （博士前期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1 8
理工学研究科バイオ化学工学専攻 （博士前期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3 1
理工学研究科応用生命システム工 学専攻（博士前期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4 4
理工学研究科情報科学専攻（博士 前期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5 7
理工学研究科電気電子工学専攻 （博士前期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7 0
理工学研究科機械システム工学専 攻（博士前期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8 3
理工学研究科ものづくり技術経営 学専攻（博士前期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9 6
理工学研究科地球共生圏科学専攻 （博士後期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0 9
理工学研究科物質化学工学専攻 （博士後期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2 2
理工学研究科バイオ工学専攻（博 士後期課程）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3 5
理工学研究科電子情報工学専攻	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4 8

(博士後期課程)		
理工学研究科機械システム工学専攻 (博士後期課程)	・ ・ ・ ・ ・	5 6 1
理工学研究科ものづくり技術経営学専攻 (博士後期課程)	・ ・ ・ ・ ・	5 7 4
有機材料システム研究科有機材料システム専攻 (博士前期課程)	・ ・ ・ ・ ・	5 8 7
有機材料システム研究科有機材料システム専攻 (博士後期課程)	・ ・ ・ ・ ・	6 0 0
農学研究科生物生産学専攻	・ ・ ・ ・ ・	6 1 3
農学研究科生物資源学専攻	・ ・ ・ ・ ・	6 2 6
農学研究科生物環境学専攻	・ ・ ・ ・ ・	6 3 9
教育実践研究科教育実践専攻	・ ・ ・ ・ ・	6 5 2
学生募集を停止した教育研究上の基本組織		
人文学部	・ ・ ・ ・ ・	6 5 6
理学部	・ ・ ・ ・ ・	6 6 7
工学部	・ ・ ・ ・ ・	6 7 9
医学系研究科	・ ・ ・ ・ ・	6 9 0
理工学研究科	・ ・ ・ ・ ・	7 0 1

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 山形大学
- (2) 所在地 山形県山形市小白川町1丁目4番12号
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部
大学院課程	社会文化システム研究科、地域教育文化研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科、有機材料システム研究科、教育実践研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和元年5月1日現在）

学生数	学部7, 501人、大学院1, 278人
教員数	専任教員数：821人

2 大学等の目的

○山形大学の基本理念（山形大学ウェブサイト）

山形大学は、「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」を使命とし、「自然と人間の共生」のテーマのもと、次の5つの基本理念に沿って、教育、研究及び地域貢献に全力で取り組み、国際化に対応しながら、地域変革のエンジンとして、キラリと光る存在感のある大学を目指す。

1 学生教育を中心とする大学創り

学生が主体的に学ぶ環境を作り、学生目線を大切にして学生とともに成長する大学を目指す。

2 豊かな人間性と高い専門性の育成

幅広い教養を基盤とした豊かな人間性、高度で実践的な専門性、課題発見と解決能力を養成する教育を通じて、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成する。

3 「知」の創造

人類の諸課題を解決するため、山形大学の強みと特色を活かした先進的研究を推進する。

4 地域創生及び国際社会との連携

地域に根ざして、世界をリードする大学を目指す。

5 不断の自己改革

将来にわたる持続的な成長のため、計画・実行・評価・改善の改革サイクルによる大学改革を継続する。

○学部・研究科等ごとの目的（山形大学学部規則、山形大学大学院規則及び山形大学養護教諭特別別科規程）

〈学士課程の目的〉

教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

・人文社会科学部の目的

人文科学と社会科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探究力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる人文科学及び社会科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

・地域教育文化学部の目的

地域における教育及び健康文化・芸術文化を構成する諸科学の教育・研究を通じて幅広い視野と探求力を教授して、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、地域課題の解決に独創性と柔軟性を発揮して取り組み、地域社会の自律的な発展に寄与する実践的な人材の育成を目的とする。

・理学部の目的

自然科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる自然科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

・医学部の目的

生命科学の基礎及び臨床分野の教育・研究、医療現場における実践教育を通して幅広い視野と探求力を教授し、医学・医療の進歩に対する貢献や地域医療の実践を通じて国民の健康を守るという社会の要請に対して、豊かな人間性に基づき倫理観、責任感、使命感を持って対応できる医療人の育成を目的とする。

・工学部の目的

自ら新分野を開拓する能力を育てる大学を理念とし、人類の幸福のため広い視野と健全な価値観、深い専門知識を持ち、忍耐強く実践する力、創造力、自主的行動力、コミュニケーション力を有する技術者の育成を目的とする。

・農学部の目的

農学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいて責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる農学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。

〈大学院課程の目的〉

学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

・社会文化システム研究科の目的

広範な基礎学力と高度な専門性に基づいて、社会と文化を一つのシステムとして総合的に把握し、文化現象や社会現象の今日的課題に積極的に取り組み、分析し、解決できる能力を持った人材の養成を目的とする。

・地域教育文化研究科の目的

専攻分野における学識を深め、実践的な問題解決能力を付与するとともに、知識・技術を総合的に駆使することができる高度な専門性を修得させる。もって、地域の人々の豊かな文化的・精神的生活の維持・向上を促進し牽引する人材を養成することを目的とする。

・医学系研究科の目的

高度な技能と研究能力を併せ持つ臨床専門領域の指導者並びに臨床医学の素養を有する医学系研究者を養成するとともに、医療水準の向上に関わる最先端の医学情報を発信する卓越した教育研究拠点形成を目的とする。

・理工学研究科の目的

種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために、広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた、柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。

・有機材料システム研究科の目的

有機材料を最大限に活用した新たな付加価値を持つシステムである有機材料システムは、人と人、人とモノを有機的につなげ、アンビエントな社会を実現するための社会基盤技術として期待が高まっている分野であり、当該技術を社会(地域)実装するためのエンジンとなる人材の養成を目的とする。

・農学研究科の目的

学術研究の高度化と優れた研究者の養成、高度専門職業人の養成と社会人の再教育及び教育研究を通じた国際交流の推進を目標として、幅広い知識とともに深い専門性を身につけ、創造力を豊かに発揮できる高度な知的能力を持った人材の養成を目的とする。

〈専門職学位課程〉

・教育実践研究科の目的

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

〈別科〉

・養護教諭特別別科の目的

養護教諭特別別科は、養護教諭の養成を目的とする。

3 特徴

○東日本でも有数の規模を誇る総合国立大学

山形大学は、人文社会科学部・地域教育文化学部・理学部・医学部・工学部・農学部の6学部と7つの大学院研究科を備え、約9,000人の学生が勉学に励む、東日本でも有数規模の総合国立大学です。

○歴史と伝統

明治11年(1878年)の山形県師範学校の開校に始まり、昭和24年(1949年)に5つの教育機関(山形高等学校・山形師範学校・山形青年師範学校・米沢工業専門学校・山形県立農林専門学校)を母体に、新制国立大学として設置されました。平成31年(2019年)には創立70周年を迎える歴史と伝統を受け継いでおり、優れた人材を多く社会に送り出しています。

○県内に広がる4つのキャンパス

山形大学には、山形市・米沢市・鶴岡市の3地区に4つのキャンパスがあります。

人文社会科学部・地域教育文化学部・理学部のある小白川キャンパス、医学部のある飯田キャンパスは、蔵王連峰のふもと山形市に、工学部のある米沢キャンパスは、最上川の源をなす吾妻連峰のふもと、伊達・上杉藩ゆかりの城下町米沢市に、農学部のある鶴岡キャンパスは、日本海に近く鳥海山・月山を望む米どころ庄内平野の中心にある鶴岡市にそれぞれ位置しています。各キャンパスそれぞれの地域の特徴を生かした教育と研究を行っています。

○「人間力」を育てる3年一貫の基盤教育プログラム

平成29年度(2017年度)より、基盤共通教育と基盤専門教育を連動させた3年一貫の基盤教育プログラムをスタートし、3つの基盤力「学問基盤力」「実践・地域基盤力」「国際基盤力」を育成しています。基盤力テストを実施することにより、学生の到達・達成度を可視化し、学生自身が自らの学びを振り返ることのできる自己学習力を育みます。

基盤共通教育は、総合大学の利点を生かした幅広い教養教育と学問の実践に必要な学習技能・知識・能力の修得及び社会に出たときに力強く生きる力「人間力」の基盤をつくることを目的としています。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） 1-1-1-01_設置報告書（人社） 1-1-1-02_設置報告書（理） 1-1-1-03_設置報告書（工） 1-1-1-04_設置報告書（院理） 1-1-1-05_設置報告書（院医） 1-1-1-06_設置報告書（院有機） 1-1-1-07_設置報告書（院工） ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 - 該当なし

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

分析項目1-1-1	改組の経緯 【1. 人文社会科学部】 持続可能な地域の創生のためには、グローバルな視点を持ちながら、自治体・企業等において総合的に地域の課題をとらえ、南東北地域に存在する様々な地域資源を活用して創造的に課題を解決できる人材を養成することが求められており、このような人材養成の課題に応えるため、総合的思考力、実践的応用力を身に付けた上で創造性を発揮しながら地域創生に貢献できる人材の養成を目指して、人文学部（人間文化学科、法経政策学科の2学科制）を人文社会科学部（人文社会科学の1学科制）に改組した。 【2. 理学部】 理学部のなすべき役割は、基礎科学に立脚した教育及び研究を通して、人類の叡智としての理学の学理を深化させながら、複雑かつグローバルな現代社会において、未来を切り拓く人材を育成していくことである。しかし、科学技術の発展に支えられた現代社会の変化は目覚ましく、従来型の1分野で閉じた狭い学問体系の教育では対応が困難な状況が増
-----------	--

えつつある。そこで、理学に関する幅広い知識と多面的な視野を持ち、社会で起こる様々な状況に対応できる理工系人材の育成を目的とした新たな理学教育を行うため、これまでの5学科（数理科学学科、物理学科、物質生命化学科、生物学科、地球環境学科）を統合し、新たに情報科学分野を加えて、1学科（理学科）に改組した。

【3. 工学部】

①社会ニーズに対応するため、高度ものづくりの基盤を為す、材料・化学・電子情報・機械系の基盤分野の更なる発展・充実、②本学の特長である有機系分野の強みを活かす、③入学者の進路希望と就職先のマッチング、④学生の多様化に対応するため、学生定員の大きな学科構成とする、⑤IT人材の養成、⑥工学基盤分野と融合した建築・デザイン分野を導入、⑦早期の社会と工学の繋がりに係る理解と知識の習得のため、工学部8学科（機能高分子工学科、物質化学工学科、バイオ化学工学科、応用生命システム工学科、情報科学科、電気電子工学科、機械システム工学科、システム創成工学科）及び地域教育文化学部地域教育文化学科の一部を再編して、6学科（高分子・有機材料工学科、化学・バイオ工学科、情報・エレクトロニクス学科、機械システム工学科、建築・デザイン学科、システム創成工学科）に改組した。

【4. 理工学研究科理学専攻（博士前期課程）】

理工学研究科（博士前期課程）の理学系5専攻（数理科学専攻、物理学専攻、物質生命化学専攻、生物学専攻、地球環境学専攻）は、これまで、それぞれの専門分野に分かれたカリキュラムで教育を行ってきた。しかし、急速に複雑化する科学技術に対応できる理工系人材を育てるためには、特定分野の知識の修得にとどまらず、分野横断的な発想力と技能を養成するカリキュラムが必要となってきた。また、上記理学部改組において、理学科のもとで数学、物理学、化学、生物学、地球科学、データサイエンスの6分野でのコースカリキュラムを設けることから、大学院改組では、学部から大学院までの一貫教育を強化して、専門性を深化させた高度専門職業人を育成するために、既設の上記理学系5専攻を再編し、数学、物理学、化学、生物学、地球科学、データサイエンスの6分野を基盤とした分野横断型の教育・研究を行う1専攻に改組した。

【5. 医学系研究科先進的医科学専攻】

医学部の強みである重粒子線治療装置研究開発を中心とした放射線医学研究、ゲノムコホート研究及び創薬研究などを集中的に実施し、①重粒子線の専門家育成、②臨床研究に貢献する生物統計学の専門家の育成、③トランスレーショナルリサーチを遂行するための多様な人材を育成する必要があることから、医学系研究科生命環境医科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）を医学系研究科先進的医科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）に改組した。

【6. 有機材料システム研究科】

従前の理工学研究科の専攻という教育組織体系では、有機材料システム分野の急速な進展に対応しつつ、特徴ある有機材料の分野における先端研究や産業界との連携等に基づく実践力の育成を学生等に行っていくことは困難であり、その実現のため高い機動性及び柔軟性を持って新しい挑戦ができるしっかりとした組織体制、すなわち一つの研究科としての体制整備が不可欠であった。そこで従来の専攻を発展的に研究科として独立させ、特色ある有機材料分野の最先端と融合領域を体系的に習得するため教育研究組織を改編し、これらの領域で有為な人材の養成を進めるため、理工学研究科機能高分子工学専攻・有機デバイス工学専攻（博士前期課程）、有機材料工学専攻（博士後期課程）を改組して、有機材料システム研究科有機材料システム専攻（博士前期課程・博士後期課程）を設置した。

【7. 理工学研究科物質化学工学専攻】

従前の理工学研究科有機材料工学専攻（博士後期課程）において、社会のニーズに即応した先端有機材料の研究開発を通して学生の教育・研究を行う高分子・有機デバイス分野と、短期的な研究開発よりも中長期的な基礎研究や基盤技術の研究・開発を中心に据えて学生の教育・研究を行う物質化学工学分野では、専攻設置当時とは状況が変わり、教育方

	針に隔たりが生じてきた。そのため、学生により優れた教育を提供するために、高分子・有機デバイス分野は材料系の有機材料システム研究科に再編し、化学系の物質化学工学分野を理工学研究科博士後期課程に物質化学工学分野単独の専攻として理工学研究科物質化学工学専攻（博士後期課程）を設置した。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 1-1-A	学長のリーダーシップの下、「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」という山形大学の3つの使命及び社会の要請に応じるため、平成28年4月に「国立大学法人山形大学 大学改革戦略本部」を設置して全学的に教育研究組織の見直しを開始し、平成29年4月に全学的な学部・研究科の改組を行った。 1-1-A-01_国立大学法人山形大学 大学改革戦略本部設置要領 1-1-A-02_山形大学 学部・研究科の改組について（プレス発表資料） （再掲）1-1-1-01_設置報告書（人社） （再掲）1-1-1-02_設置報告書（理） （再掲）1-1-1-03_設置報告書（工） （再掲）1-1-1-04_設置報告書（院理） （再掲）1-1-1-05_設置報告書（院医）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ ①当該基準を満たす ☐ ②当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 学長のリーダーシップの下、大学の使命及び社会の要請に応じた全学的な学部・研究科の改組を行っている。	
改善を要する事項 該当なし	

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ 様式 1
分析項目 1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2） 1-2-2_教員の年齢別・性別内訳

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 1－2－2	教員の年齢構成について著しい偏りはないが、若手教員の比率が低いことから、第 3 期国立大学法人山形大学中期計画において、教員のうち 40 歳未満の構成比率を 20.5%となるよう数値目標を定め、現在、目標実現のための取組を行っている。また、教員の性別構成については、部局によって偏りはあるが、全体的には前回認証評価受審時（平成 25 年度）より女性教員比率は上昇（12.6%→15.0%）している。また、第 3 期 国立大学法人山形大学中期計画において、女性教員比率が 17%となるよう数値目標を定め、現在、目標実現のために取組を行っている
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 1－2－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ ①当該基準を満たす ☐ ②当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1－3－1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01_国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則 第 3 章 1-3-1-02_山形大学学士課程基盤教育機構規程 第 3 条 1-3-1-03_山形大学大学院基盤教育機構規程 第 4 条 ・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-04_国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程 1-3-1-05_国立大学法人山形大学学術研究院規程 第 5 条 ・ 責任者の氏名が分かる資料

	1-3-1-06_2019年度の執行部体制について 1-3-1-07_2019年度山形大学執行体制について ・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1－3－1） 1-3-1_教員組織と教育組織の対応表
分析項目1－3－2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・教授会等の組織構成図、運営規定等 1-3-2-01_山形大学学部教授会規程 第2条 1-3-2-02_山形大学学部教授会に関する細則 第2条 1-3-2-03_山形大学人文社会科学部教授会細則 1-3-2-04_山形大学地域教育文化学部教授会細則 1-3-2-05_山形大学理学部教授会規程 1-3-2-06_山形大学医学部教授会細則 1-3-2-07_山形大学工学部教授会運営細則 1-3-2-08_山形大学農学部教授会運営規程 1-3-2-09_山形大学大学院研究科委員会規程 第2条 1-3-2-10_山形大学大学院研究科委員会に関する細則 第2条 1-3-2-11_山形大学大学院社会文化システム研究科委員会細則 1-3-2-12_山形大学大学院地域教育文化研究科委員会規程 1-3-2-13_山形大学大学院医学系研究科委員会細則 1-3-2-14_山形大学大学院理工学研究科委員会規程 1-3-2-15_山形大学大学院有機材料システム研究科委員会規程 1-3-2-16_山形大学大学院農学研究科委員会運営規程 1-3-2-17_山形大学大学院教育実践研究科委員会規程 ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1－3－2） 1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧
分析項目1－3－3 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・組織構成図、運営規定等 1-3-3-01_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 第2条 ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1－3－3）

1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

分析項目 1-3-○

該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組 1-3-A

本学の理念の一つである「不断の自己改革」及び第三期中期目標期間におけるビジョンとして掲げた「経営資源の戦略的活用による大学の特色の強化」に則して、平成 27 年 4 月に行った学術研究院の設置（教育組織と教員組織の分離）に引き続き、平成 28 年 4 月から新たに各キャンパスに法人部局長としてのキャンパス長を置き、経営の円滑化及び教学の責任者である学部長との責任の明確化を目的として教学と経営の分離を行った。

[1-3-A-01_国立大学法人山形大学のガバナンス改革](#)

[1-3-A-02_国立大学法人山形大学学術研究院の概要](#)

（再掲）[1-3-1-01_国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則](#) 第 36～41 条

（再掲）[1-3-1-05_国立大学法人山形大学学術研究院規程](#) 第 3～8 条

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

☒ ①当該基準を満たす

☐ ②当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 平成 27 年 4 月に学術研究院を設置して教育組織と教員組織を分離するとともに、平成 28 年 4 月に実施したガバナンス改革を通じて、各キャンパスに法人部局長としてのキャンパス長を置き、経営の円滑化及び教学の責任者である学部長との責任の明確化し、教学と経営の分離した体制へと移行している。

改善を要する事項

・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・明文化された規定類 2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 第2章 2-1-1-02_国立大学法人山形大学役員会規程 第2条7項 2-1-1-03_国立大学法人山形大学経営協議会規程 第2条6項 2-1-1-04_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 第2条8項、9項 2-1-1-05_山形大学教育ディレクターに関する規程 第2条 ・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧
分析項目2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 第2章 （再掲）2-1-1-05_山形大学教育ディレクターに関する規程 第8条、第9条 2-1-2-01_国立大学法人山形大学学術研究院規程 第7条、第8条 2-1-2-02_山形大学学士課程基盤教育機構規程 第2条 2-1-2-03_山形大学大学院基盤教育機構規程 第2条 ・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2_教育研究上の基本組織一覧

分析項目 2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 明文化された規定類 2-1-3-01_国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程 第3条 2-1-3-02_山形大学執行部体制 2-1-3-03_山形大学学生委員会規程 第2条 2-1-3-04_山形大学就職委員会規程 第3条 2-1-3-05_山形大学入学試験委員会規程 第2条 ・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2-1-3） 2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2-1-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 2-1-A	・「国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程」を定め、内部質保証の定義に沿って、学長及び役員会、経営協議会、教育研究評議会等委員会の責任と役割を明確にするとともに、活動取組 1-3-A で示した本学独自の制度である法人部局及び大学部局を踏まえ、キャンパス長、部局長の責任と役割を規定している。 （再掲）2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 ・昨今の国内外の高等教育政策等を踏まえ、「教育プログラム」を中心とした柔軟なプログラム編成に向け、山形大学学術研究院及び教育ディレクターに関する規程に沿って、山形大学における教育の方向性や教育課程の編成等について定期的に会議を行い、内部質保証に係る課題等に迅速に対応できる体制を整備している。 2-1-A-01_教育ディレクター制度の概要 （再掲）1-3-A-02_国立大学法人山形大学学術研究院の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

□ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・「国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程」を定め、内部質保証を推進するための体制と役割を明確にするとともに、学術研究院及び教育ディレクター制度に基づき、内部質保証に係る課題等に迅速に対応できる体制を整備している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類 (再掲) 2-1-1-04_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 第2条6項、8項 (再掲) 2-1-1-05_山形大学教育ディレクターに関する規程 第2条
分析項目 2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・明文化された規定類 (再掲) 2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 (再掲) 2-1-1-04_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 (再掲) 2-1-1-05_山形大学教育ディレクターに関する規程 2-2-2-01_内部質保証を推進するための指針 「3. 点検・評価の観点及び評価」(4)

	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧
分析項目2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関し行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 （再掲）2-2-2-01_内部質保証を推進するための指針 ・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） 2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧
分析項目2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 （再掲）2-2-2-01_内部質保証を推進するための指針 2-2-4-01_山形大学基盤共通評価改善会議平成30年度事業計画 2-2-4-02_山形大学OB・OGセミナー開催案内 2-2-4-03_学生と学長・理事・キャンパス長との懇談会 2-2-4-04_理事とサークル代表等の意見交換会 2-2-4-05_入学者アンケート概要 ・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧
分析項目2-2-5 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者に	・明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 （再掲）2-1-1-04_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 （再掲）2-1-2-01_国立大学法人山形大学学術研究院規程

よる意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	2-2-5-01_国立大学法人山形大学における施設の有効活用に関する規程 (再掲) 2-1-3-03_山形大学学生委員会規程 (再掲) 2-1-3-05_山形大学入学試験委員会規程 ・検討、立案、提案の責任主体一覧(別紙様式2-2-5) 2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧
分析項目2-2-6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・明文化された規定類 (再掲) 2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 (再掲) 2-1-1-04_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 (再掲) 2-1-2-01_国立大学法人山形大学学術研究院規程 (再掲) 2-2-5-01_国立大学法人山形大学における施設の有効活用に関する規程 (再掲) 2-1-3-03_山形大学学生委員会規程 (再掲) 2-1-3-05_山形大学入学試験委員会規程 ・実施の責任主体一覧(別紙様式2-2-6) 2-2-6_実施の責任主体一覧
分析項目2-2-7 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類 (再掲) 2-1-1-01_国立大学法人山形大学における内部質保証に関する規程 (再掲) 2-2-2-01_内部質保証を推進するための指針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目2-2-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

活動取組 2-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2-3-1 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1） 2-3-1_計画等の進捗状況一覧
分析項目 2-3-2 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する報告書等 2-3-2-01_国立大学法人山形大学 IR システムマネジメント規程 2-3-2-02_基盤力テストの分析結果 2-3-2-03_山形大学ファクトブック収録項目一覧

分析項目 2-3-3 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-3-01_学生懇談会における主な要望とその対応策等（教育研究評議会資料）（非公表） 2-3-3-02_山形大学顧問会議実施概要及び規程 2-3-3-03_学習成果等アンケート（FDネットワークつばさ研究年報2018） 2-3-3-04_基盤教育学生アンケート及び学生との座談会（基盤共通教育評価改善報告書） ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 該当なし
分析項目 2-3-4 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-3-01_医学教育分野別評価報告書 2-3-4-02_大学院教育実践研究科 認証評価結果
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 2-3-4	質保証を行うに相応しい第三者による検証等が実施できない分野については、第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価を令和元年度中に実施することを平成31年5月8日教育研究評議会において決定するとともに、「内部質保証を推進するための指針」に継続的に実施するための方法や手順等を示した。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 2-3-A	平成28年4月に役員会の下に設置した「国立大学法人山形大学 大学改革戦略本部」において、教育研究組織の全学的な点検・評価を行い、平成29年4月に全学的な学部・研究科の改組を行うとともに、受験生への影響が大きい学部改組については、冊子及びホームページを通じて趣旨や改組後の特徴等を発信した。 （再掲）1-1-A-02_山形大学 学部・研究科の改組について（プレス発表資料） 2-3-A-01_改組の趣旨及び概要の説明資料（冊子及びホームページ）

活動取組2-3-B	教育ディレクターが中核となって、学部及び大学院で展開する教育プログラムごとに学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針を策定し、これらの方針に沿ってシラバスが作成されているかを点検している。これらの点検結果に基づき、学術研究院での審議を経て、役員会が「教育プログラムの認定」を毎年実施している。 (再掲) 1-3-A-02_国立大学法人山形大学学術研究院の概要
活動取組2-3-C	平成28年度に採択された文部科学省「大学教育再生加速プログラム テーマⅤ 卒業時における質保証の取組の強化」を通じて、学習成果を直接測定するために独自開発した「基盤カテスト」を入学時、1年終了時に実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせ分析し、教育プログラムの効果検証及び学習成果の可視化の基礎情報として活用している。 2-3-C-01_基盤カテストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 教育研究組織の全学的な点検・評価の結果に基づき、平成29年4月に学部・研究科の改組を行った。 ・ 教育ディレクターが中核となって、学部及び大学院で展開する教育プログラムごとに学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針を策定し、これらの方針に沿ってシラバスが作成されているかを点検している。これらの点検結果に基づき、学術研究院での審議を経て、役員会が教育プログラムの認定を毎年実施している。 ・ 学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤カテストを入学時、1年終了時に実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせ分析し、教育プログラムの効果検証及び学習成果の可視化の基礎情報として活用している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2－4－1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類 2-4-1-01_山形大学教育研究組織改編等に関する規程 (再掲) 2-1-1-02_国立大学法人山形大学役員会規程 (再掲) 2-1-1-04_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 (再掲) 2-1-1-05_山形大学教育ディレクターに関する規程 (再掲) 2-1-2-01_国立大学法人山形大学学術研究院規程 ・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02_農学部組織改編時の議事録及び関係資料 (非公表)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2－4－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 2－4－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2－5－1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・ 明文化された規定類 2-5-1-01_国立大学法人山形大学教員選考規程 （非公表） ・ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2－5－1） 2-5-1_教員の採用・昇任の状況 （非公表） ・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-02_教員公募資料 （非公表） 2-5-1-03_教員採用及び昇任審査資料の例 （非公表） ・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 （再掲）2-5-1-02_教員公募資料 （非公表） （再掲）2-5-1-03_教員採用及び昇任審査資料の例 （非公表）
分析項目 2－5－2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 明文化された規定類 2-5-2-01_教員の個人評価指針 （非公表） 2-5-2-02_年俸制適用職員の業績給に係る業績評価等の取扱いについて （非公表） 2-5-2-03_国立大学法人山形大学における教員の活動評価に関する規程 （非公表） ・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2－5－2）

	2-5-2_教員業績評価の実施状況（非公表） ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-04_教員の個人評価の結果（非公表） 2-5-2-05_年俸制適用職員の業績給に係る業績評価等について（非公表）
分析項目2-5-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・反映される規定がある場合は明文化された規定類 （再掲）2-5-2-01_教員の個人評価指針（第7評価結果の利用）（非公表） （再掲）2-5-2-02_年俸制適用職員の業績給に係る業績評価等の取扱いについて（非公表） （再掲）2-5-2-03_国立大学法人山形大学における教員の活動評価に関する規程 第12条（非公表） ・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3_評価結果に基づく取組（非公表） ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） （再掲）2-5-2-01_教員の個人評価指針 第7項：評価結果の利用（非公表） （再掲）2-5-2-02_年俸制適用職員の業績給に係る業績評価等の取扱いについて（非公表） （再掲）2-5-2-03_国立大学法人山形大学における教員の活動評価に関する規程（非公表） （再掲）2-5-2-05_年俸制適用職員の業績給に係る業績評価等について（非公表）
分析項目2-5-4 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧

分析項目 2-5-5 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらが適切に活用されていること	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01_山形大学事務組織規程 2-5-5-02_山形大学事務組織図 2-5-5-03_山形大学事務分掌規程 2-5-5-04_教務関係職員配置表 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 (再掲) 2-5-5-04_教務関係職員配置表 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 (再掲) 2-5-5-04_教務関係職員配置表 2-5-5-05_TAの配置活用状況 ・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧
分析項目 2-5-6 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01_TAへのガイダンス
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 2-5-3	年俸制適用職員以外の教員においても、評価結果を主に賞与及び昇給に反映させているが、個人情報に係る関係資料を提示することが困難なため、年俸制適用職員の業績給に反映させていることが明確な資料（2-5-2-5 年俸制適用職員の業績給に係る業績評価等について）を根拠資料として提示している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

活動取組 2-5-A	全学部・研究科においてFDを実施し、その成果を本学の教育改革に反映させている。また、山形大学教育開発連携支援センターでは、国内52の大学・短大・高専が加盟している「FDネットワークつばさ」の事務局として、大学間連携FDを推進している。本連携事業では、連携校間で共通フォーマットによる授業評価アンケートを年間6200科目以上の授業で実施し、18万件超の回答データを収集・活用した連携型のIR（Institutional Research）に取り組んでいる。これら実績が評価され、平成29年度文部科学省教育関係共同利用拠点「地方中小規模大学の教育実践力の開発・向上を支援する連携・体験型拠点」としての認定を受けた。 （再掲）2-5-4_F Dの内容・方法及び実施状況一覧 （再掲）2-3-3-04_山形大学基盤共通教育評価改善報告書 平成30年度 （再掲）2-3-3-03_F Dネットワークつばさ 研究年報 2018 2-5-A-01_教育共同利用拠点報告書 2018
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 山形大学教育開発連携支援センターが中核となって全学部・研究科におけるFDの企画運営を支援するとともに、国内52の大学・短大・高専が加盟している「FDネットワークつばさ」の事務局として、大学間連携FDを推進している。これらの実績が評価され、平成29年度に文部科学省教育関係共同利用拠点「地方中小規模大学の教育実践力の開発・向上を支援する連携・体験型拠点」として認定された。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01_平成30事業年度財務諸表 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02_平成30年度監査報告書 3-1-1-03_平成30年度独立監査人の監査報告書
分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（非公表） ・分析の順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01_各項目に関し、30%以上乖離している理由（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-1-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組3-1-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） 3-2-1-01_国立大学法人山形大学役員会規程 3-2-1-02_国立大学法人山形大学経営協議会規程 3-2-1-03_国立大学法人山形大学教育研究評議会規程 ・ 大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 該当なし ・ 役職者の名簿 3-2-1-04_役員会、経営協議会、教育研究評議会委員（山形大学ホームページ）
分析項目 3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・ 法令遵守事項一覧（別紙様式 3-2-2） 3-2-2_法令遵守事項一覧 ・ 危機管理体制等一覧（別紙様式 3-2-2） 3-2-2_危機管理体制等一覧
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 3-2-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組 3-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 根拠となる規定類 3-3-1-01_国立大学法人山形大学事務組織規程 3-3-1-02_国立大学法人山形大学事務分掌規程 ・ 事務組織の組織図 3-3-1-03_山形大学組織機構図（山形大学ホームページ） ・ 事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2-5-5 教育支援者を含む。））（別紙様式 3-3-1） 3-3-1_事務組織一覧
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 3-3-1	該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組 3-3-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・ 教職協働の状況（別紙様式 3-4-1） 3-4-1_教職協働の状況

分析項目3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組3-4-A	山形大学では、事務職員のキャリアマップ及び研修計画を作成し、体系的かつ計画的に事務職員のSDを実施するとともに、教務関係、国際化関係の分野別SD、本学が推進しているIR人材育成のためのSDなども実施している。なお、山形大学がこれまで実施してきたSDの実績により、「地方中小規模大学の教育実践力の開発・向上を支援する連携・体験型拠点」として平成29年度文部科学省教育関係共同利用拠点として認定された。 (再掲) 3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧 3-4-A-01_山形大学事務職員キャリアマップ 3-4-A-02_山形大学事務職員研修計画 3-4-A-03_2018教育共同利用拠点報告書 P151
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 全学的に積極的にSDに取り組み、職員の資質向上に取り組んでいる。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-5-1 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 3-5-1-01_国立大学法人山形大学監事監査規程 ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）

	3-5-1-02_令和元年度監事監査計画書（非公表） （再掲）3-1-1-02_平成30年度監査報告書 3-5-1-03_平成30年度監事監査結果報告書（非公表） ・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 該当なし
分析項目3-5-2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01_監査計画説明書（非公表） ・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） （再掲）3-1-1-03_平成30年度独立監査人の監査報告書（非公表）
分析項目3-5-3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） （再掲）3-3-1-01_国立大学法人山形大学事務組織規程 第4条 ・内部監査に関する規定 3-5-3-01_国立大学法人山形大学内部監査規程 第2条 ・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-02_内部監査計画（非公表） 3-5-3-03_定期内部監査実施報告書（人事・労務関係）（非公表） 3-5-3-04_定期内部監査実施報告書（会計・外部資金その他）（非公表） 3-5-3-05_定期内部監査実施報告書（法人文書及び保有個人情報）（非公表） 3-5-3-06_定期内部監査実施報告書（情報セキュリティ対策）（非公表）
分析項目3-5-4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況について確認する。 3-5-4-01_監査計画概要（非公表） 3-5-4-02_三様監査（非公表） 3-5-4-03_監査法人と財務担当理事のディスカッション議事（非公表） 3-5-4-04_四者協議議事（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-5-〇	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組3-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-6-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組3-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ 様式1 ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧
分析項目4-1-2 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2_附属施設等一覧
分析項目4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況（面積、収容者数）、利用状況等が確認できる資料 4-1-3-01_山形大学の耐震化について（非公表） 4-1-3-02_山形大学施設の老朽化状況について（非公表） 4-1-3-03_山形大学インフラ長寿命化計画（行動計画）（非公表） 4-1-3-04_バリアフリーマップ（非公表） 4-1-3-05_バリアフリー化調査報告 ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-06_国立大学法人山形大学防災・防火管理規程 4-1-3-07_国立大学法人山形大学防犯カメラの管理及び運用に関する規程 4-1-3-08_エクステリアハザード解消事業について
分析項目4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01_学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）（非公表）
分析項目4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01_学術情報基盤実態調査（小白川図書館） 4-1-5-02_学術情報基盤実態調査（医学部図書館） 4-1-5-03_学術情報基盤実態調査（工学部図書館）

	4-1-5-04_学術情報基盤実態調査（農学部図書館）
分析項目 4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6） 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 4-1-4	平成 30 年度から研究科横断科目として開講している「大学院共通科目」（平成 30 年度：8 科目、平成 31 年度：9 科目）を小白川、飯田、米沢、鶴岡の 4 キャンパスにおいて円滑に展開するため、専用の遠隔講義システムを導入し、活用している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 4-1-A	平成 28 年度に基盤教育 3 号館及び小白川キャンパス図書館 1 階、平成 30 年度に米沢キャンパス図書館 3 階をラーニング・コモンズとして改修するなど、学生の自主的な学習環境の整備に積極的に務めている。 (再掲) 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧 4-1-A-01_基盤教育 3 号館の改修 4-1-A-02_小白川図書館案内 4-1-A-03_工学部図書館へのラーニング・コモンズ新設
活動取組 4-1-B	分析項目 2-3-2 で示した「基盤力テスト」の実施基盤として、スマートフォンアプリ「YU Portal」を独自に開発し、従来、別々のデータベースで管理されている情報を学生個人向けにカスタマイズし、アンケート、時間割、出席確認、休講情報、緊急連絡、安否確認等の機能を利用できるようにしている。 4-1-B-01_スマートフォンアプリ「YU Portal」の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 学生の自主的な学習環境の整備に積極的に取り組むとともに、昨今の ICT 技術を導入して独自のスマートフォンアプリを開発するなどして、学生の学習環境を充実させている。	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1_相談・助言体制等一覧 ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 4-2-1-01_学生相談・健康相談HP 4-2-1-02_就職支援・キャリア支援HP ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 4-2-1-03_国立大学法人山形大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程 第3章 4-2-1-04_国立大学法人山形大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン P10 ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-05_学生生活ハンドブック P8～10, 15, 17～20, 30, 45～46 4-2-1-06_学生相談室（保健管理センターホームページ） 4-2-1-07_学校医による健康相談（保健管理センターホームページ） ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 （再掲）4-2-1_相談・助言体制等一覧
分析項目4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧
分析項目4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法、実施状況等） 4-2-3-01_山形大学小白川キャンパス国際センター規程 第3条 4-2-3-02_山形大学工学部国際交流センター規程 第6条 4-2-3-03_山形大学国際交流会館管理運営規程 第2条 4-2-3-04_山形大学山形国際交流会館規程 第2条 4-2-3-05_山形大学米沢国際交流会館規程 第2条

	4-2-3-06_山形大学修学支援事業国際交流奨学金貸与細則 第2条 4-2-3-07_留学生チューターマニュアル 4-2-3-08_留学生相談（オフィスアワー） ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-09_山形大学ホームページ（英語版） 4-2-3-10_山形大学工学部国際交流センターホームページ（英語版） 4-2-3-11_留学生ハンドブック
分析項目4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等） 4-2-4-01_山形大学障がい学生支援センター規程 4-2-4-02_山形大学における障がい学生支援に関する基本方針 4-2-4-03_山形大学における障がい学生支援に関する規程 4-2-4-04_山形大学障がい学生支援センターHP 4-2-4-05_障がい学生支援に関するフローチャート 4-2-4-06_授業等における障がい学生への配慮について（情報提供）（非公表） 4-2-4-07_障がいのある学生への支援状況
分析項目4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧 ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-5-01_学費・授業料免除・奨学金HP ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-02_日本学生支援機構奨学生の採用状況（非公表） ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 4-2-5-03_山形大学修学支援事業学生支援奨学金貸与細則 4-2-5-04_山形大学修学支援事業学生支援奨学金利用実績（非公表） 4-2-5-05_山形大学山澤進奨学金実施規程 4-2-5-06_山形大学山澤進奨学金利用実績（非公表） 4-2-5-07_山形大学エリアキャンパスもがみ土田秀也奨学金実施規程

	4-2-5-08_山形大学エリアキャンパスもがみ土田秀也奨学金利用実績（非公表） 4-2-5-09_山形大学 YU Do Best 奨学金規程 4-2-5-10_山形大学 YU Do Best 奨学金利用実績（非公表） 4-2-5-11_山形大学工学部被災学生支援基金規程 4-2-5-12_平成 30 年度工学部被災学生支援実績（非公表） ・入学科、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 4-2-5-13_山形大学入学科免除及び徴収猶予規程 4-2-5-14_山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程 4-2-5-15_平成 30 年度入学科免除・徴収猶予、授業免除実施状況（非公表） ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 4-2-5-16_国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程 4-2-5-17_山形地区学生寮利用実績 4-2-5-18_米沢地区白揚寮の整備について 4-2-5-19_鶴岡地区学生寮利用実績 ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 4-2-5-20_選択式の授業料納付回数（授業料の納付方法）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 4-2-1	小白川キャンパス内において発生した学生の死亡事故を受け、大学全体として再発防止対策及び学生のケアに取り組むため、学長を本部長とした総合対策本部を設置し、本学における現状、今後の課題と対策について検討を重ね、報告書「充実した大学生活を過ごすために」及び「学生の事故防止のためのガイドライン」を作成・配布するなどの対策を実施した。
分析項目 4-2-3	各学部では国際交流委員会を中心に留学生支援を行っていることに加え、留学生の多い小白川キャンパスと米沢キャンパスには、それぞれ小白川キャンパス国際センター、工学部国際交流センターを設置している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 4-2-A	日本学生支援機構の奨学金に加え、大学の運営資金による「山形大学 YU Do Best 奨学金」、本学医学部卒業生からの寄附による「山形大学エリアキャンパスもがみ土田秀也奨学金」、地元企業家からの寄附による「山形大学山澤進奨学金」など多用な奨学金制度や柔軟な授業料の納付方法制度を整備し、学生に対する経済面での支援体制を充実させている。 （再掲）4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧
活動取組 4-2-B	建築後 52 年経過し老朽化の著しい米沢地区白揚寮（男子寮）について、新たに留学生や女子学生も入寮対象とした 250 戸の新学生寮を整備し、平成 31 年 4 月から新寮による良好な

	勉学と生活の環境の提供を開始している。なお、寮の整備にあたっては、完全個室を図るなど様々な学生のニーズを取り入れたほか、施設整備の財源の一部に目的積立金を活用し寮費を安価に抑え学生の負担を軽減している。 (再掲) 4-2-5-18_米沢地区白揚寮の整備について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 - 多様な奨学金制度を整備し学生への経済的支援体制の充実に努めている。 - 米沢地区白揚寮の整備により良好な勉学と生活の環境を提供している。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01_学士課程入学者受入れの方針（山形大学ホームページ） 5-1-1-02_大学院課程入学者受入れの方針（山形大学ホームページ）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組5-1-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） 5-2-1_入学者選抜の方法一覧 ・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） 5-2-1-01_山形大学人文社会科学部推薦入試実施要領（非公表） 5-2-1-02_山形大学地域教育文化学部AO入試Ⅰ実施要領（非公表）

5-2-1-03_山形大学理学部A〇入試Ⅲ実施要領 （非公表）
5-2-1-04_山形大学医学部推薦入試面接要領（医学科） （非公表）
5-2-1-05_山形大学工学部入学試験における面接に関する申合せ （非公表）
5-2-1-06_山形大学工学部入学試験における試験監督者・面接者に関する注意事項について（学部入試・大学院入試） （非公表）
5-2-1-07_山形大学農学部A〇入試実施要領 （非公表）
5-2-1-08_山形大学大学院社会文化システム入学試験実施要領（推薦入試） （非公表）
5-2-1-09_山形大学大学院地域教育文化研究科入学試験実施要領 （非公表）
5-2-1-10_山形大学大学院医学系研究科看護学専攻入学試験口頭試問要領 （非公表）
5-2-1-11_山形大学大学院理工学研究科（理学系）入学試験実施マニュアル （非公表）
5-2-1-12_山形大学大学院農学部研究科修士課程入試実施要領 （非公表）
5-2-1-13_山形大学大学院教育実践研究科入試実施要項 （非公表）
・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 （再掲）1-3-1-04_国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程 第3条 5-2-1-14_山形大学入学試験委員会規程 第3条 5-2-1-15_山形大学入学試験実施会議規程 第3条 5-2-1-16_山形大学各部局における入試体制 （山形大学作成） ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-17_山形大学人文社会科学部個別学力検査等実施要領 （非公表） 5-2-1-18_山形大学地域教育文化学部一般入試実施要領（前期日程） （非公表） 5-2-1-19_山形大学理学部一般入試実施要領（前期日程） （非公表） 5-2-1-20_山形大学医学部一般入試実施要領（前期日程） （非公表） 5-2-1-21_山形大学工学部一般入試（前期試験）本部要員配付資料 （非公表） 5-2-1-22_山形大学農学部農学部一般入試（前期日程）個別学力検査資料 （非公表） （再掲）5-2-1-08_山形大学大学院社会文化システム入学試験実施要領（推薦入試） （非公表） （再掲）5-2-1-09_山形大学大学院地域教育文化研究科入学試験実施要領 （非公表） 5-2-1-23_山形大学大学院医学系研究科入学試験監督要領 （非公表） 5-2-1-24_山形大学大学院理工学研究科（理学系）博士前期課程入学試験実施要項 （非公表）

	5-2-1-25_山形大学大学院理工学研究科・有機材料システム研究科博士後期課程入学試験実施要項 （非公表） （再掲） 5-2-1-12_山形大学大学院農学部研究科修士課程入試実施要領 （非公表） 5-2-1-26_山形大学大学院教育実践研究科入学試験実施要項 （非公表） ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 5-2-1-27_2021年度（平成33年度）山形大学入学者選抜について（予告） 5-2-1-28_2021年度（平成33年度）山形大学入学者選抜における学力検査実施教科・科目等について
分析項目5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 （再掲） 5-2-1-16_山形大学各局における入試体制 （山形大学作成） ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 5-2-2-01_平成31年度入学者選抜要項（前年度からの主な変更箇所）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5-2-2	受験者の状況、入学試験の結果、高校訪問などの広報活動で得られる情報や国立大学協会の「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」などを参考にしながら、当該学部の入学試験委員会において、AO入試の導入（人文社会科学部、理学部）や推薦入試の定員増（地域教育文化学部）などを入学者選抜の改善に反映させている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組5-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目

分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目 5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2 認証評価共通基礎データ 様式 2 ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 5-3-1-01_設置報告書（医院） 5-3-1-02_大学院改組による教育改革に関するタスクフォースの設置について
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 5-3-1	・ 前回の認証評価（平成 26 年 3 月）において「大学院課程の一部の研究科においては入学定員充足率が低い」との改善事項の指摘を受け、医学系研究科生命環境医科学専攻の教育プログラムの見直しを行い、平成 29 年 4 月に医学系研究科先進的医科学専攻に改組した。 ・ 入学定員の適正化に向け、医学系研究科先進的医科学専攻の定員減及び有機材料システム研究科の定員増について、令和 2 年度概算要求事項に盛り込むことを検討している。 ・ 平成 30 年 4 月 11 日に「大学院改組による教育改革に関するタスクフォース」を設置し修士課程及び博士前期課程の改組を検討している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 5-3-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

領域6 基準の判断 総括表

山形大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	人文社会科学部（人間文化コース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	人文社会科学部（グローバル・スタディーズコース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	人文社会科学部（総合法律コース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	人文社会科学部（地域公共政策コース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	人文社会科学部（経済・マネジメントコース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	地域教育文化学部（児童教育コース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
07	地域教育文化学部（文化創生コース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
08	理学部（理学科）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	医学部（医学科）	日本医学教育評価機構の認定を受けている								
10	医学部（看護学科）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
11	工学部（高分子・有機材料工学科）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
12	工学部（化学・バイオ工学科）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
13	工学部（情報・エレクトロニクス学科）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
14	工学部（機械システム工学科）	日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けている								
15	工学部（建築・デザイン学科）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
16	工学部（システム創成工学科）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
17	農学部（アグリサイエンスコース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
18	農学部（バイオサイエンスコース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
19	農学部（エコサイエンスコース）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
20	社会文化システム研究科（文化システム専攻）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

45	農学研究科（生物生産学専攻）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
46	農学研究科（生物資源学専攻）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
47	農学研究科（生物環境学専攻）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
48	教育実践研究科（教育実践専攻）	教員養成評価機構の認証評価において適合と認定されている								

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：人文社会科学部（人間文化コース）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-02_(01) 教育プログラム：人間文化の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(01)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(01) 教育プログラム：人間文化の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-02_(01) 教育プログラム：人間文化の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
--

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(01)学べることの概要 6-3-1-02_(01)学生便覧 P24 6-3-1-03_(01)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部人間文化コース） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P18～21
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(01)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス 6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-03_(01)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部人間文化コース） 6-3-2-03_(01)カリキュラム・チェックリストの点検結果について 6-3-2-04_(01)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） 6-3-2-05_(01)役員会議事録（教育プログラムの認定について） 6-3-2-06_(01)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(01)山形大学学部規則第35・36条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料

教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲） 6-3-1-02_ (01) 学生便覧 P24
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲） 6-3-1-03_ (01) カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部人間文化コース） （再掲） 6-3-2-04_ (01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲） 6-3-2-05_ (01) 役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系的性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を	【該当なし】 ・CAP制に関する規定

適切に設けていること	
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 6-4-A-01_(01)「エリアキャンパスもがみ」概要 6-4-A-02_(01)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成27年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する人文社会科学部からは平成29年度計44人、平成30年度計85人が海外に留学している。 6-4-B-01_(01)「学生大使」について 6-4-B-02_(02)「短期派遣留学」について 6-4-B-03_(03)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について 6-4-B-04_(04)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(01) 履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(01) 学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(01) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(01) インターンシップ・マニュアル 6-5-3-02_(01) 短期インターンシップの概要 6-5-3-03_(01) 2018年度インターンシップ受入企業一覧 6-5-3-04_(01) 2018年度インターンシップ実績 6-5-3-05_(01) キャリア教育科目の履修状況 6-5-3-06_(01) シラバス抜粋 6-5-3-07_(01) インターンシップ表彰 6-5-3-08_(01) 小白川Cキャリアサポートセンター規程
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(01) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(01) 留学生チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(01)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03_(01)障がい学生支援フローチャート 6-5-4-04_(01)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P3 6-5-4-05_(01)2018年度学習サポートルーム利用実績 6-5-4-06_(01)2018年度学習相談室利用実績 6-5-4-07_(01)日本語・日本文化論コース時間割・シラバス 6-5-4-08_(01)教員採用試験対策の取組について（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。 （再掲）6-5-3-05_(01)キャリア教育科目の履修状況 ・平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーク-山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）した。 （再掲）6-5-3-07_(01)インターンシップ表彰 ・就職支援については、人文社会科学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 （再掲）6-5-3-08_(01)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 6-5-B-1_(01)YUサポーティングシステムとは

活動取組 6-5-C	前期開始時期に、当該年度の2年次学生がピアサポーターを担当し、学習相談を実施している。 6-5-C-01_(01)ピアサポートの実施について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。 ・ピアサポートを実施している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9 6-6-2-01_(01)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(01)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(01)成績分布表（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P2～3

	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-03_(01)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P8 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	全学共通の Y U サポートシステムに基づいて、成績確認票の配付や G P A に基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきた G P A 分布表については、平成 3 1 年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記の Y U サポートシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(01)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(01)卒業判定資料（抜粋）（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 - 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）

分析項目6－8－5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：人文社会科学部（グローバル・スタディーズコース）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(02) 教育プログラム：グローバル・スタディーズの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(02) 教育プログラム：グローバル・スタディーズの教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(02) 教育プログラム：グローバル・スタディーズの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(01)学べることの概要 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P35 6-3-1-01_(02)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部グローバル・スタディーズコース） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P29～32
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(01)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(02)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部グローバル・スタディーズコース） （再掲）6-3-2-03_(01)カリキュラム・チェックリストの点検結果について （再掲）6-3-2-04_(01)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(01)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(01)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(01)山形大学学部規則第35・36条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料

教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲） 6-3-1-02_ (01) 学生便覧 P35
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲） 6-3-1-01_ (02) カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部グローバル・スタディーズコース） （再掲） 6-3-2-04_ (01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲） 6-3-2-05_ (01) 役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系的性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項
・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を	【該当なし】 ・CAP制に関する規定

適切に設けていること	
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(01)「エリアキャンパスもがみ」概要 （再掲）6-4-A-02_(01)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成27年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する人文社会科学部からは平成29年度計44人、平成30年度計85人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(01)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(02)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(03)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(04)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(01) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(01) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(01) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(01) インターンシップ・マニュアル （再掲）6-5-3-02_(01) 短期インターンシップの概要 （再掲）6-5-3-03_(01) 2018年度インターンシップ受入企業一覧 （再掲）6-5-3-04_(01) 2018年度インターンシップ実績 （再掲）6-5-3-05_(01) キャリア教育科目の履修状況 （再掲）6-5-3-06_(01) シラバス抜粋 （再掲）6-5-3-07_(01) インターンシップ表彰 （再掲）6-5-3-08_(01) 小白川Cキャリアサポートセンター規程
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(01) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(01) 留学生チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 (再掲) 6-5-4-02_(01)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 6-5-4-03_(01)障がい学生支援フローチャート (再掲) 6-5-4-04_(01)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-02_(01)学生便覧 P3 (再掲) 6-5-4-05_(01)2018年度学習サポートルーム利用実績 (再掲) 6-5-4-06_(01)2018年度学習相談室利用実績 (再掲) 6-5-4-07_(01)日本語・日本文化論コース時間割・シラバス (再掲) 6-5-4-08_(01)教員採用試験対策の取組について（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－5－○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	・キャリア教育については、1 年次に大部分の学生が基盤教育科目の キャリア教育科目を受講している。 (再掲) 6-5-3-05_(01)キャリア教育科目の履修状況 ・平成 30 年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に 1 年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワークー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等 190 校の内、最優秀賞 1 校）した。 (再掲) 6-5-3-07_(01)インターンシップ表彰 ・就職支援については、人文社会科学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 (再掲) 6-5-3-08_(01)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組 6－5－B	・「YU サポートシステム」（GPA 制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 (再掲) 6-5-B-1_(01)YU サポートシステムとは

活動取組 6-5-C	前期開始時期に、当該年度の2年次学生がピアサポーターを担当し、学習相談を実施している。 （再掲）6-5-C-01_(01)ピアサポートの実施について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。 ・ピアサポートを実施している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9 （再掲）6-6-2-01_(01)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(01)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 （再掲）6-6-3-02_(01)成績分布表（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P2～3

	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-03_(01)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P8 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－6－3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(01)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(01)卒業判定資料（抜粋）（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 - 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）

分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：人文社会科学部（総合法律コース）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(03) 教育プログラム：総合法律の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(03) 教育プログラム：総合法律の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(03) 教育プログラム：総合法律の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
--

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(01)学べることの概要 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P45 6-3-1-01_(03)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部総合法律コース） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P39～42
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(01)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(03)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部総合法律コース） （再掲）6-3-2-03_(01)カリキュラム・チェックリストの点検結果について （再掲）6-3-2-04_(01)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(01)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(01)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(01)山形大学学部規則第35・36条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料

教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲） 6-3-1-02_ (01) 学生便覧 P45
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲） 6-3-1-01_ (03) カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部総合法律コース） （再掲） 6-3-2-04_ (01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲） 6-3-2-05_ (01) 役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項
・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を	【該当なし】 ・CAP制に関する規定

適切に設けていること	
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(01)「エリアキャンパスもがみ」概要 （再掲）6-4-A-02_(01)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成27年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する人文社会科学部からは平成29年度計44人、平成30年度計85人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(01)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(02)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(03)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(04)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP制を導入している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1） （再掲）6-5-1_(01) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2） （再掲）6-5-2_(01) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3） （再掲）6-5-3_(01) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(01) インターンシップ・マニュアル （再掲）6-5-3-02_(01) 短期インターンシップの概要 （再掲）6-5-3-03_(01) 2018年度インターンシップ受入企業一覧 （再掲）6-5-3-04_(01) 2018年度インターンシップ実績 （再掲）6-5-3-05_(01) キャリア教育科目の履修状況 （再掲）6-5-3-06_(01) シラバス抜粋 （再掲）6-5-3-07_(01) インターンシップ表彰 （再掲）6-5-3-08_(01) 小白川Cキャリアサポートセンター規程
分析項目6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4） （再掲）6-5-4_(01) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(01) 留学生チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 (再掲) 6-5-4-02_(01)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 6-5-4-03_(01)障がい学生支援フローチャート (再掲) 6-5-4-04_(01)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-02_(01)学生便覧 P3 (再掲) 6-5-4-05_(01)2018年度学習サポートルーム利用実績 (再掲) 6-5-4-06_(01)2018年度学習相談室利用実績 (再掲) 6-5-4-07_(01)日本語・日本文化論コース時間割・シラバス (再掲) 6-5-4-08_(01)教員採用試験対策の取組について（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。 (再掲) 6-5-3-05_(01)キャリア教育科目の履修状況 ・平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーク-山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）した。 (再掲) 6-5-3-07_(01)インターンシップ表彰 ・就職支援については、人文社会科学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 (再掲) 6-5-3-08_(01)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーターティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 (再掲) 6-5-B-1_(01)YUサポーターティングシステムとは

活動取組 6-5-C	前期開始時期に、当該年度の2年次学生がピアサポーターを担当し、学習相談を実施している。 （再掲）6-5-C-01_(01)ピアサポートの実施について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。 ・ピアサポートを実施している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9 （再掲）6-6-2-01_(01)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(01)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 （再掲）6-6-3-02_(01)成績分布表（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P2～3

	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-03_(01)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P8 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－6－3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(01)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(01)卒業判定資料（抜粋）（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率（進学希望者に対する進学者の割合）の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルサイトにある場合は該当URL） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 - 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）

分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：人文社会科学部（地域公共政策コース）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(04) 教育プログラム：地域公共政策の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(04) 教育プログラム：地域公共政策の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(04) 教育プログラム：地域公共政策の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(01)学べることの概要 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P55 6-3-1-01_(04)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部地域公共政策コース） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P49～52
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(01)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(04)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部地域公共政策コース） （再掲）6-3-2-03_(01)カリキュラム・チェックリストの点検結果について （再掲）6-3-2-04_(01)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(01)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(01)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(01)山形大学学部規則第35・36条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料

教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲） 6-3-1-02_ (01) 学生便覧 P55
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲） 6-3-1-01_ (04) カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部地域公共政策コース） （再掲） 6-3-2-04_ (01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲） 6-3-2-05_ (01) 役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系的性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項
・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を	【該当なし】 ・CAP制に関する規定

適切に設けていること	
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(01)「エリアキャンパスもがみ」概要 （再掲）6-4-A-02_(01)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成27年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する人文社会科学部からは平成29年度計44人、平成30年度計85人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(01)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(02)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(03)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(04)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(01) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(01) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(01) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(01) インターンシップ・マニュアル （再掲）6-5-3-02_(01) 短期インターンシップの概要 （再掲）6-5-3-03_(01) 2018年度インターンシップ受入企業一覧 （再掲）6-5-3-04_(01) 2018年度インターンシップ実績 （再掲）6-5-3-05_(01) キャリア教育科目の履修状況 （再掲）6-5-3-06_(01) シラバス抜粋 （再掲）6-5-3-07_(01) インターンシップ表彰 （再掲）6-5-3-08_(01) 小白川Cキャリアサポートセンター規程
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(01) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(01) 留学生チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(01)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-03_(01)障がい学生支援フローチャート （再掲）6-5-4-04_(01)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P3 （再掲）6-5-4-05_(01)2018年度学習サポートルーム利用実績 （再掲）6-5-4-06_(01)2018年度学習相談室利用実績 （再掲）6-5-4-07_(01)日本語・日本文化論コース時間割・シラバス （再掲）6-5-4-08_(01)教員採用試験対策の取組について（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。 （再掲）6-5-3-05_(01)キャリア教育科目の履修状況 ・平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーク-山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）した。 （再掲）6-5-3-07_(01)インターンシップ表彰 ・就職支援については、人文社会科学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 （再掲）6-5-3-08_(01)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーターティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲）6-5-B-1_(01)YUサポーターティングシステムとは

活動取組 6-5-C	前期開始時期に、当該年度の2年次学生がピアサポーターを担当し、学習相談を実施している。 （再掲）6-5-C-01_(01)ピアサポートの実施について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。 ・ピアサポートを実施している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9 （再掲）6-6-2-01_(01)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(01)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 （再掲）6-6-3-02_(01)成績分布表（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P2～3

	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-03_(01)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P8 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－6－3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(01)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(01)卒業判定資料（抜粋）（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）

分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：人文社会科学部（経済・マネジメントコース）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(05) 教育プログラム：経済・マネジメントの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(05) 教育プログラム：経済・マネジメントの教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(01) 教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(05) 教育プログラム：経済・マネジメントの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
--

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(01)学べることの概要 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P65 6-3-1-01_(05)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部経済・マネジメントコース） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P59～62
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(01)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(05)カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部経済・マネジメントコース） （再掲）6-3-2-03_(01)カリキュラム・チェックリストの点検結果について （再掲）6-3-2-04_(01)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(01)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(01)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(01)山形大学学部規則第35・36条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料

ていること	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲）6-3-1-02_ (01) 学生便覧 P65
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-01_ (05) カリキュラム・チェックリスト（人文社会科学部経済・マネジメントコース） （再掲）6-3-2-04_ (01) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_ (01) 役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項
・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(01)2019年度授業時間割表 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(01)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を	【該当なし】 ・CAP制に関する規定

適切に設けていること	
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(01)「エリアキャンパスもがみ」概要 （再掲）6-4-A-02_(01)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成27年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する人文社会科学部からは平成29年度計44人、平成30年度計85人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(01)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(02)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(03)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(04)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1） （再掲）6-5-1_(01) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2） （再掲）6-5-2_(01) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3） 6-5-3_(01) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(01) インターンシップ・マニュアル （再掲）6-5-3-02_(01) 短期インターンシップの概要 （再掲）6-5-3-03_(01) 2018年度インターンシップ受入企業一覧 （再掲）6-5-3-04_(01) 2018年度インターンシップ実績 （再掲）6-5-3-05_(01) キャリア教育科目の履修状況 （再掲）6-5-3-06_(01) シラバス抜粋 （再掲）6-5-3-07_(01) インターンシップ表彰 （再掲）6-5-3-08_(01) 小白川Cキャリアサポートセンター規程
分析項目6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4） （再掲）6-5-4_(01) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(01) 留学生チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 (再掲) 6-5-4-02_(01)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 6-5-4-03_(01)障がい学生支援フローチャート (再掲) 6-5-4-04_(01)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-02_(01)学生便覧 P3 (再掲) 6-5-4-05_(01)2018年度学習サポートルーム利用実績 (再掲) 6-5-4-06_(01)2018年度学習相談室利用実績 (再掲) 6-5-4-07_(01)日本語・日本文化論コース時間割・シラバス (再掲) 6-5-4-08_(01)教員採用試験対策の取組について（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。 (再掲) 6-5-3-05_(01)キャリア教育科目の履修状況 ・平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーク-山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）した。 (再掲) 6-5-3-07_(01)インターンシップ表彰 ・就職支援については、人文社会科学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 (再掲) 6-5-3-08_(01)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーターティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 (再掲) 6-5-B-1_(01)YUサポーターティングシステムとは

活動取組 6-5-C	前期開始時期に、当該年度の2年次学生がピアサポーターを担当し、学習相談を実施している。 （再掲）6-5-C-01_(01)ピアサポートの実施について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。 ・ピアサポートを実施している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P7～9 （再掲）6-6-2-01_(01)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(01)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 （再掲）6-6-3-02_(01)成績分布表（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P2～3

	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-03_(01)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P8 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－6－3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(01)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(01)学生便覧 P4
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(01)卒業判定資料（抜粋）（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 - 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 - 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）

分析項目 6－8－5	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：地域教育文化学部（児童教育コース）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(06)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-02_(06)教育プログラム：児童教育学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(06)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(06)教育プログラム：児童教育学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(06)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-02_(06)教育プログラム：児童教育学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－3－1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(06)学べることの概要 6-3-1-02_(06)カリキュラムマップ（地域教育文化学部児童教育コース） 6-3-1-03_(06)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化学部児童教育コース） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-04_(06)学生便覧 P15～19
分析項目6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(06)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-03_(06)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化学部児童教育コース） 6-3-2-03_(06)（地域教育文化学部）カリキュラム・チェックリストの点検結果について 6-3-2-04_(06)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） 6-3-2-05_(06)役員会議事録（教育プログラムの認定について） 6-3-2-06_(06)内部質保証を推進するための指針
分析項目6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(06)山形大学学部規則第35・36条 6-3-3-02_(06)山形大学地域教育文化学部既修得単位認定要領
分析項目6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

の研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲）6-3-1-02_(06)カリキュラムマップ（地域教育文化学部児童教育コース）
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-03_(06)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化学部児童教育コース） （再掲）6-3-2-04_(06)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(06)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(06)2019年度学年暦 6-4-1-02_(06)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(06)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(06)2019年度授業時間割表 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(06)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5	【該当なし】

専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

分析項目6-4-○	該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。さらに、地域教育文化学部においては、異なった分野で学ぶ3年次生が、共同的、能動的に関わって地域と連携した活動を展開することを目的とした「フィールドプロジェクト」（卒業要件）を実施している。 6-4-A-01_(06)「エリアキャンパスもがみ」概要 6-4-A-02_(06)基盤共通教育機関科目2019「山形から考える」ハンドブック 6-4-A-03_(06)「平成30年度フィールドプロジェクト実施報告会」
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成27年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する地域教育文化学部からは平成29年度計19人、平成30年度計25人が海外に留学している。 6-4-B-01_(06)「学生大使」について 6-4-B-02_(06)「短期派遣留学」について 6-4-B-03_(06)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～「地域人材コース」について 6-4-B-04_(06)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P7
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に	

取り組んでいる。 ・単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(06) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(06) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(06) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(06) インターンシップ・マニュアル 6-5-3-02_(06) 短期インターンシップの概要 6-5-3-03_(06) 2018 年度インターンシップ受入企業一覧 6-5-3-04_(06) 2018 年度インターンシップ実績 6-5-3-05_(06) キャリア教育科目の履修状況 6-5-3-06_(06) シラバス抜粋 6-5-3-07_(06) インターンシップ表彰 6-5-3-08_(06) 小白川Cキャリアサポートセンター規程

分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4） 6-5-4_(06) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(06) 留学生チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(06) 留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03_(06) 障がい学生支援フローチャート 6-5-4-04_(06) 授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）6-3-1-04_(06) 学生便覧 P8 6-5-4-05_(06) 2018 年度学習サポートルーム利用実績 6-5-4-06_(06) 2018 年度学習相談室利用実績 6-5-4-07_(06) 日本語・日本文化論コース時間割・シラバス 6-5-4-08_(06) 教員採用試験対策の取組について 6-5-4-09_(06) 教育実習支援オフィスについて
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6-5-A	・キャリア教育については、1 年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。 （再掲）6-5-3-05_(06) キャリア教育科目の履修状況 ・平成 30 年度に文部科学省が実施した「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に 1 年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等 190 校の内、最優秀賞 1 校）した。 （再掲）6-5-3-07_(06) インターンシップ表彰

	・就職支援については、地域教育文化学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 （再掲）6-5-3-08_(06)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーターティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 6-5-B-1_(06)YUサポーターティングシステムとは
活動取組6-5-	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P3～4
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P3～4 6-6-2-01_(06)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(06)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料

	6-6-3-02_(06)卒業判定資料（抜粋）（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P6～7 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-03_(06)卒業論文・研究発表会について（非公表）
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P7 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P1、55～66 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(06)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 - 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P.1.55-66
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-6-3-02_(06)卒業判定資料（抜粋）（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 - 審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(06) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(06)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(06) 資格の取得者数 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 【該当なし】
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(06) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(06) 平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査票） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）

	6-8-2-02_(06)卒業生の活躍「山大聖火リレー」抜粋
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(06)FD ネットワークつばさ研究年報 2018 P92～105
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書 6-8-4-02_(06)学生と学長・理事及び小白川キャンパス長等との懇談会について ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲） 6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(06) H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-1～5	基準6-8については、平成29年度のコース再編（改組は伴わない）前のコースについて記載した。
分析項目6-8-4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生に対するアンケート調査については、これまで5年ごと（平成22年、平成27年）に実施しており、次回は中期目標期間の4年終了時評価に合わせて令和元（2019）年度に実施予定である。 （再掲） 6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-8-A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 6-8-A-01_(06) 基盤力テストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組

- ・全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。

改善を要する事項

- ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：地域教育文化学部（文化創生コース）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(06)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(07)教育プログラム：文化創生学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(06)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(07)教育プログラム：文化創生学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(06)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-02_(06)教育プログラム：文化創生学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	- 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(06)学べることの概要 6-3-1-01_(07)カリキュラムマップ（地域教育文化学部文化創生コース） 6-3-1-02_(07)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化学部文化創生コース） - 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P20～23
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	- 分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(06)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし - シラバス （再掲）6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス - その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(07)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化学部文化創生コース） （再掲）6-3-2-03_(06)（地域教育文化学部）カリキュラム・チェックリストの点検結果について （再掲）6-3-2-04_(06)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(06)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(06)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(06)山形大学学部規則第35・36条 （再掲）6-3-3-02_(06)山形大学地域教育文化学部既修得単位認定要領
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	【該当なし】 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

の研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲）6-3-1-01_ (07)カリキュラムマップ（地域教育文化学部文化創生コース）
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-02_ (07)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化学部文化創生コース） （再掲）6-3-2-04_ (06)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_ (06)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(06)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(06)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(06)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(06)2019年度授業時間割表 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(06)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(06)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5	【該当なし】

専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

分析項目 6-4-O	該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏 8 市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。さらに、地域教育文化学部においては、異なった分野で学ぶ 3 年次生が、共同的、能動的に関わって地域と連携した活動を展開することを目的とした「フィールドプロジェクト」（卒業要件）を実施している。 （再掲）6-4-A-01_(06)「エリアキャンパスもがみ」概要 （再掲）6-4-A-02_(06)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック （再掲）6-4-A-03_(06)「平成 30 年度フィールドプロジェクト実施報告会」
活動取組 6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成 30 年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する地域教育文化学部からは平成 29 年度計 19 人、平成 30 年度計 25 人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(06)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(06)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(06)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(06)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定める CAP 制を導入している。 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P7
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に	

取り組んでいる。 ・単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(06) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(06) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(06) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(06) インターンシップ・マニュアル （再掲）6-5-3-02_(06) 短期インターンシップの概要 （再掲）6-5-3-03_(06) 2018 年度インターンシップ受入企業一覧 （再掲）6-5-3-04_(06) 2018 年度インターンシップ実績 （再掲）6-5-3-05_(06) キャリア教育科目の履修状況 （再掲）6-5-3-06_(06) シラバス抜粋 （再掲）6-5-3-07_(06) インターンシップ表彰 （再掲）6-5-3-08_(06) 小白川Cキャリアサポートセンター規程

分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4） （再掲）6-5-4_(06) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(06) 留学生チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(06) 留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-03_(06) 障がい学生支援フローチャート （再掲）6-5-4-04_(06) 授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）6-3-1-04_(06) 学生便覧 P8 （再掲）6-5-4-05_(06) 2018 年度学習サポートルーム利用実績 （再掲）6-5-4-06_(06) 2018 年度学習相談室利用実績 （再掲）6-5-4-07_(06) 日本語・日本文化論コース時間割・シラバス （再掲）6-5-4-08_(06) 教員採用試験対策の取組について （再掲）6-5-4-09_(06) 教育実習支援オフィスについて
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6-5-A	・キャリア教育については、1 年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。 （再掲）6-5-3-05_(06) キャリア教育科目の履修状況 ・平成 30 年度に文部科学省が実施した「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に 1 年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等 190 校の内、最優秀賞 1 校）した。 （再掲）6-5-3-07_(06) インターンシップ表彰

	・就職支援については、地域教育文化学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 （再掲）6-5-3-08_(06)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーターティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲）6-5-B-1_(06)YUサポーターティングシステムとは
活動取組6-5-	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P3～4
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P3～4 （再掲）6-6-2-01_(06)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(06)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料

	（再掲）6-6-3-02_(06)卒業判定資料（抜粋）（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P6～7 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-03_(06)卒業論文・研究発表会について（非公表）
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P7 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P1、55～66 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(06)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 - 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-04_(06)学生便覧 P.1.55-66
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-6-3-02_(06)卒業判定資料（抜粋）（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 - 審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） （再掲）6-8-1_(06) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） （再掲）6-8-1_(06)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） - 資格の取得者数が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(06) 資格の取得者数 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 【該当なし】
分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(06) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(06) 平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査票） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）

	(再掲) 6-8-2-02_(06)卒業生の活躍「山大聖火リレー」抜粋
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-3-01_(06)FD ネットワークつばさ研究年報 2018 P92～105
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書 (再掲) 6-8-4-02_(06)学生と学長・理事及び小白川キャンパス長等との懇談会について ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） (再掲) 6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(06) H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-1～5	基準6-8については、平成29年度のコース再編（改組は伴わない）前のコースについて記載した。
分析項目6-8-4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生に対するアンケート調査については、これまで5年ごと（平成22年、平成27年）に実施しており、次回は中期目標期間の4年終了時評価に合わせて令和元（2019）年度に実施予定である。 (再掲) 6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-8-A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 (再掲) 6-8-A-01_(06) 基盤力テストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
■ 当該基準を満たす	
□ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組

- ・全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。

改善を要する事項

- ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理学部（理学科）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(08) 教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-02_(08) 教育プログラム：理学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	社会的ニーズ等に対応できるよう平成29年度に従来の5学科を1学科に再編・統合するとともに、学内の入学定員見直しにより、入学定員を185名から210名に拡大した。 6-1-A-01_(08) 平成29年度理学部学科改組の概要
活動取組6-1-B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-B-01_(08) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(08)教育プログラム：理学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(08)教育プログラム：理学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
--

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(08)学部案内 6-3-1-02_(08)学生便覧 P14～23 6-3-1-03_(08)カリキュラム・チェックリスト（理学科） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(08)学生便覧 P6～13
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(08)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(08)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-03_(08)カリキュラム・チェックリスト（理学科） 6-3-2-03_(08)カリキュラム・チェックリストの点検結果について 6-3-2-04_(08)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） 6-3-2-05_(08)役員会議事録（教育プログラムの認定について） 6-3-2-06_(08)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(08)山形大学学部規則第35・36条 6-3-3-02_(08)山形大学理学部既修得単位認定細則
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとし	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料

ていること	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、平成31年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	・カリキュラムマップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲） 6-3-1-02_ (08) 学生便覧 P14～23
活動取組6－3－B	・カリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲） 6-3-1-03_ (08) カリキュラム・チェックリスト（理学科） （再掲） 6-3-2-04_ (08) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲） 6-3-2-05_ (08) 役員会議事録（教育プログラムの認定について）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・カリキュラムマップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項
・該当なし

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(08)2019年度学年暦 6-4-1-02_(08)2019年度授業時間割表
分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(08)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(08)2019年度授業時間割表
分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(08)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(08)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(08)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目 6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目 6-4-6	【該当なし】

大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

活動取組 6－4－A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏 8 市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 6-4-A-01_(08)「エリアキャンパスもがみ」概要 6-4-A-02_(08)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組 6－4－B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成 30 年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する理学部からは平成 29 年度計 10 人、平成 30 年度計 10 人が海外に留学している。 6-4-B-01_(08)「学生大使」について 6-4-B-02_(08)「短期派遣留学」について 6-4-B-03_(08)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について 6-4-B-04_(08)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6－4－C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(08)学生便覧 P24
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(08) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(08) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(08) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(08) インターンシップ・マニュアル 6-5-3-02_(08) 短期インターンシップの概要 6-5-3-03_(08) 2018年度インターンシップ受入企業一覧 6-5-3-04_(08) 2018年度インターンシップ実績 6-5-3-05_(08) キャリア教育科目の履修状況 6-5-3-06_(08) シラバス抜粋 6-5-3-07_(08) インターンシップ表彰 6-5-3-08_(08) 小白川Cキャリアサポートセンター規程
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(08) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(08) 留学生チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(08) 留学生ハンドブック

	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03_(08)障がい学生支援フローチャート 6-5-4-04_(08)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(08)学生便覧 P28 6-5-4-05_(08)2018年度学習サポートルーム利用実績 6-5-4-06_(08)2018年度学習相談室利用実績 6-5-4-07_(08)日本語・日本文化論コース時間割・シラバス 6-5-4-08_(08)教員採用試験対策の取組について
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。 （再掲）6-5-3-05_(08)キャリア教育科目の履修状況 ・平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が評価され、最優秀賞を受賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）した。 （再掲）6-5-3-07_(08)インターンシップ表彰 ・就職支援については、人文社会科学部の所在する小白川キャンパスではキャリアサポートセンターを設置しており、サポートを行っている。 （再掲）6-5-3-08_(08)小白川Cキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 6-5-B-1_(08)YUサポーティングシステムとは
活動取組6-5-	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(08)学生便覧 P27～28
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(08)学生便覧 P27～28 6-6-2-01_(08)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(08)成績GPA表スクリーンショット（非公表） ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(08)学部教務委員会資料（抜粋）（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(08)学生便覧 P27～28 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-03_(08)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_(08)学生便覧 P24

	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_ (08) 学生便覧 P6～8 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料

	6-7-1-01_(08)判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-02_(08)学生便覧 P6～8
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(08)卒業判定に係る審議資料（抜粋） （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5	【該当なし】

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。	
活動取組 6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学部

第三者評価の結果の活用（有）（医学科）：医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構）

6-1、6-2、6-5～6-8の基準については、「特記事項なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-1-A	該当なし
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	該当なし
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-3-A	医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、山形大学医学部として卒業生が修得すべき教育成果（学修成果）を明示し、学生が確実に修得するよう、到達度を測定するシステムを構築すべく医学科全体を通じての教育到達目標（コンピテンシー）を作成し、平成30年度から運用している。また、シラバスを基に各講義・実習とコンピテンシーの対比表を作成した。さらに、全体を俯瞰するカリキュラム・マップの作成により、学生および教員の教育深度とその判断が容易に認識できるようになっている。

	6-3-A-01_(09)医学教育モデル・コア・カリキュラム 6-3-A-02_(09) 山形大学医学部医学科教育到達目標（コンピテンシー） 6-3-A-03_(09)山形大学医学部医学科カリキュラム・マップ
優れた成果が確認できる取組	モデル・コア・カリキュラムに基づいた教育到達目標（コンピテンシー）の作成及びカリキュラム・マップの作成により、学生に対し教育成果等について明示している。

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－4－A	医師養成の質保証のため、本学では平成21年1月に全国に先駆けて Student Doctor 制度を導入している。本制度は、全国の医学部共通の知識・技能試験に合格した学生にスチューデントドクターの称号を付与し、指導医の下であれば安全に医行為を行いうる能力を有している学生が病院での実習を行う制度であり、現在、本制度は医学教育のモデルケースとして認められ、平成27年度から全国80の国公私立医学系大学で構成される全国医学部長病院長会議において、全国の医学部共通の制度として採用されている。 6-4-A-01_(09)Student Doctor 認定証授与式の様子（山形新聞）
活動取組6－4－B	卒業後の研修・診療及び山形県内への医師定着を見据え、平成24年1月から、大学病院と山形県内の協力病院が連携し、協力病院での臨床実習を取り入れた「山形県広域連携実習制度」を行っている。現在、同制度は山形県内の14病院との間で行っているが、今後、「地域医療への貢献」の観点から、小規模医療機関に協力病院を拡大することを検討している。 なお、本制度の質保証の観点から、大学病院及び協力病院の指導医を対象としたFDも行っている。 6-4-B-01_(09)山形県広域連携実習協定式の様子（山形県ホームページ）
優れた成果が確認できる取組	
- Student Doctor 制度を全国で先駆けて導入している。 - 卒業後の研修・診療及び山形県内への医師定着を見据えて大学病院と協力病院とが連携し、山形県内での広域連携臨床実習を行っている。	

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－5－A	該当なし

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－6－A

該当なし

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－7－A

該当なし

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目

分析項目6－8－1

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位

- ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）

[6-8-1_\(09\) 標準修業年限内の卒業（修了）率](#)

- ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）

[6-8-1_\(09\) 標準修業年限内の卒業（修了）率](#)

授与方針に則して適正な状況にあること	
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学 の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して 適正な状況にあること	・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学部（看護学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(10)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-02_(10)教育プログラム：看護学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(10)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(10)教育プログラム：看護学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(10)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-02_(10)教育プログラム：看護学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(10)看護学科紹介 6-3-1-02_(10)看護学科カリキュラム・マップ 6-3-1-03_(10)看護学科カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-04_(10)2019 学生便覧 P22-24
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(10)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(10)2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019 年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-03_(10)看護学科カリキュラム・チェックリスト 6-3-2-03_(10)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要 6-3-2-04_(10)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） 6-3-2-05_(10)役員会議事録（教育プログラムの認定について） 6-3-2-06_(10)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(10)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-1-04_(10)2019 学生便覧 P20
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料

教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	2018年度に設立された一般社団法人日本看護学教育評価機構による分野別評価の受審を検討している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	・カリキュラム・マップを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲）6-3-1-02_(10)看護学科カリキュラム・マップ
活動取組6－3－B	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自の取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-03_(10)看護学科カリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-04_(10)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(10)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・マップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。	

・ カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系的維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(10)看護学科 2019 年度年間予定表・時間割
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲） 6-4-1-01_(10)看護学科 2019 年度年間予定表・時間割
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲） 6-3-2-02_(10)2019 年度開講科目シラバス （再掲） 6-3-2-07_(01)2019 年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(10)教育上主要と認める授業科目 ・ シラバス （再掲） 6-3-2-02_(10)2019 年度開講科目シラバス （再掲） 6-3-2-07_(01)2019 年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・ 大学院学則

ること	
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科

	目として「山形から考える」を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 6-4-A-01_(10)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学 HP） 6-4-A-02_(10) 基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組 6－4－B	看護師養成の質保証のため、本学では平成 22 年に全国に先駆けて Student Nurse 制度を導入している。本制度は、看護師を目指す看護学生としての一定レベルの知識、実技能力を検定し、合格した学生に「Student Nurse」の称号を与え、医学部附属病院の内科・外科・小児科・産科・精神科の他、県内の高齢者施設や保育園で実習を行わせるものであり、看護学生が看護師を目指すための自覚、心構え、医療に携わる人間としての責任感や使命感の再認識、社会及び患者さんに対して責任をもってチーム医療の中で学ぶことを目指す実践的な教育である。 6-4-B-01_(10) Student Nurse 認定証授与式の様子（山形新聞）
活動取組 6－4－C	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 30 年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する医学部からは平成 29 年度 2 人、平成 30 年度 3 人が海外に留学している。 6-4-C-01_(10)「学生大使」について 6-4-C-02_(10)「短期派遣留学」について 6-4-C-03_(10)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 - 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 - Student Nurse 制度を全国で先駆けて導入している。	
改善を要する事項 該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目

分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(10)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(10)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(10)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(10)看護学科 H30 実習先一覧 6-5-3-02_(10)キャリア教育科目の履修状況 6-5-3-03_(10)「ブレ・インターンシップ」シラバス 6-5-3-04_(10)インターンシップ表彰
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(10)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 該当なし ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-4	現在、留学生、障害のある学生等履修上特別な支援を要する学生が在籍していないため、対象となる学生への学修支援等は実施していないが、対象者が出た場合は、医学部看護学科の教務委員会及び厚生委員会で支援方を策定の上、学科としての支援方を決定し、本学部として実施する。 また、障害のある学生については、障がい学習支援センターの通知に基づき、連携しながら対応する予定である。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）を獲得している。 （再掲） 6-5-3-02_(10)キャリア教育科目の履修状況 （再掲） 6-5-3-03_(10)「プレ・インターンシップ」シラバス （再掲） 6-5-3-04_(10)インターンシップ表彰
活動取組6-5-B	「YUサポーターシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 6-5-B-1_(10)YUサポーターシステムとは（本学HP）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-3-1-04_(10)2019 学生便覧 P30
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-04_(10)2019 学生便覧 P30 6-6-2-01_(10)シラバスにおける成績評価基準(例)
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(10) 成績GPA表スクリーンショット (非公表) ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(10)H30 統合特別講義試験結果 (非公表) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-04_(10)2019 学生便覧 P30 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-03_(10)個人指導等が中心となる科目のシラバス
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(10)看護学科助産師コース結果について ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示するこ

	ととした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-01_ (10) 山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-02_ (10) 卒業判定の手順 6-7-1-03_ (10) 卒業・修了判定に係る審議状況 （非公表）
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲） 6-7-1-01_ (10) 山形大学医学部看護学科学年進級及び卒業に必要な単位

分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 (再掲) 6-7-1-03_(10)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(10)標準修業年限内の卒業（修了）率

資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）） 6-8-1_(10)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(10)国家試験結果について ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 該当なし
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(09)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(10)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(10)看護学科・看護学専攻：卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(10)学習成果等アンケート（FDネットワークつばさ研究年報2018） P92-105
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(10)看護学科卒業生アンケート 6-8-4-02_(10)卒業生調査報告書 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(10)看護学科卒業生アンケート （再掲）6-8-4-02_(10)卒業生調査報告書
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(10)H30採用企業アンケート実施報告書

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-1	論文の採択・各コンペティション等の受賞等はないものの、学会に参加し、卒業研究の論文発表等を行っている。
分析項目6-8-4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生に対するアンケート調査については、これまで5年ごと（平成22年、平成27年）に実施しており、今回は中期目標期間の4年終了時評価に合わせて令和元（2019）年度に実施予定である。 (再掲) 6-8-4-02_(10)卒業生調査報告書
分析項目6-8-5	学部として、2年次及び4年次看護学科野外セミナーを開催し、就職先や進学先等の関係者からの講話やディスカッション等を実施している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 6-8-A-01_(10)基盤力テストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部（高分子・有機材料工学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-02_(11)教育プログラム：高分子・有機材料工学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(11)統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6－1－B	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-02_(11)教育プログラム：高分子・有機材料工学の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6－1－C	社会的ニーズ等に対応できるよう平成29年度に従来の8学科を6学科に再編・統合するとともに、学内の入学定員見直しにより、入学定員を620名から650名に拡大した。 6-1-C-01_(11)平成29年度工学部学科改組の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(11)教育プログラム：高分子・有機材料工学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-02_(11)教育プログラム：高分子・有機材料工学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで教育課程方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-02_(11)教育プログラム：高分子・有機材料工学の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(11)学科紹介 6-3-1-02_(11)学生便覧 P25 6-3-1-03_(11)カリキュラム・チェックリスト（高分子・有機材料工学科） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P6～12、P16
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(11)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 8-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-03_(11)カリキュラム・チェックリスト（高分子・有機材料工学科） 6-3-2-03_(11)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要（統括教育ディレクター会議資料） 6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） 6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について） 6-3-2-06_(11)内部質保証を推進するための指針 6-3-2-07_(11)山形大学工学部運営諮問会議資料（非公表）
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(11)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P117
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

の研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-03_(11)カリキュラム・チェックリスト（高分子・有機材料工学科） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	- 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(11)教育上主要と認める授業科目 - シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-O	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 6-4-A-01_(11)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） 6-4-A-02_(11)基盤共通教育機関科目2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留

	学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する工学部からは平成 29 年度計 10 人、平成 30 年度計 27 人が海外に留学している。 6-4-B-01_(11)「学生大使」について 6-4-B-02_(11)「短期派遣留学」について 6-4-B-03_(11)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について 6-4-B-04_(11)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6－4－C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定める C A P 制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P5
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） 6-5-1_(11)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） 6-5-2_(11)学習相談の実施状況

	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(11)インターンシップ実施状況（非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(11)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(11)山形大学米沢地区チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(11)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞を獲得している。また、専門教育でもキャリア科目やインターンシップを実施している。なお、米沢キャンパスにはキャリアサポートセンターを設置している。 6-5-A-01_(11)山形大学基盤共通科目キャリアデザイン履修状況 6-5-A-02_(11)基盤共通科目シラバス「フィールドワーク山形で働く魅力（プレインターンシップ）」

	6-5-A-03_(11)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省ホームページ） 6-5-A-04_(11)山形大学米沢キャンパスキャリアサポートセンター規程
活動取組 6-5-B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 6-5-B-01_(11)YUサポーティングシステムとは（山形大学ホームページ）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・ 「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 6-6-2-01_(11)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01_(11)成績 GPA 表（全科目）スクリーンショット （非公表） ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし

	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1	・卒業又は修了の要件を定めた規定

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	（再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 16 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_ (11) 卒業判定の手順
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 16
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_ (11) 卒業判定資料（非公表） 6-7-4-02_ (11) 教授会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	【該当なし】 ・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

習成果が得られていること	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部（化学・バイオ工学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(12)教育プログラム：化学・バイオ工学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(11)統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6－1－B	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(12)教育プログラム：化学・バイオ工学の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6－1－C	社会的ニーズ等に対応できるよう平成29年度に従来の8学科を6学科に再編・統合するとともに、学内の入学定員見直しにより、入学定員を620名から650名に拡大した。 （再掲） 6-1-C-01_(11)平成29年度工学部学科改組の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(12)教育プログラム：化学・バイオ工学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(12)教育プログラム：化学・バイオ工学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで教育課程方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(12)教育プログラム：化学・バイオ工学の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－3－1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(11)学科紹介 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P38 6-3-1-01_(12)カリキュラム・チェックリスト（化学・バイオ工学科） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P6～12、P29
分析項目 6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(11)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 8-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(12)カリキュラム・チェックリスト（化学・バイオ工学科） （再掲）6-3-2-03_(11)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要（統括教育ディレクター会議資料） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(11)内部質保証を推進するための指針 （再掲）6-3-2-07_(11)山形大学工学部運営諮問会議資料（非公表）
分析項目 6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(11)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P117
分析項目 6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

の研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-01_(12)カリキュラム・チェックリスト（化学・バイオ工学科） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(11)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(11)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） （再掲）6-4-A-02_(11)基盤共通教育機関科目2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留

	学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する工学部からは平成 29 年度計 10 人、平成 30 年度計 27 人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(11)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(11)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(11)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(11)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6－4－C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定める C A P 制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P5
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） （再掲）6-5-1_(11)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） （再掲）6-5-2_(11)学習相談の実施状況

	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3） （再掲）6-5-3_(11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(11)インターンシップ実施状況（非公表）
分析項目 6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6-5-4） （再掲）6-5-4_(11)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(11)山形大学米沢地区チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(11)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1 年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成 30 年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に 1 年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞を獲得している。また、専門教育でもキャリア科目やインターンシップを実施している。なお、米沢キャンパスにはキャリアサポートセンターを設置している。 （再掲） 6-5-A-01_(11)山形大学基盤共通科目キャリアデザイン履修状況 （再掲） 6-5-A-02_(11)基盤共通科目シラバス「フィールドワーク山形で働く魅力（プレインターンシップ）」

	（再掲）6-5-A-03_(11)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省ホームページ） （再掲）6-5-A-04_(11)山形大学米沢キャンパスキャリアサポートセンター規程
活動取組 6-5-B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲）6-5-B-01_(11)YUサポーティングシステムとは（山形大学ホームページ）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 低学年次からのキャリア教育及びインターンシップが充実しており、その成果が評価されている。 ・ 「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 （再掲）6-6-2-01_(11)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(11)成績GPA表（全科目）スクリーンショット（非公表） ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし

	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-〇-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1	・卒業又は修了の要件を定めた規定

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	（再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 31 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_ (11) 卒業判定の手順
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 31
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_ (11) 卒業判定資料 （非公表） （再掲）6-7-4-02_ (11) 教授会議事録 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	【該当なし】 ・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

習成果が得られていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部（情報・エレクトロニクス学科）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(13)教育プログラム：情報・エレクトロニクス学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(11)統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6-1-B	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(13)教育プログラム：情報・エレクトロニクス学の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6-1-C	社会的ニーズ等に対応できるよう平成29年度に従来の8学科を6学科に再編・統合するとともに、学内の入学定員見直しにより、入学定員を620名から650名に拡大した。 （再掲） 6-1-C-01_(11)平成29年度工学部学科改組の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(13)教育プログラム：情報・エレクトロニクス学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(13)教育プログラム：情報・エレクトロニクス学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで教育課程方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(13)教育プログラム：情報・エレクトロニクス学の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(11)学科紹介 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P53 6-3-1-01_(13)カリキュラム・チェックリスト（情報・エレクトロニクス学科） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P6～12、P39
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(11)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 8-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(13)カリキュラム・チェックリスト（情報・エレクトロニクス学科） （再掲）6-3-2-03_(11)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要（統括教育ディレクター会議資料） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(11)内部質保証を推進するための指針 （再掲）6-3-2-07_(11)山形大学工学部運営諮問会議資料（非公表）
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(11)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P117
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

の研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-01_(13)カリキュラム・チェックリスト（情報・エレクトロニクス学科） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(11)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_（11）「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） （再掲）6-4-A-02_（11）基盤共通教育機関科目2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留

	学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する工学部からは平成 29 年度計 10 人、平成 30 年度計 27 人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(11)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(11)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(11)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(11)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6－4－C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定める C A P 制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P5
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） （再掲）6-5-1_(11)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） （再掲）6-5-2_(11)学習相談の実施状況

	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(11)インターンシップ実施状況（非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(11)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(11)山形大学米沢地区チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(11)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞を獲得している。また、専門教育でもキャリア科目やインターンシップを実施している。なお、米沢キャンパスにはキャリアサポートセンターを設置している。 （再掲） 6-5-A-01_(11)山形大学基盤共通科目キャリアデザイン履修状況 （再掲） 6-5-A-02_(11)基盤共通科目シラバス「フィールドワーク山形で働く魅力（プレインターンシップ）」

	（再掲）6-5-A-03_(11)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省ホームページ） （再掲）6-5-A-04_(11)山形大学米沢キャンパスキャリアサポートセンター規程
活動取組 6-5-B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲）6-5-B-01_(11)YUサポーティングシステムとは（山形大学ホームページ）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 低学年次からのキャリア教育及びインターンシップが充実しており、その成果が評価されている。 ・ 「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 （再掲）6-6-2-01_(11)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(11)成績 GPA 表（全科目）スクリーンショット （非公表） ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし

	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-〇-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1	・卒業又は修了の要件を定めた規定

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	（再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P7, 44 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(11)卒業判定の手順
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P7, 44
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(11)卒業判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(11)教授会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	【該当なし】 ・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

習成果が得られていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部（機械システム工学科）

第三者評価の結果の活用（有）（機械システム工学科）：J A B E E（日本技術者教育認定機構）

の基準については、「特記事項なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲）6-1-A-01_（11）統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
優れた成果が確認できる取組 機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6－2－A	該当なし
優れた成果が確認できる取組 該当なし	

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	・本学独自の取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与

	する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 6-3-A-01_(14)カリキュラム・チェックリスト（機械システム工学科） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
優れた成果が確認できる取組 カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。	

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
【特記事項】 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－4－A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏 8 市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(11)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学 HP） （再掲）6-4-A-02_(11)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組 6－4－B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成 30 年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する工学部からは平成 29 年度計 10 人、平成 30 年度計 27 人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(11)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(11)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(11)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(11)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6－4－C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定める C A P 制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P5

優れた成果が確認できる取組

- ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
- ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組6－5－A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞を獲得している。また、専門教育でもキャリア科目やインターンシップを実施している。なお、米沢キャンパスにはキャリアサポートセンターを設置している。 （再掲）6-5-A-01_(11)山形大学基盤共通科目キャリアデザイン履修状況 （再掲）6-5-A-02_(11)基盤共通科目シラバス「フィールドワーク山形で働く魅力（プレインターンシップ）」 （再掲）6-5-A-03_(11)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省ホームページ） （再掲）6-5-A-04_(11)山形大学米沢キャンパスキャリアサポートセンター規程
活動取組6－5－B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲）6-5-B-01_(11)YUサポーティングシステムとは（山形大学ホームページ）

優れた成果が確認できる取組

- ・ 低学年次からのキャリア教育及びインターンシップが充実しており、その成果が評価されている。
- ・ 「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価結果において「優れた点」として評価されている。

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組6－〇－A	該当なし
-----------	------

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組6－7－A

該当なし

優れた成果が確認できる取組

- ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目

分析項目6－8－1

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

- ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）

[6-8-1_\(14\)標準修業年限内の卒業（修了）率](#)

- ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）

[6-8-1_\(14\)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率](#)

分析項目6－8－2

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること

- ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）

[6-8-2_\(14\)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況](#)

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－8－A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 6-8-A-01_(14) 基盤力テストの実施と分析結果
優れた成果が確認できる取組 ・ 全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部（建築・デザイン学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(15)教育プログラム：建築・デザイン学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(11)統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6－1－B	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(15)教育プログラム：建築・デザイン学の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6－1－C	社会的ニーズ等に対応できるよう平成29年度に従来の8学科を6学科に再編・統合するとともに、学内の入学定員見直しにより、入学定員を620名から650名に拡大した。 （再掲） 6-1-C-01_(11)平成29年度工学部学科改組の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(15)教育プログラム：建築・デザイン学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(15)教育プログラム：建築・デザイン学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで教育課程方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(15)教育プログラム：建築・デザイン学の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(11)学科紹介 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P86 6-3-1-01_(15)カリキュラム・チェックリスト（建築・デザイン学科） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P6～12、P78
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(11)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 8-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(15)カリキュラム・チェックリスト（建築・デザイン学科） （再掲）6-3-2-03_(11)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要（統括教育ディレクター会議資料） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(11)内部質保証を推進するための指針 （再掲）6-3-2-07_(11)山形大学工学部運営諮問会議資料（非公表）
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(11)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P117
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

の研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-01_(15)カリキュラム・チェックリスト（建築・デザイン学科） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(11)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(11)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） （再掲）6-4-A-02_(11)基盤共通教育機関科目2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成30年度採択の官民協働海外留

	学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する工学部からは平成 29 年度計 10 人、平成 30 年度計 27 人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(11)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(11)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(11)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(11)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6－4－C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定める C A P 制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P5
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） （再掲）6-5-1_(11)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） （再掲）6-5-2_(11)学習相談の実施状況

	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(11)インターンシップ実施状況（非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(11)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(11)山形大学米沢地区チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(11)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞を獲得している。また、専門教育でもキャリア科目やインターンシップを実施している。なお、米沢キャンパスにはキャリアサポートセンターを設置している。 （再掲） 6-5-A-01_(11)山形大学基盤共通科目キャリアデザイン履修状況 （再掲） 6-5-A-02_(11)基盤共通科目シラバス「フィールドワーク山形で働く魅力（プレインターンシップ）」

	（再掲）6-5-A-03_(11)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省ホームページ） （再掲）6-5-A-04_(11)山形大学米沢キャンパスキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲）6-5-B-01_(11)YUサポーティングシステムとは（山形大学ホームページ）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 低学年次からのキャリア教育及びインターンシップが充実しており、その成果が評価されている。 ・ 「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 （再掲）6-6-2-01_(11)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(11)成績GPA表（全科目）スクリーンショット（非公表） ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし

	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-〇-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1	・卒業又は修了の要件を定めた規定

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	（再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 80 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_ (11) 卒業判定の手順
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 80
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_ (11) 卒業判定資料 （非公表） （再掲）6-7-4-02_ (11) 教授会議事録 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・ 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学	【該当なし】 ・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

習成果が得られていること	
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部（システム創成工学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(16)教育プログラム：システム創成工学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(11)統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6－1－B	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(16)教育プログラム：システム創成工学の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6－1－C	社会的ニーズ等に対応できるよう平成29年度に従来の8学科を6学科に再編・統合するとともに、学内の入学定員見直しにより、入学定員を620名から650名に拡大した。 （再掲） 6-1-C-01_(11)平成29年度工学部学科改組の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(16)教育プログラム：システム創成工学の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(11)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(16)教育プログラム：システム創成工学の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-03）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで教育課程方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(16)教育プログラム：システム創成工学の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(11)学科紹介 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P116 6-3-1-01_(16)カリキュラム・チェックリスト（システム創成工学科） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P6～12、P89
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(11)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 8-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(16)カリキュラム・チェックリスト（システム創成工学科） （再掲）6-3-2-03_(11)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要（統括教育ディレクター会議資料） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(11)内部質保証を推進するための指針 （再掲）6-3-2-07_(11)山形大学工学部運営諮問会議資料（非公表）
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(11)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P117
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）

の研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	本学独自に取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-01_(16)カリキュラム・チェックリスト（システム創成工学科） （再掲）6-3-2-04_(11)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(11)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(11)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(11)2019年度授業時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(11)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(11)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01_(16)フレックスコースについて（山形大学工学部ホームページ）
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-9	システム創成工学科では、夜間に開講される科目の履修で卒業することができるようカリキュラム設計されているが、2年生以降は各自の履修計画に基づいて昼間コースの全開講科目を自由に履修し修得単位数に加えることができるようにしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(11)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） （再掲）6-4-A-02_(11)基盤共通教育機関科目2019「山形から考える」ハンドブック

活動取組 6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、平成 30 年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成 27 年度採択の「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」等を活用し、本プログラムを展開する工学部からは平成 29 年度計 10 人、平成 30 年度計 27 人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(11)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(11)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(11)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について （再掲）6-4-B-04_(11)「大学の世界展開力強化事業（「山形・アンデス諸国」ダブル・トライアングル・プログラム）」について
活動取組 6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定める C A P 制を導入している。 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P5
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・ 単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1） （再掲）6-5-1_(11)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目 6-5-2	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2）

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	（再掲）6-5-2_(11)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(11)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(11)インターンシップ実施状況（非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(11)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(11)山形大学米沢地区チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(11)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞を獲得している。また、専門教育でもキャリア科目やインターンシップを実施している。なお、米沢キャンパスにはキャリアサポートセンターを設置している。 （再掲）6-5-A-01_(11)山形大学基盤共通科目キャリアデザイン履修状況

	（再掲）6-5-A-02_(11)基盤共通科目シラバス「フィールドワーク山形で働く魅力（プレインターンシップ）」 （再掲）6-5-A-03_(11)大学等におけるインターンシップ表彰（文部科学省ホームページ） （再掲）6-5-A-04_(11)山形大学米沢キャンパスキャリアサポートセンター規程
活動取組6-5-B	・「YUサポーティングシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲）6-5-B-01_(11)YUサポーティングシステムとは（山形大学ホームページ）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 低学年次からのキャリア教育及びインターンシップが充実しており、その成果が評価されている。 ・ 「YUサポーティングシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(11)学生便覧 P4 （再掲）6-6-2-01_(11)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 （再掲）6-6-3-01_(11)成績GPA表（全科目）スクリーンショット（非公表） ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料

	該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 （再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P4 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック（学内限定公開）に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-〇-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 98 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_ (11) 卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (11) 学生便覧 P7, 98
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_ (11) 卒業判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_ (11) 教授会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） （再掲）6-8-1_(14)標準修業年限内の卒業（修了）率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） （再掲）6-8-1_(14)標準修業年限内の卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(16)教育職免許状取得者数 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(16)学生の受賞等一覧
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(14)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(16)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(16)卒業生の主な活躍 6-8-2-03_(16)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_(16)教育全般に関するアンケート調査（4年次生） 6-8-3-02_(16)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(16)教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(16)教育全般に関するアンケート調査（OB） （再掲）6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(16)教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目6－8－4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生に対するアンケート調査（全学で実施）については、これまで5年ごと（平成22年、平成27年）に実施しており、次回は中期目標期間の4年終了時評価に合わせて令和元（2019）年度に実施予定である。 （再掲）6-8-4-01_(06)卒業生調査報告書
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 （再掲）6-8-A-01_(14)基盤力テストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。
改善を要する事項 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学部（食料生命環境学科アグリサイエンスコース）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(17)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-02_(17)教育プログラム：アグリサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6－1－B	・社会的ニーズ等に対応できるよう平成31年4月から従来の1学科6コースを1学科3コースに再編し、3つの履修プログラムを新たに設けた。 6-1-B-01_(17)平成31年度からの農学部の新しい教育体制
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。 ・1学科3コースに再編し、3つの履修プログラムを新たに設けたことで、社会的ニーズ等に対応できる教育体制を構築した。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(17)教育プログラム：アグリサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
分析項目6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(17)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-02_(17)教育プログラム：アグリサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6－3－1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－2－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－3－1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(17)学部紹介 6-3-1-02_(17)アグリサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P5-31
分析項目6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(17)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・ シラバス 6-3-2-02_(17)2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019 年度基盤教育科目シラバス ・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(17)アグリサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト 6-3-2-03_(17)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要 6-3-2-04_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） 6-3-2-05_(17)役員会議事録（教育プログラムの認定について） 6-3-2-06_(17)内部質保証を推進するための指針
分析項目6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 6-3-3-01_(17)山形大学学部規則 35・36条 6-3-3-02_(17)第3年次編入者の単位認定に関する申し合わせ （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P11

分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	教育プログラムごとカリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自の取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-02_(17)アグリサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-04_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(17)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・マップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・ カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(17)2019年度学年暦及び時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(17)2019年度学年暦及び時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(17)教育上主要と認める授業科目 ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定

分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 6-4-A-01_(17)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） 6-4-A-02_(17)基盤共通教育機関科目2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する農学部からは、平成29年度計7人、平成30年度計6人が海外に留学している。 6-4-B-01_(17)「学生大使」について 6-4-B-02_(17)「短期派遣留学」について 6-4-B-03_(17)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP制を導入している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目

分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(17)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(17)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(17)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(17)インターンシップ実施状況 6-5-3-02_(17)キャリア教育科目の履修状況 6-5-3-03_(17)「プレ・インターンシップ」シラバス 6-5-3-04_(17)インターンシップ表彰
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(17)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(17)チューター名簿 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-4	留学生に対する外国語による情報提供については検討中である。なお、留学生に対しては、チューター、指導教員等により個別に支援・対応を行っている。また、障害のある学生について、現在該当する学生は在籍していないが、該当者がいた場合は、障がい学生支援センターからの配慮依頼に基づき、学務委員会等で検討し対処することとしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）を獲得している。 （再掲） 6-5-3-02_(17)キャリア教育科目の履修状況 （再掲） 6-5-3-03_(17)「プレ・インターンシップ」シラバス （再掲） 6-5-3-04_(17)インターンシップ表彰
活動取組6-5-B	「YUサポーターシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 6-5-B-01_(17)YUサポーターシステムとは（本学HP）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目

分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10 6-6-2-01_(17)シラバスにおける成績評価基準(例)
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-01_(17) 成績GPA表スクリーンショット (非公表) ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(17)成績評価分布確認資料(コース判定資料) (非公表) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P11 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P16-17 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(17)卒業判定の手順 6-7-1-02_(17)卒業判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P16-17
分析項目6－7－4	・ 教授会等での審議状況等の資料

卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	（再掲） 6-7-1-02_(17)卒業判定に係る審議状況 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(17)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）

	6-8-1_(17)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(17)教育職免許状及びその他資格の取得状況 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(17)学生の受賞等一覧
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(17)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(17)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(17)卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(17)教育改善のためのアンケート調査（学部4年次生） 6-8-3-02_(17)学習成果等アンケート（FDネットワークつばさ研究年報2018） P92-105
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(17)H30採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

分析項目6-8-1	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-2	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-3	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生に対するアンケート調査については、これまで5年ごと（平成22年、平成27年）に実施しており、次回は中期目標期間の4年終了時評価に合わせて令和元（2019）年度に実施予定である。 (再掲) 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-8-A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 6-8-A-01_(17)基盤力テストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学部（食料生命環境学科バイオサイエンスコース）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(17)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(18)教育プログラム：バイオサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6－1－B	・社会的ニーズ等に対応できるよう平成31年4月から従来の1学科6コースを1学科3コースに再編し、3つの履修プログラムを新たに設けた。 （再掲） 6-1-B-01_(17)平成31年度からの農学部の新しい教育体制
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。 ・1学科3コースに再編し、3つの履修プログラムを新たに設けたことで、社会的ニーズ等に対応できる教育体制を構築した。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(18)教育プログラム：バイオサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
分析項目6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(17)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(18)教育プログラム：バイオサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6－3－1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－2－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－3－1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(17)学部紹介 6-3-1-01_(18)バイオサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P5-31
分析項目6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(17)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(17)2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019 年度基盤教育科目シラバス ・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(18)バイオサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_(17)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要 （再掲）6-3-2-04_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(17)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(17)内部質保証を推進するための指針
分析項目6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(17)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-3-02_(17)第3年次編入者の単位認定に関する申し合わせ （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P11

分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	教育プログラムごとカリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自の取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-01_(18)バイオサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-04_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(17)役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・マップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・ カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(17)2019年度学年暦及び時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(17)2019年度学年暦及び時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(17)教育上主要と認める授業科目 ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定

分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(17)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） （再掲）6-4-A-02_(17)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する農学部からは、平成29年度計7人、平成30年度計6人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(17)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(17)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(17)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目

分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(17)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(17)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(17)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(17)インターンシップ実施状況 （再掲）6-5-3-02_(17)キャリア教育科目の履修状況 （再掲）6-5-3-03_(17)「プレ・インターンシップ」シラバス （再掲）6-5-3-04_(17)インターンシップ表彰
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(17)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(17)チューター名簿 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-4	留学生に対する外国語による情報提供については検討中である。なお、留学生に対しては、チューター、指導教員等により個別に支援・対応を行っている。また、障害のある学生について、現在該当する学生は在籍していないが、該当者がいた場合は、障がい学生支援センターからの配慮依頼に基づき、学務委員会等で検討し対処することとしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）を獲得している。 （再掲） 6-5-3-02_(17)キャリア教育科目の履修状況 （再掲） 6-5-3-03_(17)「プレ・インターンシップ」シラバス （再掲） 6-5-3-04_(17)インターンシップ表彰
活動取組6-5-B	「YUサポーターシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲） 6-5-B-01_(17)YUサポーターシステムとは（本学HP）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10 (再掲) 6-6-2-01_(17)シラバスにおける成績評価基準(例)
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 (再掲) 6-6-3-01_(17) 成績GPA表スクリーンショット (非公表) ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 (再掲) 6-6-3-02_(17)成績評価分布確認資料(コース判定資料) (非公表) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P11 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P21-22 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(17)卒業判定の手順 （再掲）6-7-1-02_(17)卒業判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P21-22
分析項目6－7－4	・ 教授会等での審議状況等の資料

卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	（再掲） 6-7-1-02_(17)卒業判定に係る審議状況 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） （再掲） 6-8-1_(17)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）

	(再掲) 6-8-1_(17)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 (再掲) 6-8-1-01_(17)教育職免許状及びその他資格の取得状況 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 (再掲) 6-8-1-02_(17)学生の実績等一覧
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） (再掲) 6-8-2_(17)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） (再掲) 6-8-2-01_(17)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） (再掲) 6-8-2-02_(17)卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-3-01_(17)教育改善のためのアンケート調査（学部4年次生） (再掲) 6-8-3-02_(17)学習成果等アンケート（FDネットワークつばさ研究年報2018） P92-105
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） (再掲) 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(17)H30採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

分析項目6-8-1	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-2	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-3	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生に対するアンケート調査については、これまで5年ごと（平成22年、平成27年）に実施しており、次回は中期目標期間の4年終了時評価に合わせて令和元（2019）年度に実施予定である。 （再掲） 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-8-A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 （再掲） 6-8-A-01_(17)基盤力テストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学部（食料生命環境学科エコサイエンスコース）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(17)教育目標及び3つのポリシーについて 6-1-1-01_(19)教育プログラム：エコサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各学部及び展開する教育プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく学部統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
活動取組6－1－B	・社会的ニーズ等に対応できるよう平成31年4月から従来の1学科6コースを1学科3コースに再編し、3つの履修プログラムを新たに設けた。 （再掲） 6-1-B-01_(17)平成31年度からの農学部の新しい教育体制
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。 ・1学科3コースに再編し、3つの履修プログラムを新たに設けたことで、社会的ニーズ等に対応できる教育体制を構築した。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(19)教育プログラム：エコサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
分析項目6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(17)教育目標及び3つのポリシーについて （再掲） 6-1-1-01_(19)教育プログラム：エコサイエンスコースの教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を学部教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6－3－1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－2－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－3－1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(17)学部紹介 6-3-1-01_(19)エコサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P5-31
分析項目6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(17)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(17)2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019 年度基盤教育科目シラバス ・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(19)エコサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_(17)カリキュラム・チェックリストの点検結果概要 （再掲）6-3-2-04_(17)学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_(17)役員会議事録（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-06_(17)内部質保証を推進するための指針
分析項目6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(17)山形大学学部規則 35・36条 （再掲）6-3-3-02_(17)第3年次編入者の単位認定に関する申し合わせ （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P11

分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	教育プログラムごとカリキュラム・チェックリストによる確認を行い、教育の質保証の実態の把握と限られた人的資源での教育の充実を図るとともに、本学独自の取組として、統括教育ディレクター会議における点検、理事特別補佐による検証を行ったのち、役員会における教育プログラムの認定を通じて、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを全学的に担保している。 （再掲）6-3-1-01_ (19) エコサイエンスコースカリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-04_ (17) 学部統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの認定について） （再掲）6-3-2-05_ (17) 役員会議事録（教育プログラムの認定について）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・マップにより、学生が体系的な履修を行える体制になっている。 ・ カリキュラム・チェックリストにより、独自に行う「教育プログラムの認定」を通じて教育課程の体系性の維持や質の向上を図っている。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(17)2019年度学年暦及び時間割表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(17)2019年度学年暦及び時間割表
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） （再掲）6-4-4_(17)教育上主要と認める授業科目 ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(17)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-3-2-07_(01)2019年度基盤教育科目シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定

分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の課題発見・解決能力を涵養するとともに、地域への関心を高揚させ地域社会への理解を増進させるため、最上広域圏8市町村の首長と学長の間で締結した協定に基づき設立した「エリアキャンパスもがみ」、自然豊かな県内の各種資源を有効活用するための各自治体等との連携による特色あるフィールドワークを中心とした授業科目（基盤共通教育基幹科目として「山形から考える」）を編成している。加えて、通常のシラバスとは別に、受講にあたっての基本情報、学習タイプ（地域の体験の頻度やグループワークの度合い）、活動エリアを地図上に示した学習地域別マップ等を収録した履修者ハンドブックを作成し、オリエンテーション等において学生に配布し、履修の手引きとして活用している。 （再掲）6-4-A-01_(17)「エリアキャンパスもがみ」の概要（本学HP） （再掲）6-4-A-02_(17)基盤共通教育機関科目 2019「山形から考える」ハンドブック
活動取組6-4-B	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する農学部からは、平成29年度計7人、平成30年度計6人が海外に留学している。 （再掲）6-4-B-01_(17)「学生大使」について （再掲）6-4-B-02_(17)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-B-03_(17)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
活動取組6-4-C	学生の十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的として、学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP制を導入している。 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・自然豊かな県内の各種資源を有効活用した特色あるフィールドワーク型授業科目を充実させるとともに、独自の制度や採択された補助事業を活用した学生の海外派遣等を通じて、課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。 ・単位の実質化に係る自主的な取り組みとして、CAP 制を導入している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(17)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(17)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(17)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(17)インターンシップ実施状況 （再掲）6-5-3-02_(17)キャリア教育科目の履修状況 （再掲）6-5-3-03_(17)「プレ・インターンシップ」シラバス （再掲）6-5-3-04_(17)インターンシップ表彰
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(17)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(17)チューター名簿 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-4	留学生に対する外国語による情報提供については検討中である。なお、留学生に対しては、チューター、指導教員等により個別に支援・対応を行っている。また、障害のある学生について、現在該当する学生は在籍していないが、該当者がいた場合は、障がい学生支援センターからの配慮依頼に基づき、学務委員会等で検討し対処することとしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	入学時のキャリア教育から出口の就職支援まで切れ目なく全学生のサポートを行っている。キャリア教育については、1年次に大部分の学生が基盤教育科目のキャリア教育科目を受講している。特に、平成30年度に文部科学省が実施した「大学等におけるインターンシップ表彰制度」において、低学年（主に1年生）を対象にした短期インターンシップ授業である「フィールドワーカー山形の企業の魅力（プレ・インターンシップ）」の取組が全国最優秀賞（申請大学等190校の内、最優秀賞1校）を獲得している。 （再掲） 6-5-3-02_(17)キャリア教育科目の履修状況 （再掲） 6-5-3-03_(17)「プレ・インターンシップ」シラバス （再掲） 6-5-3-04_(17)インターンシップ表彰
活動取組6-5-B	「YUサポーターシステム」（GPA制度、アドバイザー制度、学習サポート制度）により、機能的に学生への支援を行っている。きめ細やかな修学指導のため及び学年の進行に伴い、担当アドバイザーが変更になる場合があることに備え、アドバイザーは「サポートファイル」を作成することになっている。 （再掲） 6-5-B-01_(17)YUサポーターシステムとは（本学HP）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・低学年インターンシップの実施などキャリア教育に力を入れ、「全国の大学等のインターンシップ表彰制度」において最優秀賞を受賞するなど、その成果が評価されている。 ・「YUサポーターシステム」により機能的に学生への支援・助言を行っており、平成25年度に受審した大学機関別認証評価の評価報告書において「優れた点」として評価されている。	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P10 (再掲) 6-6-2-01_(17)シラバスにおける成績評価基準(例)
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 (再掲) 6-6-3-01_(17) 成績GPA表スクリーンショット (非公表) ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 (再掲) 6-6-3-02_(17)成績評価分布確認資料(コース判定資料) (非公表) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P11 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	全学共通のYUサポーターティングシステムに基づいて、成績確認票の配付やGPAに基づく指導が行われており、学生に対する成績評価の透明性を担保している。これまで、関係委員会等において机上資料として配布してきたGPA分布表については、平成31年度から全学のファクトブック(学内限定公開)に収録することで、随時、閲覧できる環境を整備することで、より厳格な成績評価を推進していく。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、従来、オリエンテーションにおける口頭説明に加え、上記のYUサポーターティングシステム、なんでも相談室コーナー等の複数窓口を通じて、学生が相談しやすい措置を講じてきた。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－6―A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P27-28 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(17)卒業判定の手順 （再掲）6-7-1-02_(17)卒業判定に係る審議状況（非公表）
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目 6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(17)2019 学生便覧 P27-28
分析項目 6－7－4	・ 教授会等での審議状況等の資料

卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	（再掲） 6-7-1-02_(17)卒業判定に係る審議状況 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲） 6-8-1_(17)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1）

	(再掲) 6-8-1_(17)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 (再掲) 6-8-1-01_(17)教育職免許状及びその他資格の取得状況 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 (再掲) 6-8-1-02_(17)学生の実績等一覧
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） (再掲) 6-8-2_(17)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） (再掲) 6-8-2-01_(17)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） (再掲) 6-8-2-02_(17)卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-3-01_(17)教育改善のためのアンケート調査（学部4年次生） (再掲) 6-8-3-02_(17)学習成果等アンケート（FDネットワークつばさ研究年報2018） P92-105
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） (再掲) 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(17)H30採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

分析項目6-8-1	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-2	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-3	当該分析項目については、コース再編前の状況（1学科6コース）について記載している。
分析項目6-8-4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生に対するアンケート調査については、これまで5年ごと（平成22年、平成27年）に実施しており、次回は中期目標期間の4年終了時評価に合わせて令和元（2019）年度に実施予定である。 （再掲） 6-8-4-01_(17)卒業生調査報告書
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-8-A	学習成果を直接測定する取組の一環として、独自に開発した基盤力テストを平成29年度入学生から実施している。この世界的に例を見ない全学レベルの直接評価の結果は、これまで学内で蓄積している出席、成績、履修暦等の教学データと組み合わせて分析し、学習の達成度を可視化するための基礎情報として活用している。 （再掲） 6-8-A-01_(17)基盤力テストの実施と分析結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・全学レベルで学習成果の直接測定のための「基盤力テスト」を独自に開発し、学内で蓄積している出席、成績、履修歴等の教学データを用いた分析を通じて、学習の達成度を客観的に可視化する取組を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：社会文化システム研究科（文化システム専攻）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(20)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(20)文化システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(20)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(20) 文化システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(20) 教育目標及び3つのポリシー （再掲） 6-1-1-02_(20) 文化システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(20)カリキュラム・チェックリスト（社会システム研究科文化システム専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02_(20)履修の手引き P7～9、32～35
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(20)第2期法人評価：教育に関する現況評価 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(20)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 (再掲) 6-3-1-01_(20)カリキュラム・チェックリスト（社会システム研究科文化システム専攻） 6-3-2-03_(20)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(20)山形大学大学院規則第14条・15条 (再掲) 6-3-1-02_(20)履修の手引き P14～15
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） (再掲) 6-3-1-02_(20)履修の手引き P30 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-01_(20)学位論文審査及び最終試験結果報告書、学位論文審査概評報告書（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 なし ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 なし ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-02_(20)履修の手引き P9（大学院共通科目「知財と倫理」）

	6-3-4-02_(20)シラバス「知財と倫理」 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-03_(20)オリエンテーション資料 P3～4
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目6－3－4	後援会において、学会等（教員の指導等により学会に参加する場合又は学部等の命令・推薦等により用務に従事する場合）の参加補助（1,000円～5,000円）を行っている。
分析項目6－3－4	後援会において、他大学等と宿泊を伴う合同合宿ゼミ等に参加する場合、補助（3,000円～5,000円）を行っている。
分析項目6－3－4	大学院共通科目と「知財と倫理」を開講するとともに、指導教員を通して指導を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	カリキュラム・チェックリストを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲） 6-3-1-01_(20)カリキュラム・チェックリスト（社会システム研究科文化システム専攻）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(20)2019年度大学院行事予定
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(20)2019年度大学院行事予定 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(20)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(20)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること		
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること		【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
活動取組6-4-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(20) 履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(20) 学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(20) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(20) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(20) 留学生チューターマニュアル - 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(20) 留学生ハンドブック - 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03_(20) 障がい学生支援フローチャート 6-5-4-04_(20) 授業等における障がい学生への配慮について

	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-05_ (20)教員採用試験対策の取組について ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－5－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	後期開始前に全学生を対象に学生懇談会を開催し、対面で成績表を配布している。また、事前に学生へ広くアンケートを取り、その内容に回答する形で可能な限り学生の修学等の希望について対応している。 6-5-A-01_ (20)学生懇談会のお知らせ
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 学生懇談会を実施し、修学について学生への支援を行っている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_ (20)履修の手引き P15～16
分析項目 6－6－2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラパス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 (再掲) 6-3-1-02_(20)履修の手引き P15～16 6-6-2-01_(20)シラバスにおける成績評価基準(例)
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01_(20)学位論文審査及び最終試験結果について（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-02_(20)演習科目等における成績評価基準(例)
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	本プログラムの入学定員は 6 名と少数であるため GPA の分布表は作成していないが、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していなかったが、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_ (20) 履修の手引き P14 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_ (20) 修了判定の手順
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_ (20) 履修の手引き P. 44-46 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (20) 履修の手引き P27～28
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (20) 履修の手引き P14
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-6-3-01_ (20) 学位論文審査及び最終試験結果について（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_ (20) 履修の手引き P44～46 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (20) 履修の手引き P44～46 - 審査及び試験に合格した学生の学位論文

分析項目6-7-5	【該当なし】
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(20) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(20)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(20)教育職免許状取得者数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 なし

分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(20) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当 URL） 6-8-2-01_(20) 平成 31 年度学校基本調査（卒業後の状況調査票） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） なし
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(20) 学生懇談会アンケート結果（非公表）
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5 年間」等大学が適切と考える期間）経過時） なし
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(20) H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－4	入学定員が 14 人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年（2019）度に中期目標期間の 4 年終了時評価に合わせて実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組

・該当なし

改善を要する事項

・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：社会文化システム研究科（社会システム専攻）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(20)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(21)社会システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(20)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(21) 社会システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(20) 教育目標及び3つのポリシー （再掲） 6-1-1-01_(21) 社会システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

山形大学 領域6（社会文化システム研究科）

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(21)カリキュラム・チェックリスト（社会システム研究科社会システム専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P10～12、36～39
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(20)第2期法人評価：教育に関する現況評価 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(20)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(21)カリキュラム・チェックリスト（社会システム研究科社会システム専攻） （再掲）6-3-2-03_(20)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(20)山形大学大学院規則第14条・15条 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P14～15
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P30 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(20)学位論文審査及び最終試験結果報告書、学位論文審査概評報告書（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 なし ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 なし ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P9（大学院共通科目「知財と倫理」）

	（再掲）6-3-4-02_(20)シラバス「知財と倫理」 ・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(20)オリエンテーション資料 P3～4
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6－3－4	後援会において、学会等（教員の指導等により学会に参加する場合又は学部等の命令・推薦等により用務に従事する場合）の参加補助（1,000 円～5,000 円）を行っている。
分析項目 6－3－4	後援会において、他大学等と宿泊を伴う合同合宿ゼミ等に参加する場合、補助（3,000 円～5,000 円）を行っている。
分析項目 6－3－4	大学院共通科目と「知財と倫理」を開講するとともに、指導教員を通して指導を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－3－A	カリキュラム・チェックリストを作成し、学生が体系的な履修を行える体制を整備している。 （再掲）6-3-1-01_(21)カリキュラム・チェックリスト（社会システム研究科社会システム専攻）
活動取組 6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_ (20)2019 年度大学院行事予定
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_ (20)2019 年度大学院行事予定 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_ (20)2019 年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_ (20)2019 年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(20) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(20) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(20) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(20) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(20) 留学生チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(20) 留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-03_(20) 障がい学生支援フローチャート （再掲）6-5-4-04_(20) 授業等における障がい学生への配慮について

	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 （再掲）6-5-4-05_ (20) 教員採用試験対策の取組について ・学習支援の利用実績が確認できる資料 なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	後期開始前に全学生を対象に学生懇談会を開催し、対面で成績表を配布している。また、事前に学生へ広くアンケートを取り、その内容に回答する形で可能な限り学生の修学等の希望について対応している。 （再掲） 6-5-A-01_ (20) 学生懇談会のお知らせ
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・学生懇談会を実施し、修学について学生への支援を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲） 6-3-1-02_ (20) 履修の手引き P15～16
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P15～16 （再掲）6-6-2-01_(20)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 （再掲）6-6-3-01_(20)学位論文審査及び最終試験結果について（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-02_(20)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	本プログラムの入学定員は 6 名と少数であるため GPA の分布表は作成していないが、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していなかったが、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P14 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(20)修了判定の手順
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P. 44-46 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P27～28
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P14
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-6-3-01_(20)学位論文審査及び最終試験結果について（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P44～46 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(20)履修の手引き P44～46 - 審査及び試験に合格した学生の学位論文

分析項目6-7-5	【該当なし】
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_ (21) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_ (21) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 （再掲） 6-8-1-01_ (20) 教育職免許状取得者数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 なし

山形大学 領域 6（社会文化システム研究科）

分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(20) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当 URL） （再掲）6-8-2-01_(20) 平成 31 年度学校基本調査（卒業後の状況調査票） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） なし
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(20) 学生懇談会アンケート結果（非公表）
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5 年間」等大学が適切と考える期間）経過時） なし
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-5-01_(20) H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－4	入学定員が 14 人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年（2019）度に中期目標期間の 4 年終了時評価に合わせて実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：地域教育文化研究科（臨床心理学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(22)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(22)臨床心理学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(22)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(22)臨床心理学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(22)臨床心理学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
--

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(22)臨床心理学専攻カリキュラムマップ 6-3-1-02_(22)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化研究科臨床心理学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-03_(22)学生便覧 P27～28
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(22)第2期法人評価：教育に関する現況評価 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(22)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(22)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化研究科臨床心理学専攻） 6-3-2-03_(22)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(22)山形大学大学院規則（第14条、15条）
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 6-3-4-01_(22)地域教育文化研究科履修規程 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 なし ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02_(22)学生の学会口頭発表資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(22)活動計画、報告書等（抜粋）（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

	6-3-4-04_(22)シラバス「課題研究Ⅰ」 （再掲）6-3-1-03_(22)学生便覧 P28「大学院共通科目「知財と倫理」 6-3-4-05_(22)シラバス「知財と倫理」 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-06_(22)T A説明会説明者用資料（非公表） 6-3-4-07_(22)平成30年度T A時間数報告（抜粋）（非公表）
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6－3－4	研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料はないが、指導教員が個々に計画的な指導を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(22)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化研究科臨床心理学専攻）
活動取組 6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。
改善を要する事項
・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_ (22) 2019 年度学年歴
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_ (22) 2019 年度学年歴 - シラバス （再掲）6-3-2-02_ (22) 2019 年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_ (22) 2019 年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 - 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） - シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 大学院学則

ること		
分析項目 6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料	
分析項目 6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料	
分析項目 6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料	
分析項目 6－4－10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料	
分析項目 6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目 6－4－〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。		
活動取組 6－4－A	学生の国際化を促進するため、短期派遣留学を活用し、地域教育文化研究科からは平成 30 年度に 1 人が海外に留学している。 6-4-A-01_(22)「短期派遣留学」について	

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1） 6-5-1_(22) 履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2） 6-5-2_(22) 学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3） 6-5-3_(22) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） なし
分析項目6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4） 6-5-4_(22) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(22) 留学生チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(22)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03_(22)障がい学生支援フローチャート 6-5-4-04_(22)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-05_(22)教員採用試験対策の取組について ・学習支援の利用実績が確認できる資料 なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1	・成績評価基準

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	（再掲） 6-3-1-03_(22)学生便覧 P6
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(22)学生便覧 P6 6-6-2-01_(22)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01_(22)修了判定資料（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-02_(22)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－6－3	本プログラムの入学定員は6名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては規程等としては制定していないが、1～2年次オリエンテーション時に、成績評価について不明な点がある場合は学生センター地域教育文化研究科担当窓口まで相談するように口頭で周知している。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－〇－A	該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_ (22) 学生便覧 P4 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_ (22) 修了判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-03_ (22) 学生便覧 P6～9 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_ (22) 学生便覧 P25～26
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_ (22) 学生便覧 P4
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-6-3-01_ (22) 修了判定資料（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-03_ (22) 学生便覧 P6～9

	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-03_(22)学生便覧 P6～9 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(22)標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(22)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料

	6-8-1-01_(22) 資格取得者数 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(22) 学生表彰関係資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(22) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(22) 平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査票） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） なし
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 なし
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	- 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） なし
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(22) H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	入学定員が6人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年（2019）度に中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019）年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの学生からの情報を収集する。
分析項目6-8-4	入学定員が6人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年（2019）度に中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019）年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

活動取組 6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：地域教育文化研究科（文化創造専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(22)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(23)文化創造専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(22)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(23)文化創造専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(23)文化創造専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
--

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(23)文化創造専攻カリキュラムマップ 6-3-1-02_(23)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化研究科文化創造専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(22)学生便覧 P29～30
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(22)第2期法人評価：教育に関する現況評価 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(22)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(23)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化研究科文化創造専攻） （再掲）6-3-2-03_(22)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(22)山形大学大学院規則（第14条、15条）
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(22)地域教育文化研究科履修規程 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 なし ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(22)学生の学会口頭発表資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(22)活動計画、報告書等（抜粋）（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

	(再掲) 6-3-1-03_(22)学生便覧 P28「大学院共通科目「知財と倫理」 (再掲) 6-3-4-05_(22)シラバス「知財と倫理」 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 (再掲) 6-3-4-06_(22)T A説明会説明者用資料（非公表） (再掲) 6-3-4-07_(22)平成30年度T A時間数報告（抜粋）（非公表）
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目6－3－4	研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料はないが、指導教員が個々に計画的な指導を行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 (再掲) 6-3-1-02_(23)カリキュラム・チェックリスト（地域教育文化研究科文化創造専攻）
活動取組6－3－	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確	

認している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_ (22)2019年度学年歴
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_ (22)2019年度学年歴 - シラバス （再掲）6-3-2-02_ (22)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_ (22)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 - 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） - シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 大学院学則

分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、短期派遣留学を活用し、地域教育文化研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 (再掲) 6-4-A-01_ (22)「短期派遣留学」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲） 6-5-1_(22) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲） 6-5-2_(22) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲） 6-5-3_(22) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲） 6-5-4_(22) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲） 6-5-4-01_(22) 留学生チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所

	(再掲) 6-5-4-02_(22)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 (再掲) 6-5-4-03_(22)障がい学生支援フローチャート (再掲) 6-5-4-04_(22)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 (再掲) 6-5-4-05_(22)教員採用試験対策の取組について ・学習支援の利用実績が確認できる資料 なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果	・成績評価基準 (再掲) 6-3-1-03_(22)学生便覧 P6

の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(22)学生便覧 P6 （再掲）6-6-2-01_(22)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 - なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 （再掲）6-6-3-01_(22)修了判定資料（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 - なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-02_(22)演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 - なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は6名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては規程等としては制定していないが、1～2年次オリエンテーション時に、成績評価について不明な点がある場合は学生センター地域教育文化研究科担当窓口まで相談するように口頭で周知している。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-〇-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲） 6-3-1-03_(22)学生便覧 P4 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲） 6-7-1-01_(22)修了判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲） 6-3-1-03_(22)学生便覧 P6～9 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲） 6-3-1-03_(22)学生便覧 P25～26
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-03_(22)学生便覧 P4
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲） 6-6-3-01_(22)修了判定資料 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲） 6-3-1-03_(22)学生便覧 P6～9 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料

	（再掲） 6-3-1-03_ (22) 学生便覧 P6～9 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_ (23) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_ (23) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・資格の取得者数が確認できる資料 （再掲） 6-8-1-01_ (22) 資格取得者数

	論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 (再掲) 6-8-1-02_(22)学生表彰関係資料
分析項目6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) (再掲) 6-8-2_(22)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) - 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) (再掲) 6-8-2-01_(22)平成31年度学校基本調査(卒業後の状況調査票) - 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) なし
分析項目6-8-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 なし
分析項目6-8-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	- 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) なし
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(22)H30採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	入学定員が6人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年(2019)度に中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019)年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの学生からの情報を収集する。
分析項目6-8-4	入学定員が6人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年(2019)度に中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019)年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学系研究科（医学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(24)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(24)教育プログラム：医学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(24)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(24)教育プログラム：医学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(24)教育プログラム：医学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (24) 医学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02_ (24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P54-74
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_ (24) 第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_ (24) 医学専攻 2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_ (24) 医学専攻カリキュラム・チェックリスト 6-3-2-03_ (24) 内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-1-01_ (24) 山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_ (24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P54（履修規程第5条）、P76-80 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P54（履修規程第5条）、P76-80 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-01_ (24) 国際学会等における研究発表奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02_ (24) 山形大学大学院特別研究学生交流規程 6-3-4-03_ (24) 特別研究派遣学生について（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-04_ (24) 医学専攻・先進的医科学専攻「行動規範教育」シラバス

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-05_(24) T A ・ R A採用状況一覧等
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-01_(24) 医学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(24)医学専攻2019年度学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(24)医学専攻2019年度学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(24)医学専攻2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(24)医学専攻2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 17条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8	【該当なし】

教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること		【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。		
活動取組6-4-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(24)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(24)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 該当なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(24)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(24)チューターについて ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	医学系研究科に在籍している学生の大多数が社会人学生であり、入学時からすでに社会的・職業的に自立しているため、インターンシップはじめ関連する取り組みよりも研究指導を重視した教育を行っている。
分析項目6-5-4	留学生については、人数が少ないため、指導教員、講座単位及びチューターの配置により個別に学習支援を行っている。 また、障害のある学生については、支援を要する学生が在籍していないため、対象となる学生への学修支援等は実施していないが、対象者が出た場合は、大学院委員会で支援方策を策定し、研究科としての支援方策を実施する体制を整えている。 なお、障害のある学生については、障がい学習支援センターからの通知が発送される都度、連携しながら対応する体制を整備している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-3-1-02_ (24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P55（履修規程第11条）
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所

	（再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P55（履修規程第 11 条） 6-6-2-01_(24)医学専攻シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-01_(24)個人指導等が中心となる科目のシラバス（例）
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	本プログラムの入学定員は 26 名と少数であるため、GPA の分布表は作成していないが、履修規程第 5 条に則して、研究指導責任講座において履修指導を行うとともに、指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	学生の成績評価に関する申立て手続きについて規定等は設けていないが、成績評価について申立てがある場合、授業担当教員に直接相談することになっている。今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6―A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-01_(24) 山形大学大学院規則 21 条 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(24) 卒業判定の手順 6-7-1-02_(24) 卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_(24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P53、P76-80 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-7-1-02_(24) 卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目 6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P127
分析項目 6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-1-02_(24) 卒業・修了判定に係る審議状況（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P53、P76-80 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P135（学位規程第 21 条）

	・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-01_(24)医学専攻学位論文審査結果報告書及び最終試験成績報告書
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(24)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(24)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 該当なし

	論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-01_(24)学生の実績等一覧
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(24)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(24)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(24)医学専攻：卒業生・修了生の活躍が確認できる資料
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	- 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-1	本専攻に在籍する学生の大多数が社会人であり、入学時には本研究科の教育目標等との関連性が強い医師免許を保有しているため、それ以外の資格取得については確認していない。 加えて、長期履修制度を利用し、標準修業年限内を超えて在籍する学生が多いため、別紙様式6-8-1に示す標準修業年限内の卒業（修了）率が低くなっている。
分析項目6-8-3	修了生が少ないため、意見聴取については個別にヒアリング等により対応しているが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。
分析項目6-8-4	入学定員が26人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施

	予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
分析項目6－8－5	学生の大多数が社会人学生であり、開業医等の自営業者が多いため就職先や進学先等の関係者への意見聴取は実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学系研究科（看護学専攻博士前期課程）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(24)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(25)教育プログラム：看護学専攻博士前期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(24)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること		・公表された教育課程方針 (再掲) 6-1-1-01_(25)教育プログラム：看護学専攻博士前期課程の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること		・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 6-1-1-01_(25)教育プログラム：看護学専攻博士前期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。	
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-2-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (25)看護学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02_ (25)看護学専攻 2019 学生便覧 P6-10
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_ (24)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-1-02_ (25)看護学専攻 2019 学生便覧 P31-141（シラバス） ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_ (25)看護学専攻カリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_ (24)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-1-01_ (24)山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_ (25)看護学専攻 2019 学生便覧 P6 履修規程（第4条・7条） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (25)看護学専攻 2019 学生便覧 P6 履修規程（第4条・7条） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_ (24)国際学会等における研究発表奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_ (24)山形大学大学院特別研究学生交流規程 （再掲）6-3-4-03_ (24)特別研究派遣学生について（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (25)看護学専攻 2019 学生便覧 P11

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-05_(24) T A ・ R A採用状況一覧等
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-01_(25)看護学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(25)看護学専攻2019年間予定表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(25)看護学専攻2019年間予定表 ・シラバス （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P31-141（シラバス）
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P31-141（シラバス）
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 17条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8	【該当なし】

教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・ 実施している配慮が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P13
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・ 電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・ 教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・ 法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-4-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(24)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(24)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 該当なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(24)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(24)チューターについて ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-5-3	医学系研究科に在籍している学生の大多数が社会人学生であり、入学時からすでに社会的・職業的に自立しているため、インターンシップはじめ関連する取り組みよりも研究指導を重視した教育を行っている。
分析項目 6-5-4	留学生については、人数が少ないため、指導教員、講座単位及びチューターの配置により個別に学習支援を行っている。 また、障害のある学生については、支援を要する学生が在籍していないため、対象となる学生への学修支援等は実施していないが、対象者が出た場合は、大学院委員会で支援方策を策定し、研究科としての支援方策を実施する体制を整えている。 なお、障害のある学生については、障がい学習支援センターからの通知が発送される都度、連携しながら対応する体制を整備している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-3-1-02_ (25)看護学専攻 2019 学生便覧 P6(履修規程第 9 条)
分析項目 6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所

	(再掲) 6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P6(履修規程第9条) 6-6-2-01_(25)看護学専攻博士前期課程シラバスにおける成績評価基準(例)
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (再掲) 6-6-3-01_(24)個人指導等が中心となる科目のシラバス(例)
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は16名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、履修規程第4条に則して、研究指導教員が履修指導を行うとともに、論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等は明示されていないが、アドバイザー教員を配置し、学生からの様々な照会等に対応している。なお、アドバイザー教員の制度に関する紹介等は、オリエンテーションにおいて実施している。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 19条 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(24)卒業判定の手順 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目 6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P20、P22 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目 6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P214
分析項目 6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P20、P22 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P218(学位規程第 11 条)

	・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-01_(25)看護学専攻博士前期課程学位論文審査結果報告書及び最終試験成績報告書
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(25)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(25)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 該当なし

	論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(24)学生を受賞等一覧 6-8-1-01_(25)看護学専攻：論文の採択・受賞状況
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(24)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(24)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-01_(25)看護学科・看護学専攻：卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(25)看護学専攻修了生アンケート
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	- 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－1	本専攻に在籍する学生の大多数が社会人であり、入学時には本研究科の教育目標等との関連性が高い看護師の国家資格を保有しているため、それ以外の資格取得については確認していない。加えて、長期履修制度を利用し、標準修業年限内を超えて在籍する学生が多いため、別紙様式6－8－1に示す標準修業年限内の卒業（修了）率が低くなっている。
分析項目6－8－4	入学定員が16人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。

分析項目6－8－5	学生の大多数が社会人学生であるため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学系研究科（先進的医科学専攻博士前期課程）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(24)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(26)教育プログラム：先進的医科学専攻博士前期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(24)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(26)教育プログラム：先進的医科学専攻博士前期課程の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(26)教育プログラム：先進的医科学専攻博士前期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(26)先進的医科学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻2019学生便覧 P8-11
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(24)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-01_(26)先進的医科学専攻2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(26)先進的医科学専攻カリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_(24)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻2019学生便覧 P8（履修規程第5条）、P18-20 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻2019学生便覧 P8（履修規程第5条）、P18-20 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(24)国際学会等における研究発表奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(24)山形大学大学院特別研究学生交流規程 （再掲）6-3-4-03_(24)特別研究派遣学生について（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_(24)医学専攻・先進的医科学専攻「行動規範教育」シラバス

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-05_(24) T A ・ R A採用状況一覧等
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-01_(26)先進的医科学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(26)先進的医科学専攻2019年度学年暦
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(26)先進的医科学専攻2019年度学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(26)先進的医科学専攻2019年度開講科目シラバス
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(26)先進的医科学専攻2019年度開講科目シラバス
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・シラバス
分析項目6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 17条
分析項目6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6－4－8	【該当なし】

教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること		【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。		
活動取組6-4-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(24)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(24)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 該当なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(24)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(24)チューターについて ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	医学系研究科に在籍している学生の大多数が社会人学生であり、入学時からすでに社会的・職業的に自立しているため、インターンシップはじめ関連する取り組みよりも研究指導を重視した教育を行っている。
分析項目6-5-4	留学生については、人数が少ないため、指導教員、講座単位及びチューターの配置により個別に学習支援を行っている。 また、障害のある学生については、支援を要する学生が在籍していないため、対象となる学生への学修支援等は実施していないが、対象者が出た場合は、大学院委員会で支援方策を策定し、研究科としての支援方策を実施する体制を整えている。 なお、障害のある学生については、障がい学習支援センターからの通知が発送される都度、連携しながら対応する体制を整備している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-3-1-02_ (24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P8（履修規程第9条）
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所

	（再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P8（履修規程第9条） 6-6-2-01_(26)先進的医科学専攻博士前期課程シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-01_(24)個人指導等が中心となる科目のシラバス（例）
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は15名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、履修規程第5条に則して、研究指導教員が履修指導を行うとともに、論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	学生の成績評価に関する申立て手続きについて規定等は設けていないが、成績評価について申立てがある場合、授業担当教員に直接相談することになっている。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 19条 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(24)卒業判定の手順 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P7、P18-20 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P127
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P7、P18-20 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P134（学位規程第11条）

	・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-01_(26)先進的医科学専攻博士前期課程論文審査及び最終試験報告書
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(26)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(26)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 該当なし

	論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 (再掲) 6-8-1-01_(24)学生を受賞等一覧
分析項目6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む) (再掲) 6-8-2_(24)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) (再掲) 6-8-2-01_(24)平成31年度学校基本調査(卒業後の状況調査表) - 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 該当なし
分析項目6-8-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
分析項目6-8-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 - 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時)
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-1	本専攻が発足して間もないため、資格を取得した者はいないが、放射線未来科学コース選択の修了者については、「医学物理士」認定試験の受験資格を得ることができる。
分析項目6-8-2	平成30年度末に最初の修了生を輩出したばかりであるため、現時点で活躍を確認できる資料がない。
分析項目6-8-3	平成30年度末に最初の修了生を輩出したばかりであるため、意見聴取については個別にヒアリング等により対応しているが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。
分析項目6-8-5	平成30年度末に最初の修了生を輩出したばかりであるため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点で実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学系研究科（看護学専攻博士後期課程）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(24)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(27)教育プログラム：看護学専攻博士後期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(24)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(27)教育プログラム：看護学専攻博士後期課程の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(27)教育プログラム：看護学専攻博士後期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(25)看護学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P144-150
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(24)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P169-196（シラバス） ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(25)看護学専攻カリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_(24)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P144（履修規程第4条・7条）、P197 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P144（履修規程第4条・7条）、P197 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(24)国際学会等における研究発表奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-01_(27)「生涯生活支援看護学フィールド実習」シラバス （再掲）6-3-4-02_(24)山形大学大学院特別研究学生交流規程 （再掲）6-3-4-03_(24)特別研究派遣学生について（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

	（再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧（P146） ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-05_(24) T A ・ R A採用状況一覧等
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-01_(25)看護学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(25)看護学専攻2019年間予定表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(25)看護学専攻2019年間予定表 ・ シラバス （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P169-196（シラバス）
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P169-196（シラバス）
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 17条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること		
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること		【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-O	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
活動取組6-4-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(24)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(24)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 該当なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(24)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(24)チューターについて ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料

	該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	医学系研究科に在籍している学生の大多数が社会人学生であり、入学時からすでに社会的・職業的に自立しているため、インターンシップはじめ関連する取り組みよりも研究指導を重視した教育を行っている。
分析項目6-5-4	留学生については、人数が少ないため、指導教員、講座単位及びチューターの配置により個別に学習支援を行っている。 また、障害のある学生については、支援を要する学生が在籍していないため、対象となる学生への学修支援等は実施していないが、対象者が出た場合は、大学院委員会で支援方を策定し、研究科としての支援方策を実施する体制を整えている。 なお、障害のある学生については、障がい学習支援センターからの通知が発送される都度、連携しながら対応する体制を整備している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_25看護学専攻2019学生便覧 P144（履修規程第9条）

分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラパス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P144（履修規程第9条） 6-6-2-01_(27)看護学専攻博士後期課程シラパスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 - 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-01_(24)個人指導等が中心となる科目のシラパス（例）
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 - 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は3名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、履修規程第4条に則して、研究指導教員が履修指導を行うとともに、論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等は明示されていないが、アドバイザー教員を配置し、学生からの様々な照会等に対応している。なお、アドバイザー教員の制度に関する紹介等は、オリエンテーションにおいて実施している。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

□ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 20条 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(24)卒業判定の手順 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P156-158 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P214
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-1-02_(24)卒業・修了判定に係る審議状況（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻2019学生便覧 P156-158 - 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料

	（再掲）6-3-1-02_(25)看護学専攻 2019 学生便覧 P219（学位規程第 21 条） ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-01_(27)看護学専攻博士後期課程学位論文審査結果報告書及び最終試験成績報告書
分析項目 6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_(27)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_(27)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料

	該当なし ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(24)学生を受賞等一覧 （再掲）6-8-1-01_(25)看護学専攻：論文の採択・受賞状況
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(24)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(24)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-01_(25)看護学科・看護学専攻：卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(25)看護学専攻修了生アンケート
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－1	本専攻に在籍する学生の大多数が社会人であり、入学時には本研究科の教育目標等との関連性が強い看護師の国家資格を保有しているため、それ以外の資格取得については確認していない。加えて、長期履修制度を利用し、標準修業年限内を超えて在籍する学生が多いため、別紙様式6－8－1に示す標準修業年限内の卒業（修了）率が低くなっている。
分析項目6－8－4	入学定員が3人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施

	予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
分析項目6－8－5	学生の大多数が社会人学生であるため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学系研究科（先進的医科学専攻博士後期課程）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(24)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(28)教育プログラム：先進的医科学専攻博士後期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(24)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目		分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること		・公表された教育課程方針 (再掲) 6-1-1-01_(28)教育プログラム：先進的医科学専攻博士後期課程の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること		・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 6-1-1-01_(28)教育プログラム：先進的医科学専攻博士後期課程の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。	
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-2-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲）6-3-1-01_(26)先進的医科学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P28-31
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(24)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(26)先進的医科学専攻 2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_(26)先進的医科学専攻カリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_(24)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P28（履修規程第5条）、P36-40 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P28（履修規程第5条）、P36-40 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(24)国際学会等における研究発表奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(24)山形大学大学院特別研究学生交流規程 （再掲）6-3-4-03_(24)特別研究派遣学生について（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_(24)医学専攻・先進的医科学専攻「行動規範教育」シラバス

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-05_(24) T A ・ R A採用状況一覧等
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-01_(26)先進的医科学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(26)先進的医科学専攻2019年度学年暦
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(26)先進的医科学専攻2019年度学年暦 ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(26)先進的医科学専攻2019年度開講科目シラバス
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(26)先進的医科学専攻2019年度開講科目シラバス
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・シラバス
分析項目6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 17条
分析項目6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6－4－8	【該当なし】

教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること		【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。		
活動取組6-4-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(24)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(24)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 該当なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(24)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(24)チューターについて ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 該当なし ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料

	該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	医学系研究科に在籍している学生の大多数が社会人学生であり、入学時からすでに社会的・職業的に自立しているため、インターンシップはじめ関連する取り組みよりも研究指導を重視した教育を行っている。
分析項目6-5-4	留学生については、人数が少ないため、指導教員、講座単位及びチューターの配置により個別に学習支援を行っている。 また、障害のある学生については、支援を要する学生が在籍していないため、対象となる学生への学修支援等は実施していないが、対象者が出た場合は、大学院委員会で支援方策を策定し、研究科としての支援方策を実施する体制を整えている。 なお、障害のある学生については、障がい学習支援センターからの通知が発送される都度、連携しながら対応する体制を整備している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-3-1-02_ (24) 先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P28（履修規程第9条）
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所

	（再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P28（履修規程第9条） 6-6-2-01_(28)先進的医科学専攻博士後期課程シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-01_(24)個人指導等が中心となる科目のシラバス（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－6－3	本プログラムの入学定員は9名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、履修規程第5条に則して、研究指導教員が履修指導を行うとともに、論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6－6－4	学生の成績評価に関する申立て手続きについて規定等は設けていないが、成績評価について申立てがある場合、授業担当教員に直接相談することになっている。今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－〇－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-01_(24)山形大学大学院規則 20条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(24)卒業判定の手順
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P27、P36-40 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 該当なし
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P127
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 該当なし 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P27、P36-40 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(24)先進的医科学専攻・医学専攻 2019 学生便覧 P134（学位規程第21条） ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文

	該当なし
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-2	平成29年4月に改組を行い、現時点において修了者を輩出していないため、教授会等における審議状況の資料はない。
分析項目6-7-4	平成29年4月に改組を行い、現時点において修了者を輩出していないため、教授会等における審議状況の資料はない。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	【該当なし】 ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学	【該当なし】 ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起

位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む) ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（理学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(29)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(29)理学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(29)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(29)理学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(29)理学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6－3－1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－2－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
	406

分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(29)カリキュラム・チェックリスト（理工学研究科理学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02_(29)学生便覧 P12～14
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(29)第2期法人評価：教育に関する現況評価 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(29)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 (再掲) 6-3-1-01_(29)カリキュラム・チェックリスト（理工学研究科理学専攻） 6-3-2-03_(29)内部質保証を推進するための指針
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(29)山形大学大学院規則第14条・15条
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） (再掲) 6-3-1-02_(29)学生便覧 P4～6 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-01_(29)研究計画書の例（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02_(29)理学部後援会平成30年度事業「海外留学支援事業」 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(29)産業界の人材による研究指導を目的とした客員教授就任関係資料（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-02_(29)学生便覧 P12（大学院共通科目「知財と倫理」） 6-3-4-04_(29)シラバス「知財と倫理」

	6-3-4-05_(29)研究倫理教育の実施について ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-06_(29) 平成30年度T A時間数報告（抜粋） （非公表）
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－1	理学専攻の授業科目は主に講義形式で行う「大学院基盤教育科目」、「分野横断科目」、「分野専門科目」と個別指導を基軸とした「理工学研究科（理学系）共通科目」から構成される。「理工学研究科（理学系）共通科目」を除くすべての講義を選択科目とし、「大学院基盤教育科目」ではキャリア教育、コンプライアンス、実用英語等に関する授業科目を履修させつつ、学生自らの研究テーマに合わせて「分野横断科目」、「分野専門科目」、「理工学研究科（理学系）共通科目」を履修させることで、総合的で学際性のある高度な知識、技能を教授するカリキュラム編成となっている。
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲） 6-3-1-01_(29)カリキュラム・チェックリスト（理工学研究科理学専攻）
活動取組6－3－B	グローバル人材の養成を加速させることを目的として、理工学研究科の学生の留学（海外渡航）に係る滞在費の一部を支援する事業を行っている。 （再掲） 6-3-4-02_(29)理学部後援会平成30年度事業「海外留学支援事業」
活動取組6－3－C	産業界の人材による研究指導を実施している。 （再掲） 6-3-4-03_(29)産業界の人材による研究指導を目的とした客員教授就任関係資料 （非公表）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。 ・留学（海外渡航）に係る滞在費の一部を支援する事業を行っている。 ・産業界の人材による研究指導を実施している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(29)2019年度授業日程
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(29)2019年度授業日程 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(29)2019年度開講科目シラバス
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(29)2019年度開講科目シラバス
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・シラバス
分析項目6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を	【該当なし】 ・CAP制に関する規定

適切に設けていること	
分析項目6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6－4－10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－4－〇	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、短期派遣留学や平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科理学専攻からは平成30年度に3人が海外に留学している。 6-4-A-01_(29)「短期派遣留学」について 6-4-A-02_(29)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(29) 履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(29) 学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(29) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定

	実績等) 6-5-3-01_(29)インターンシップ実習者単位認定資料 （非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(29)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(29)留学生チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(29)留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03_(29)障がい学生支援フローチャート 6-5-4-04_(29)授業等における障がい学生への配慮について ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P7
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P7 6-6-2-01_ (29) シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01_ (29) 修了判定審議資料（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-02_ (29) 演習科目等における成績評価基準（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P7 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

分析項目6－6－3	GPAの分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査
-----------	--

	委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6―A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P5 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P15 6-7-1-01_ (29) 修了判定の手順
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P5 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P15 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (29) 学生便覧 P15
分析項目 6－7－3	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、

策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること		ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-02_(29)学生便覧 P5
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること		・教授会等での審議状況等の資料 （再掲） 6-6-3-01_(29)修了判定審議資料 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲） 6-3-1-02_(29)学生便覧 P5～6 6-7-4-02_(29)学位審査細則 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲） 6-3-1-02_(29)学生便覧 P5～6 （再掲） 6-7-4-02_(29)学位審査細則 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文。
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること		【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6－7－〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6－7－A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし		

改善を要する事項

・該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(29) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(29)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） - 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(29)教育職免許状取得者数 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(29)学生表彰資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(29) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分） - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(29)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査票） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(29)地元新聞に掲載された修了生の記事概要（非公表）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(29) H27 学生アンケート結果（理工学研究科理学系・博士前期）
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 - 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）

分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－2	平成30年度末に最初の修了生を輩出したばかりであるため、現時点で活躍を確認できる資料がない。（参考に改組前の修了生の資料を提出）
分析項目6－8－3	平成30年度末に最初の修了生を輩出したばかりであるため、意見聴取については個別にヒアリング等により対応しているが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。（参考に改組前の修了生の資料を提出）
分析項目6－8－5	平成30年度末に最初の修了生を輩出したばかりであるため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点で実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（物質化学工学専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(30)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(30)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-02_(30)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組 6－1－B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(30)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(30)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目 6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目 6－3－1 の根拠資料 6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－2－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-02_(30)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(30)カリキュラム・マップ（物質化学工学専攻） 6-3-1-02_(30)カリキュラム・チェックリスト（物質化学工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P8, P23, P69, P73
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(30)カリキュラム・チェックリスト（物質化学工学専攻） 6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(30)2019 年度の研究指導計画書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-04_(30)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

山形大学 領域 6（理工学研究科：博士前期課程）

	6-3-4-05_ (30) 研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） 6-3-4-06_ (30) 大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-07_ (30) T A 一覧（山形大学工学部作成） （非公表） 6-3-4-08_ (30) R A 一覧（山形大学工学部作成） （非公表）
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_ (30) カリキュラム・チェックリスト（物質化学工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－4－1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_ (30) 2019 年度学年暦 6-4-1-02_ (30) 2019 年度時間割
分析項目 6－4－2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_ (30) 2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_ (30) 2019 年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_ (30) 2019 年度時間割
分析項目 6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又は URL 等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_ (30) 2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） ・ シラバス
分析項目 6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP 制に関する規定
分析項目 6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_ (30) 山形大学大学院規則 第 17 条 （再掲）6-3-1-03_ (30) 2019 学生便覧 P10
分析項目 6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 6-4-A-01_(30)「学生大使」について 6-4-A-02_(30)「短期派遣留学」について 6-4-A-03_(30)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(30)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(30)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(30)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(30)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成）（非公表） 6-5-3-02_(30)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(30)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_ (30) 山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_ (30) 2019 学生便覧 P7
分析項目 6-6-2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 - 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P10 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_ (30) 卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-2-01_ (30) 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 6-7-2-02_ (30) 学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P16
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_ (30) 理工学研究科米沢地区委員会修了判定資料（非公表） 6-7-4-02_ (30) 理工学研究科米沢地区委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_ (30) 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_ (30) 学位論文審査基準 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_ (30) 山形大学大学院理工学研究科博士前期課程（工学系）における指導教員及び修士論文審査委員

	に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(30)標準修業年限内の修了率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(30)「標準修業年限×1.5」年内卒業修了率 ・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(30)教育職免許状取得者数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(30)学生の受賞等一覧

山形大学 領域 6（理工学研究科：博士前期課程）

	6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(30)就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当 URL） 6-8-2-01_(30)平成 31 年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(30)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（修了生） 6-8-3-02_(30)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5 年間」等大学が適切と考える期間）経過時）（再掲） 6-8-4-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（OB）
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年 1 回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の 3 テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることにして

	いる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） 6-8-A-01_(30)博士課程リーディングプログラム事後評価結果 6-8-A-02_(30)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（バイオ化学工学専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(30)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(31)教育プログラム：バイオ化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(31)教育プログラム：バイオ化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組 6－1－B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(31)教育プログラム：バイオ化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(31)教育プログラム：バイオ化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(31)教育プログラム：バイオ化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(31)カリキュラム・マップ（バイオ化学工学専攻） 6-3-1-02_(31)カリキュラム・チェックリスト（バイオ化学工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P8, P29, P69, P73
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(31)カリキュラム・チェックリスト（バイオ化学工学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(30)2019 年度の研究指導計画書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_(30)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	（再掲）6-3-4-05_(30)研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） （再掲）6-3-4-06_(30)大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30)T A一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30)R A一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(31)カリキュラム・チェックリスト（バイオ化学工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019年度時間割
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(30)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019年度時間割
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(30)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P10
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 （再掲）6-4-A-01_(30)「学生大使」について （再掲）6-4-A-02_(30)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-A-03_(30)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲） 6-5-1_(30)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲） 6-5-2_(30)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲） 6-5-3_(30)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲） 6-5-3-01_(30)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表） （再掲） 6-5-3-02_(30)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲） 6-5-4_(30)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲） 6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P7
分析項目6-6-2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 - 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P10 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(30)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P16
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(30)理工学研究科米沢地区委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(30)理工学研究科米沢地区委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員

	に関する申告せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(31)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(31)「標準修業年限×1.5」年内卒業修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(30)教育職免許状取得者数 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30)学生の実績等一覧

山形大学 領域 6（理工学研究科：博士前期課程）

	(再掲) 6-8-1-03_(30) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 (再掲) 6-8-1-04_(30) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） (再掲) 6-8-2_(30) 就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当 URL） (再掲) 6-8-2-01_(30) 平成 31 年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） (再掲) 6-8-2-02_(30) 山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-3-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（修了生） (再掲) 6-8-3-02_(30) 学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5 年間」等大学が適切と考える期間）経過時） (再掲) 6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB）
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年 1 回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の 3 テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることにして

	いる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） （再掲）6-8-A-01_(30)博士課程リーディングプログラム事後評価結果 （再掲）6-8-A-02_(30)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（応用生命システム工学専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	- 公表された学位授与方針 （再掲）6-1-1-01_(30)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(32)教育プログラム：応用生命システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(32)教育プログラム：応用生命システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組 6－1－B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(32)教育プログラム：応用生命システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(32)教育プログラム：応用生命システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(32)教育プログラム：応用生命システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(32)カリキュラム・マップ（応用生命システム工学専攻） 6-3-1-02_(32)カリキュラム・チェックリスト（応用生命システム工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P8, P35, P69, P73
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(32)カリキュラム・チェックリスト（応用生命システム工学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(30)2019 年度の研究指導計画書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_(30)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	（再掲）6-3-4-05_(30)研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） （再掲）6-3-4-06_(30)大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(32)カリキュラム・チェックリスト（応用生命システム工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019年度時間割
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(30)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019年度時間割
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(30)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P10
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 （再掲）6-4-A-01_(30)「学生大使」について （再掲）6-4-A-02_(30)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-A-03_(30)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） （再掲） 6-5-1_(30)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） （再掲） 6-5-2_(30)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3） （再掲） 6-5-3_(30)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲） 6-5-3-01_(30)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表） （再掲） 6-5-3-02_(30)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表）
分析項目 6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4） （再掲） 6-5-4_(30)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲） 6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P7
分析項目6-6-2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 - 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P10 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(30)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P16
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(30)理工学研究科米沢地区委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(30)理工学研究科米沢地区委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員

	に関する申告せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(32)標準修業年限内の修了率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(32)「標準修業年限×1.5」年内卒業修了率 ・資格の取得者数が確認できる資料 （再掲） 6-8-1-01_(30)教育職免許状取得者数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲） 6-8-1-02_(30)学生の実績等一覧

山形大学 領域 6（理工学研究科：博士前期課程）

	(再掲) 6-8-1-03_(30) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 (再掲) 6-8-1-04_(30) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） (再掲) 6-8-2_(30) 就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当 URL） (再掲) 6-8-2-01_(30) 平成 31 年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） (再掲) 6-8-2-02_(30) 山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-3-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（修了生） (再掲) 6-8-3-02_(30) 学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5 年間」等大学が適切と考える期間）経過時） (再掲) 6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB）
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年 1 回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の 3 テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることにして

	いる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） （再掲）6-8-A-01_(30)博士課程リーディングプログラム事後評価結果 （再掲）6-8-A-02_(30)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（情報科学専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	- 公表された学位授与方針 （再掲）6-1-1-01_(30)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(33)教育プログラム：情報科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(33)教育プログラム：情報科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組 6－1－B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(33)教育プログラム：情報科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(33)教育プログラム：情報科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(33)教育プログラム：情報科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(33)カリキュラム・マップ（情報科学専攻） 6-3-1-02_(33)カリキュラム・チェックリスト（情報科学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P8, P41, P69, P73
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(33)カリキュラム・チェックリスト（情報科学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(30)2019 年度の研究指導計画書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_(30)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	（再掲）6-3-4-05_(30)研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） （再掲）6-3-4-06_(30)大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(33)カリキュラム・チェックリスト（情報科学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－4－1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_ (30)2019 年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_ (30)2019 年度時間割
分析項目 6－4－2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_ (30)2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_ (30)2019 年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_ (30)2019 年度時間割
分析項目 6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又は URL 等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_ (30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） ・ シラバス
分析項目 6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP 制に関する規定
分析項目 6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_ (30)山形大学大学院規則 第 17 条 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P10
分析項目 6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 （再掲）6-4-A-01_(30)「学生大使」について （再掲）6-4-A-02_(30)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-A-03_(30)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲） 6-5-1_(30)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲） 6-5-2_(30)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲） 6-5-3_(30)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲） 6-5-3-01_(30)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表） （再掲） 6-5-3-02_(30)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲） 6-5-4_(30)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲） 6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P7
分析項目6-6-2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 - 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P10 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_ (30)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_ (30)学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P16
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_ (30)理工学研究科米沢地区委員会修了判定資料 （非公表） （再掲）6-7-4-02_ (30)理工学研究科米沢地区委員会議事録 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_ (30)学位論文審査基準 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程（工学系）における指導教員及び修士論文審査委員

	に関する申告せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(33)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(33)「標準修業年限×1.5」年内卒業修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(30)教育職免許状取得者数 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30)学生の実績等一覧

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	（再掲）6-8-1-03_(30) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 （再掲）6-8-1-04_(30) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(30) 就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(30) 平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(30) 山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（修了生） （再掲）6-8-3-02_(30) 学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-5-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることにして

	いる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） （再掲）6-8-A-01_(30)博士課程リーディングプログラム事後評価結果 （再掲）6-8-A-02_(30)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（電気電子工学専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	- 公表された学位授与方針 （再掲）6-1-1-01_ (30) 教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_ (34) 教育プログラム：電気電子工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_ (34) 教育プログラム：電気電子工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組 6－1－B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_ (30) 大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項	
該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(34)教育プログラム：電気電子工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(34)教育プログラム：電気電子工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目 6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目 6－3－1 の根拠資料 6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－2－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(34)教育プログラム：電気電子工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(34)カリキュラム・マップ（電気電子工学専攻） 6-3-1-02_(34)カリキュラム・チェックリスト（電気電子工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P8, P48, P69, P73
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(34)カリキュラム・チェックリスト（電気電子工学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(30)2019 年度の研究指導計画書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_(30)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

山形大学 領域 6（理工学研究科：博士前期課程）

	(再掲) 6-3-4-05_(30) 研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） (再掲) 6-3-4-06_(30) 大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 (再掲) 6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成） （非公表） (再掲) 6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成） （非公表）
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 (再掲) 6-3-1-02_(34) カリキュラム・チェックリスト（電気電子工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－4－1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019 年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019 年度時間割
分析項目 6－4－2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019 年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019 年度時間割
分析項目 6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又は URL 等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） ・ シラバス
分析項目 6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP 制に関する規定
分析項目 6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第 17 条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P10
分析項目 6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 （再掲）6-4-A-01_(30)「学生大使」について （再掲）6-4-A-02_(30)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-A-03_(30)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲） 6-5-1_(30)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲） 6-5-2_(30)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲） 6-5-3_(30)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲） 6-5-3-01_(30)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表） （再掲） 6-5-3-02_(30)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲） 6-5-4_(30)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲） 6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P7
分析項目6-6-2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 - 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P10 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(30)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P16
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(30)理工学研究科米沢地区委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(30)理工学研究科米沢地区委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員

	に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(34)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(34)「標準修業年限×1.5」年内卒業修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(30)教育職免許状取得者数 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30)学生の実績等一覧

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	(再掲) 6-8-1-03_(30) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 (再掲) 6-8-1-04_(30) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） (再掲) 6-8-2_(30) 就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） (再掲) 6-8-2-01_(30) 平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） (再掲) 6-8-2-02_(30) 山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-3-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（修了生） (再掲) 6-8-3-02_(30) 学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） (再掲) 6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB）
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることにして

	いる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） （再掲）6-8-A-01_(30)博士課程リーディングプログラム事後評価結果 （再掲）6-8-A-02_(30)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（機械システム工学専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_ (30)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_ (35)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_ (35)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組 6－1－B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_ (30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(35)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(35)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(35)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (35)カリキュラム・マップ（機械システム工学専攻） 6-3-1-02_ (35)カリキュラム・チェックリスト（機械システム工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P8, P56, P69, P73
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_ (30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_ (30)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_ (35)カリキュラム・チェックリスト（機械システム工学専攻） （再掲）6-3-2-03_ (30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_ (30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_ (30)2019 年度の研究指導計画書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_ (30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_ (30)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	（再掲）6-3-4-05_(30)研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） （再掲）6-3-4-06_(30)大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30)T A一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30)R A一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(35)カリキュラム・チェックリスト（機械システム工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－4－1 1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019 年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019 年度時間割
分析項目 6－4－2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019 年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019 年度時間割
分析項目 6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又は URL 等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） ・ シラバス
分析項目 6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP 制に関する規定
分析項目 6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第 17 条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P10
分析項目 6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 （再掲）6-4-A-01_(30)「学生大使」について （再掲）6-4-A-02_(30)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-A-03_(30)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 該当なし

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） （再掲）6-5-1_(30)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） （再掲）6-5-2_(30)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目 6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3） （再掲）6-5-3_(30)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(30)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-5-3-02_(30)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目 6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4） （再掲）6-5-4_(30)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P7
分析項目6-6-2	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 - 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6―A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P10 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_ (30)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_ (30)学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P16
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_ (30)理工学研究科米沢地区委員会修了判定資料 （非公表） （再掲）6-7-4-02_ (30)理工学研究科米沢地区委員会議事録 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_ (30)学位論文審査基準 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程（工学系）における指導教員及び修士論文審査委員

	に関する申告せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(35)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(35)「標準修業年限×1.5」年内卒業修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(30)教育職免許状取得者数 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30)学生の実績等一覧

山形大学 領域 6（理工学研究科：博士前期課程）

	（再掲）6-8-1-03_(30) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 （再掲）6-8-1-04_(30) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去 5 年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(30) 就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当 URL） （再掲）6-8-2-01_(30) 平成 31 年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(30) 山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（修了生） （再掲）6-8-3-02_(30) 学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5 年間」等大学が適切と考える期間）経過時） （再掲）6-8-4-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（OB）
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-5-01_(30) 教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年 1 回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の 3 テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることにして

	いる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） （再掲）6-8-A-01_(30)博士課程リーディングプログラム事後評価結果 （再掲）6-8-A-02_(30)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（ものづくり技術経営学専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	- 公表された学位授与方針 （再掲）6-1-1-01_(30)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(36)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(36)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組 6－1－B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項	
該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(36)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(36)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(36)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (36)カリキュラム・マップ（ものづくり技術経営学専攻） 6-3-1-02_ (36)カリキュラム・チェックリスト（ものづくり技術経営学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P8, P63, P69, P73
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_ (30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_ (30)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_ (36)カリキュラム・チェックリスト（ものづくり技術経営学専攻） （再掲）6-3-2-03_ (30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_ (30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_ (30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_ (30)2019 年度の研究指導計画書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_ (30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-04_ (30)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	（再掲）6-3-4-05_(30)研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） （再掲）6-3-4-06_(30)大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(36)カリキュラム・チェックリスト（ものづくり技術経営学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019年度時間割
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-02_(30)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦 （再掲）6-4-1-02_(30)2019年度時間割
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(30)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P10
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する理工学研究科からは平成30年度に1人が海外に留学している。 （再掲）6-4-A-01_(30)「学生大使」について （再掲）6-4-A-02_(30)「短期派遣留学」について （再掲）6-4-A-03_(30)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲） 6-5-1_(30)履修指導の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲） 6-5-2_(30)学習相談の実施状況 ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲） 6-5-3_(30)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲） 6-5-3-01_(30)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表） （再掲） 6-5-3-02_(30)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成） （非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲） 6-5-4_(30)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲） 6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P7
分析項目6-6-2	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

成績評価基準を学生に周知していること	当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 （再掲）6-3-2-02_(30)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 - 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 - 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 - 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目 6－6－4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P10 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(30)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P16
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・ 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(30)理工学研究科米沢地区委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(30)理工学研究科米沢地区委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(30)学位論文審査基準 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(30)山形大学大学院理工学研究科博士前期課程(工学系)における指導教員及び修士論文審査委員

	に関する申告せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(36)標準修業年限内の修了率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(36)「標準修業年限×1.5」年内卒業修了率 ・資格の取得者数が確認できる資料 （再掲） 6-8-1-01_(30)教育職免許状取得者数 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲） 6-8-1-02_(30)学生の実績等一覧

山形大学 領域6（理工学研究科：博士前期課程）

	(再掲) 6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 (再掲) 6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） (再掲) 6-8-2_(30)就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） (再掲) 6-8-2-01_(30)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） (再掲) 6-8-2-02_(30)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-3-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（修了生） (再掲) 6-8-3-02_(30)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-4-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（OB） ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） (再掲) 6-8-4-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（OB）
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 (再掲) 6-8-5-01_(30)教育全般に関するアンケート調査（企業）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることにして

	いる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-8-A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） （再掲）6-8-A-01_(30)博士課程リーディングプログラム事後評価結果 （再掲）6-8-A-02_(30)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（地球共生圏科学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(37)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(37)地球共生圏科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(37)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(37)地球共生圏科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(37)地球共生圏科学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6－3－1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－2－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(37)カリキュラム・チェックリスト（理工学研究科地球共生圏科学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02_(37)学生便覧 P6、18～20
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_(37)第2期法人評価：教育に関する現況評価 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_(37)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 (再掲) 6-3-1-01_(37)カリキュラム・チェックリスト（理工学研究科地球共生圏科学専攻） 6-3-2-03_(37)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(37)山形大学大学院規則第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） (再掲) 6-3-1-02_(37)学生便覧 P4～6 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-01_(37)研究計画審査報告書（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02_(37)理学部後援会平成30年度事業「海外留学支援事業」 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(37)産業界の人材による研究指導を目的とした客員教授就任関係資料（非公表） 6-3-4-04_(37)特別研究学生交流規程 6-3-4-05_(37)特別研究派遣学生の派遣例（非公表） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

	6-3-4-06_(37)研究倫理教育の実施について ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-07_(37)平成30年度T A時間数報告（抜粋） （非公表）
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	カリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲） 6-3-1-01_(37)カリキュラム・チェックリスト（理工学研究科地球共生圏科学専攻）
活動取組6－3－B	グローバル人材の養成を加速させることを目的として、理工学研究科の学生の留学（海外渡航）に係る滞在費の一部を支援する事業を行っている。 （再掲） 6-3-4-02_(37)理学部後援会平成30年度事業「海外留学支援事業」
活動取組6－3－C	産業界の人材による研究指導を実施している。 （再掲） 6-3-4-03_(37)産業界の人材による研究指導を目的とした客員教授就任関係資料 （非公表）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確	

認している。 ・学生の留学（海外渡航）に係る滞在費の一部を支援する事業を行っている。 ・産業界の人材による研究指導を実施している。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(37)2019年度授業日程
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(37)2019年度授業日程 ・シラバス （再掲）6-3-2-02_(37)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(37)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則

ること	
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし
改善を要する事項 ・該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(37) 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(37) 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(37) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） なし
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(37) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(37) 留学生チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所

	6-5-4-02 (37) 留学生ハンドブック ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03 (37) 障がい学生支援フローチャート ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 6-5-0	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲） 6-3-1-02 (37) 学生便覧 P7～8

分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P7～8
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 - なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-01_(37)学位論文の審査及び最終試験の結果（非公表） ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 - なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 - なし
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P8 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は5名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・該当なし
改善を要する事項
・該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P6～7 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P21 6-7-1-01_(37)修了判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P6 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P21 - 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P21
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P6～7
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	- 教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-6-3-01_(37)学位論文の審査及び最終試験の結果（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 - 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(37)学生便覧 P6 6-7-4-01_(37)学位審査細則

	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (37) 学生便覧 P5～6 （再掲）6-7-4-01_ (37) 学位審査細則 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文。
分析項目 6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_ (37) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_ (37) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）

	・資格の取得者数が確認できる資料 - なし ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-01_(37)学生の実績状況等が分かる資料
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の実況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の実況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業業者も含む） （再掲）6-8-2_(29)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の実況（過去5年分） ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(37)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査票） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） - なし
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - なし
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） - なし
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	入学定員が5人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年（2019）度に中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
分析項目6-8-4	入学定員が5人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、今年（2019）度に中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（物質化学工学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(38)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(38)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-02_(38)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6-1-B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(38)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(38)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目 6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目 6－3－1 の根拠資料 6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－2－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-02_(38)教育プログラム：物質化学工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(38)カリキュラム・マップ（物質化学工学専攻） 6-3-1-02_(38)カリキュラム・チェックリスト（物質化学工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P81, P106
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 該当なし ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-01_(38)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(38)カリキュラム・チェックリスト（物質化学工学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(38)2019 年度の論文計画審査結果報告書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 該当なし

山形大学 領域6（理工学研究科：博士後期課程）

	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6－3－4	山形大学大学院有機材料システム研究科（博士前期課程）及び理工学研究科（博士前期課程）において研究計画書提出時に「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」を通読させている。上記博士前期課程からの進学者以外の学生については、別途研究倫理教育を行うことにしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(38) カリキュラム・チェックリスト（物質化学工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P82
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-4-A	平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身に、2019年度から独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを開始した。本プログラムでは、実践的グローバルリーダーに必要な「創造性」と「主体性」を養成するため、英語による授業や指導、国内外でのインターンシップ、企業出身教員によるメンタリング等を組み込んだ特色あるカリキュラムを編成し、社会で活躍できる博士の育成を目指している。 6-4-A-01_(38)フレックス大学院の概要 6-4-A-02_(38)2019年度フレックス大学院学生便覧
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 社会で活躍できる博士の育成を目指し、平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身とする独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを展開している。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(38)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(38)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(38)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(38)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル - 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報）

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P80
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧

		(再掲) 6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-6-3	GPAの分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員が学生の研究計画に基づき、専門分野が偏らないよう3人以上の指導教員グループを組織（根拠資料6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P79）して論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等を行うなど、複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。	
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-6-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P82 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(38)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P90
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(38)理工学研究科委員会修了判定資料（非公表） 6-7-4-02_(38)理工学研究科委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5	【該当なし】

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(38)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(38)「標準修業年限×1.5」年内修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 該当なし - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30)学生の受賞等一覧 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2	就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む） （再掲）6-8-2_(30)就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(38)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(38)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-02_(30)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） - 該当なし
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－3	以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年 1 回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の 3 テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目 6－8－4	修了生が少ないため、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っているが、中期目標期間の 4 年終了時評価に合わせて 2019 年度に実施予定である全学調査を通じて、修了生からの情報を収集する。
分析項目 6－8－5	修了生が少ないため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点では実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の 4 年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－8－A

平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。
なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。

（再掲）[6-8-1-03_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書](#) P10

（再掲）[6-8-1-04_\(30\)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）](#)

（再掲）[6-8-A-01_\(30\)博士課程リーディングプログラム事後評価結果](#)

（再掲）[6-8-A-02_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について](#)

（再掲）[6-4-A-01_\(38\)フレックス大学院の概要](#)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

☒ 当該基準を満たす

☐ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（バイオ工学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(38)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(39)教育プログラム：バイオ工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(39)教育プログラム：バイオ工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6-1-B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(39)教育プログラム：バイオ工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(39)教育プログラム：バイオ工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(39)教育プログラム：バイオ工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(39)カリキュラム・マップ（バイオ工学専攻） 6-3-1-02_(39)カリキュラム・チェックリスト（バイオ工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P81, P112
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(38)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(39)カリキュラム・チェックリスト（バイオ工学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(38)2019 年度の論文計画審査結果報告書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 該当なし

山形大学 領域6（理工学研究科：博士後期課程）

	・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目6－3－4	山形大学大学院有機材料システム研究科（博士前期課程）及び理工学研究科（博士前期課程）において研究計画書提出時に「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」を通読させている。上記博士前期課程からの進学者以外の学生については、別途研究倫理教育を行うことにしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(39)カリキュラム・チェックリスト（バイオ工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P82
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること		
分析項目6-4-8	【該当なし】	
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料	
分析項目6-4-9	【該当なし】	
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料	
分析項目6-4-10	【該当なし】	
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料	
分析項目6-4-11	【該当なし】	
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-4-A	平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身に、2019年度から独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを開始した。本プログラムでは、実践的グローバルリーダーに必要な「創造性」と「主体性」を養成するため、英語による授業や指導、国内外でのインターンシップ、企業出身教員によるメンタリング等を組み込んだ特色あるカリキュラムを編成し、社会で活躍できる博士の育成を目指している。 （再掲） 6-4-A-01_(38)フレックス大学院の概要 （再掲） 6-4-A-02_(38)2019年度フレックス大学院学生便覧	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）		
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組
・ 社会で活躍できる博士の育成を目指し、平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身とする独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを展開している。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(38)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(38)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(38)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(38)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル - 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報）

	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P80
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧

		(再掲) 6-3-2-01_(38) 2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等)	
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目 6-6-3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員が学生の研究計画に基づき、専門分野が偏らないよう 3 人以上の指導教員グループを組織 (根拠資料 6-3-1-03_(30) 2019 学生便覧 P79) して論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等を行うなど、複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。	
分析項目 6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所具体的に明示することとした。	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組 6-6-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P82 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(38)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P90
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(38)理工学研究科委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(38)理工学研究科委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5	【該当なし】

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(39)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(39)「標準修業年限×1.5」年内修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 該当なし - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30)学生の受賞等一覧 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2	就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む） （再掲）6-8-2_(30)就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(38)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(38)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-02_(30)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目 6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－3	以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目 6－8－4	修了生が少ないため、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っているが、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、修了生からの情報を収集する。
分析項目 6－8－5	修了生が少ないため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点では実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－8－A

平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。
なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。

（再掲）[6-8-1-03_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書](#) P10

（再掲）[6-8-1-04_\(30\)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）](#)

（再掲）[6-8-A-01_\(30\)博士課程リーディングプログラム事後評価結果](#)

（再掲）[6-8-A-02_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について](#)

（再掲）[6-4-A-01_\(38\)フレックス大学院の概要](#)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

☒ 当該基準を満たす

☐ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（電子情報工学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(38)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(40)教育プログラム：電子情報工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(40)教育プログラム：電子情報工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6-1-B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(40)教育プログラム：電子情報工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(40)教育プログラム：電子情報工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目 6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目 6－3－1 の根拠資料 6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－2－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(40)教育プログラム：電子情報工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (40)カリキュラム・マップ（電子情報工学専攻） 6-3-1-02_ (40)カリキュラム・チェックリスト（電子情報工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_ (30)2019 学生便覧 P81, P118
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_ (30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-01_ (38)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_ (40)カリキュラム・チェックリスト（電子情報工学専攻） （再掲）6-3-2-03_ (30)内部質保証を推進するための指針
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_ (30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_ (38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_ (38)2019 年度の論文計画審査結果報告書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_ (30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_ (38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 該当なし

山形大学 領域 6（理工学研究科：博士後期課程）

	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6－3－4	山形大学大学院有機材料システム研究科（博士前期課程）及び理工学研究科（博士前期課程）において研究計画書提出時に「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」を通読させている。上記博士前期課程からの進学者以外の学生については、別途研究倫理教育を行うことにしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(40) カリキュラム・チェックリスト（電子情報工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P82
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること		
分析項目6-4-8	【該当なし】	
教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料	
分析項目6-4-9	【該当なし】	
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料	
分析項目6-4-10	【該当なし】	
通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料	
分析項目6-4-11	【該当なし】	
専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料	
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-4-A	平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身に、2019年度から独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを開始した。本プログラムでは、実践的グローバルリーダーに必要な「創造性」と「主体性」を養成するため、英語による授業や指導、国内外でのインターンシップ、企業出身教員によるメンタリング等を組み込んだ特色あるカリキュラムを編成し、社会で活躍できる博士の育成を目指している。 （再掲） 6-4-A-01_(38)フレックス大学院の概要 （再掲） 6-4-A-02_(38)2019年度フレックス大学院学生便覧	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）		
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組
・ 社会で活躍できる博士の育成を目指し、平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身とする独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを展開している。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(38)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(38)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(38)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(38)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル - 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報）

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P80
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧

		(再掲) 6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-6-3	GPAの分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員が学生の研究計画に基づき、専門分野が偏らないよう3人以上の指導教員グループを組織（根拠資料6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P79）して論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等を行うなど、複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。	
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-6-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P82 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(38)卒業判定の手順
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P90
分析項目 6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目 6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(38)理工学研究科委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(38)理工学研究科委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6－7－5	【該当なし】

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(40) 標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(40) 「標準修業年限×1.5」年内修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 該当なし - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30) 学生の受賞等一覧 （再掲）6-8-1-03_(30) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 （再掲）6-8-1-04_(30) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の実況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む） （再掲）6-8-2_(30)就職率及び進学率の実況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(38)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(38)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-02_(30)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目6-8-4	修了生が少ないため、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っているが、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、修了生からの情報を収集する。
分析項目6-8-5	修了生が少ないため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点では実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－8－A

平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。
なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。

（再掲）[6-8-1-03_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書](#) P10

（再掲）[6-8-1-04_\(30\)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）](#)

（再掲）[6-8-A-01_\(30\)博士課程リーディングプログラム事後評価結果](#)

（再掲）[6-8-A-02_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について](#)

（再掲）[6-4-A-01_\(38\)フレックス大学院の概要](#)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

☒ 当該基準を満たす

☐ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（機械システム工学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(38)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(41)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(41)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6-1-B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(41)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(41)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目 6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目 6－3－1 の根拠資料 6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－2－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(41)教育プログラム：機械システム工学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(41)カリキュラム・マップ（機械システム工学専攻） 6-3-1-02_(41)カリキュラム・チェックリスト（機械システム工学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P81, P126
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(38)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(41)カリキュラム・チェックリスト（機械システム工学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(38)2019 年度の論文計画審査結果報告書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 該当なし

山形大学 領域6（理工学研究科：博士後期課程）

	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6－3－4	山形大学大学院有機材料システム研究科（博士前期課程）及び理工学研究科（博士前期課程）において研究計画書提出時に「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」を通読させている。上記博士前期課程からの進学者以外の学生については、別途研究倫理教育を行うことにしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(41) カリキュラム・チェックリスト（機械システム工学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P82
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること		
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること		【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-4-A	平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身に、2019年度から独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを開始した。本プログラムでは、実践的グローバルリーダーに必要な「創造性」と「主体性」を養成するため、英語による授業や指導、国内外でのインターンシップ、企業出身教員によるメンタリング等を組み込んだ特色あるカリキュラムを編成し、社会で活躍できる博士の育成を目指している。 (再掲) 6-4-A-01_(38)フレックス大学院の概要 (再掲) 6-4-A-02_(38)2019年度フレックス大学院学生便覧	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)		
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組
・ 社会で活躍できる博士の育成を目指し、平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身とする独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを展開している。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(38)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(38)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(38)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(38)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル - 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報）

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P80
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧

		(再掲) 6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 該当なし ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）	
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-6-3	GPAの分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員が学生の研究計画に基づき、専門分野が偏らないよう3人以上の指導教員グループを組織（根拠資料6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P79）して論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等を行うなど、複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。	
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-6-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P82 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(38)卒業判定の手順
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P90
分析項目 6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目 6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(38)理工学研究科委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(38)理工学研究科委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目 6－7－5	【該当なし】

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(41)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(41)「標準修業年限×1.5」年内修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 該当なし - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30)学生の実績等一覧 （再掲）6-8-1-03_(30)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 （再掲）6-8-1-04_(30)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2	就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む） （再掲）6-8-2_(30)就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(38)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(38)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-02_(30)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目6-8-4	修了生が少ないため、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っているが、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、修了生からの情報を収集する。
分析項目6-8-5	修了生が少ないため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点では実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－8－A

平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。
なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。

（再掲）[6-8-1-03_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書](#) P10

（再掲）[6-8-1-04_\(30\)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）](#)

（再掲）[6-8-A-01_\(30\)博士課程リーディングプログラム事後評価結果](#)

（再掲）[6-8-A-02_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について](#)

（再掲）[6-4-A-01_\(38\)フレックス大学院の概要](#)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

☒ 当該基準を満たす

☐ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（ものづくり技術経営学専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(38)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(42)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(42)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
活動取組6-1-B	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2-3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-B-01_(30)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(42)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(42)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－2－1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目 6－2－2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目 6－3－1 の根拠資料 6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－2－A	研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで学位授与方針を策定し、公表している。 （再掲） 6-1-1-01_(42)教育プログラム：ものづくり技術経営学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(42)カリキュラム・マップ（ものづくり技術経営学専攻） 6-3-1-02_(42)カリキュラム・チェックリスト（ものづくり技術経営学専攻） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P81, P134
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_(30)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 教育 9-1 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-01_(38)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-02_(42)カリキュラム・チェックリスト（ものづくり技術経営学専攻） （再掲）6-3-2-03_(30)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_(38)2019 年度の論文計画審査結果報告書（例） （非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(30)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 該当なし

山形大学 領域6（理工学研究科：博士後期課程）

	・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-07_(30) T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） （再掲）6-3-4-08_(30) R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6－3－4	山形大学大学院有機材料システム研究科（博士前期課程）及び理工学研究科（博士前期課程）において研究計画書提出時に「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」を通読させている。上記博士前期課程からの進学者以外の学生については、別途研究倫理教育を行うことにしている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲）6-3-1-02_(42) カリキュラム・チェックリスト（ものづくり技術経営学専攻）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス （再掲）6-4-1-01_(30)2019年度学年暦
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-01_(38)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(30)山形大学大学院規則 第17条 （再掲）6-3-1-03_(30)2019学生便覧 P82
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること		
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること		【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること		【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること		【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること		【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-4-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組6-4-A	平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身に、2019年度から独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを開始した。本プログラムでは、実践的グローバルリーダーに必要な「創造性」と「主体性」を養成するため、英語による授業や指導、国内外でのインターンシップ、企業出身教員によるメンタリング等を組み込んだ特色あるカリキュラムを編成し、社会で活躍できる博士の育成を目指している。 (再掲) 6-4-A-01_(38)フレックス大学院の概要 (再掲) 6-4-A-02_(38)2019年度フレックス大学院学生便覧	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)		
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組
・ 社会で活躍できる博士の育成を目指し、平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身とする独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを展開している。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(38)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(38)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(38)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-3-4-03_(38)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(38)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(30)山形大学米沢地区チューターマニュアル - 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(30)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報）

	・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P80
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧

		(再掲) 6-3-2-01_(38) 2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・ GPA 制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料	
分析項目 6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等)	
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。		
分析項目 6-6-3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員が学生の研究計画に基づき、専門分野が偏らないよう 3 人以上の指導教員グループを組織 (根拠資料 6-3-1-03_(30) 2019 学生便覧 P79) して論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等を行うなど、複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。	
分析項目 6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和 2 年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。		
活動取組 6-6-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし		
改善を要する事項 ・ 該当なし		

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P82 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(38)卒業判定の手順
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧 P90
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-03_(30)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-4-01_(38)理工学研究科委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(38)理工学研究科委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(30)山形大学大学院理工学研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(38)学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(38)山形大学大学院理工学研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5	【該当なし】

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(42) 標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(42) 「標準修業年限×1.5」年内修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 該当なし - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(30) 学生の受賞等一覧 （再掲）6-8-1-03_(30) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲）6-8-1-04_(30) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2	就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の実況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	業者も含む） （再掲）6-8-2_(30)就職率及び進学率の実況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(38)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(38)山形大学出身教員一覧（非公表）
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-02_(30)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-3	以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目6-8-4	修了生が少ないため、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っているが、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、修了生からの情報を収集する。
分析項目6-8-5	修了生が少ないため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点では実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－8－A

平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。
なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。

（再掲）[6-8-1-03_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書](#) P10

（再掲）[6-8-1-04_\(30\)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）](#)

（再掲）[6-8-A-01_\(30\)博士課程リーディングプログラム事後評価結果](#)

（再掲）[6-8-A-02_\(30\)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について](#)

（再掲）[6-4-A-01_\(38\)フレックス大学院の概要](#)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

☒ 当該基準を満たす

☐ 当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：有機材料システム研究科（有機材料システム専攻）

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(43)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(43)教育プログラム：有機材料システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準 2－3 で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-B-01_(43)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムの DP・CP 策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 (再掲) 6-1-1-02_(43)教育プログラム：有機材料システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 6-1-1-02_(43)教育プログラム：有機材料システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P18 (再掲) 1-1-1-06 設置報告書（院有機） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） (再掲) 6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P18

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 該当なし ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-01_(43)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 6-3-2-03_(43)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(43)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 6-3-4-01_(43)山形大学大学院有機材料システム研究科博士前期課程における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(43)2019年度の研究指導計画書（例）（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(43)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-04_(43)シラバス「実践型PBL教育Ⅰ」 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-05_(43)研究計画書の提出について（山形大学工学部ホームページ） 6-3-4-06_(43)大学院共通科目シラバス「知財と倫理」 ・T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-07_(43)T A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表） 6-3-4-08_(43)R A 一覧（山形大学工学部作成）（非公表）

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_ (43)2019 年度 学年暦 6-4-1-02_ (43)2019 年度 時間割
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-3-2-01_ (43)2019 年度 開講科目 シラバス （再掲）6-4-1-01_ (43)2019 年度 学年暦

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	（再掲） 6-4-1-02_(43)2019年度時間割
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲） 6-3-2-01_(43)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲） 6-3-3-01_(43)山形大学大学院規則 第17条 （再掲） 6-3-1-01_(43)2019学生便覧 P9
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・ 実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する有機材料システム研究科からは平成30年度1人が海外に留学している。 6-4-A-01_(43)「学生大使」について 6-4-A-02_(43)「短期派遣留学」について 6-4-A-03_(43)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われ	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(43)履修指導の実施状況

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

ていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(43)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(43)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(43)短期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成）（非公表） 6-5-3-02_(43)長期インターンシップ実施状況（山形大学工学部作成）（非公表）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(43)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(43)山形大学米沢地区チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(43)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 - 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 - 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 - 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-0	該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－5－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲） 6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P7
分析項目 6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 （再掲） 6-3-2-01_(43)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	GPAの分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲） 6-3-1-01_ (43)2019 学生便覧 P9 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_ (43)卒業判定の手順（山形大学工学部作成）
分析項目6-7-2	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	6-7-2-01_(43)山形大学大学院有機材料システム研究科学位審査細則 6-7-2-02_(43)学位論文審査基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P13
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-01_(43)2019 学生便覧
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(43)有機材料システム研究科委員会修了判定資料（非公表） 6-7-4-02_(43)有機材料システム研究科委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(43)山形大学大学院有機材料システム研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-02_(43)学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(43)山形大学大学院有機材料システム研究科博士前期課程における指導教員及び修士論文審査委員に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>簡条書き</u>で記述すること。	
活動取組6－7－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(43)標準修業年限内の修了率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(43)「標準修業年限×1.5」年内修了率 - 資格の取得者数が確認できる資料 該当なし - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-01_(43)学生の受賞等一覧 6-8-1-02_(43)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 6-8-1-03_(43)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(43)就職率及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(43)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 該当なし
分析項目6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士前期課程）

針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01_ (43)教育全般に関するアンケート調査（修了生） 6-8-3-02_ (43)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） - 該当なし
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 - 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－3	教育全般に関するアンケート調査に加え、以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年1回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の3テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目6－8－4	修了生への意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っているが、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
分析項目6－8－5	就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点で実施していない。今後実施予定である。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>簡条書き</u> で記述すること。	
活動取組6－8－A	平成24年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程5年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲） 6-8-1-02_ (43)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調書 P10 （再掲） 6-8-1-03_ (43)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） 6-8-A-01_ (43)博士課程リーディングプログラム事後評価結果

	6-8-A-02_(43)博士課程教育リーディングプログラム 平成24年度採択プログラム事後評価について
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。	
改善を要する事項 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：有機材料システム研究科（有機材料システム専攻）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(44)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(44)教育プログラム：有機材料システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-B-01_(43)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
------	------------------

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 (再掲) 6-1-1-01_(44)教育プログラム：有機材料システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 (再掲) 6-1-1-01_(44)教育プログラム：有機材料システム専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） （再掲） 6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P41 （再掲） 1-1-1-06 設置報告書（院有機） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲） 6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P57

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 該当なし ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-01_(44)2019年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 (再掲) 6-3-2-03_(43)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 (再掲) 6-3-3-01_(43)山形大学大学院規則 第14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） 6-3-4-01_(44)山形大学大学院有機材料システム研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(44)論文計画審査結果報告書（例）（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 (再掲) 6-3-4-03_(43)米沢工業会 教育研究奨励事業 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(44)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ） ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 (再掲) 6-3-4-07_(43)T A一覧(山形大学工学部作成)（非公表） (再掲) 6-3-4-08_(43)R A一覧(山形大学工学部作成)（非公表）
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

		・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】		
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。	
分析項目6-3-4	山形大学大学院有機材料システム研究科（博士前期課程）及び理工学研究科（博士前期課程）において研究計画書提出時に「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」を通読させている。上記博士前期課程からの進学者以外の学生については、別途研究倫理教育を行うことにしている。	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
活動取組6-3-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）		
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない		
優れた成果が確認できる取組		
・ 該当なし		
改善を要する事項		
・ 該当なし		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲） 6-4-1-01_ (43) 2019 年度学年暦
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲） 6-3-2-01_ (44) 2019 年度開講科目シラバス （再掲） 6-4-1-01_ (43) 2019 年度学年暦
分析項目6-4-3	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料

山形大学 領域 6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	（再掲） 6-3-2-01_(44)2019 年度開講科目シラバス
分析項目 6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6－4－4） ・シラバス
分析項目 6－4－5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP 制に関する規定
分析項目 6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則 （再掲） 6-3-3-01_(43)山形大学大学院規則 第 17 条 （再掲） 6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P35
分析項目 6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目 6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目 6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目 6－4－10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身に、2019年度から独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを開始した。本プログラムでは、実践的グローバルリーダーに必要な「創造性」と「主体性」を養成するため、英語による授業や指導、国内外でのインターンシップ、企業出身教員によるメンタリング等を組み込んだ特色あるカリキュラムを編成し、社会で活躍できる博士の育成を目指している。 〈再掲〉 6-4-A-01_(38)フレックス大学院の概要 〈再掲〉 6-4-A-02_(38)2019年度フレックス大学院学生便覧
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
・社会で活躍できる博士の育成を目指し、平成24年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を前身とする独自の博士課程5年一貫教育プログラム「フレックス大学院」プログラムを展開している。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(44)履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2_(44)学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 - 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(44)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-3-4-03_(44)フレックス大学院 国際共同研究（長期海外インターンシップ）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(44)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(43)山形大学米沢地区チューターマニュアル ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-5-4-02_(43)山形大学工学部国際交流センターホームページ（在籍留学生向け情報） ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 - 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 - 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 - 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-3	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 (再掲) 6-3-1-01_ (43) 2019 学生便覧 P34
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-01_ (43) 2019 学生便覧 (再掲) 6-3-2-01_ (44) 2019 年度開講科目シラバス
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

分析項目6-6-3	GPA の分布表は作成していないが、研究指導教員として置く主指導教員が学生の研究計画に基づき、専門分野が偏らないよう3人以上の指導教員グループを組織（根拠資料6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P33）して論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等を行うなど、複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P35 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(44)卒業判定の手順（山形大学工学部作成）
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）6-7-2-01_(43)山形大学大学院有機材料システム研究科学位審査細則 6-7-2-01_(44)学位論文審査基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-3-1-01_(43)2019 学生便覧 P43

山形大学 領域6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-01_(43)2019 学生便覧
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(44)有機材料システム研究科委員会修了判定資料（非公表） （再掲）6-7-4-02_(43)有機材料システム研究科委員会議事録（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(43)山形大学大学院有機材料システム研究科学位審査細則 （再掲）6-7-2-01_(44)学位論文審査基準 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-4-01_(44)山形大学大学院有機材料システム研究科博士後期課程における指導教員及び論文審査委員に関する申合せ ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(44)標準修業年限内の修了率 ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(44)「標準修業年限×1.5」年内修了率 ・ 資格の取得者数が確認できる資料 該当なし ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(43)学生の受賞等一覧 （再掲）6-8-1-02_(43)博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 （再掲）6-8-1-03_(43)フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成）
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(43)就職率及び進学率の状況 ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(44)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 該当なし
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-02_(43)学生と学長・理事及び米沢キャンパス長等との懇談会
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果	・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

山形大学 領域 6（有機材料システム研究科：博士後期課程）

により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目 6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－3	以下のとおり学生から直接意見を聴取する機会を設けている。 ・年 1 回、学長・理事及び米沢キャンパスの執行部が、工学部、博士前期課程及び博士後期課程の学生と懇談会を開催している。 ・米沢キャンパス所属の工学部、博士前期課程及び博士後期課程学生と工学部教育担当副学部長による座談会を開催している。学生とは「山形大学工学部に入学してよかった点」、「大学院に進学した理由」及び「山形大学のここが素晴らしい」の 3 テーマで懇談、座談会で出された意見は、本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることになっている。
分析項目 6－8－4	修了生が少ないため、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っているが、中期目標期間の 4 年終了時評価に合わせて 2019 年度に実施予定である全学調査を通じて、修了生からの情報を収集する。
分析項目 6－8－5	修了生が少ないため、就職先や進学先等の関係者への意見聴取は現時点では実施していないが、本学の「内部質保証を推進するための指針」に則し、中期目標期間の 4 年終了時評価に合わせて実施する自己点検・評価の一環として意見聴取を行う。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－8－A	平成 24 年度から大学院理工学研究科及び有機材料システム研究科で実施していた博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」において、「5 年一貫の教育プログラム」「実習を重視した体系的なカリキュラム」「国内外の第一級の教員による指導体制」等により、履修学生は多くの優れた学習成果を得ている。 なお、事後評価において地方国立大学で唯一、最高評価の「S」を獲得したことを踏まえ、今後、全学的に博士課程を有する研究科において、継続版の博士課程 5 年一貫プログラムを実施することとしている。 （再掲）6-8-1-02_(43) 博士課程教育リーディングプログラム事後評価調査 P10 （再掲）6-8-1-03_(43) フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院成果補足資料（山形大学作成） （再掲）6-8-A-01_(43) 博士課程リーディングプログラム事後評価結果 （再掲）6-8-A-02_(43) 博士課程教育リーディングプログラム 平成 24 年度採択プログラム事後評価について （再掲）6-4-A-01_(38) フレックス大学院の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 博士課程教育リーディングプログラム「フロンティア有機材料システム創成フレックス大学院」を履修した学生が、多くの優れた学習成果を得ている。
改善を要する事項 ・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学研究科（生物生産学専攻）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(45)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-02_(45)教育プログラム：生物生産学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 6-1-A-01_(45)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-02_(45)教育プログラム：生物生産学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-02_(45)教育プログラム：生物生産学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (45)生物生産学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P5-25
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 6-3-2-01_ (45)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス 6-3-2-02_ (45)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 (再掲) 6-3-1-01_ (45)生物生産学専攻カリキュラム・チェックリスト 6-3-2-03_ (45)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_ (45)山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） (再掲) 6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P42（履修規程第3条） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 (再掲) 6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P42（履修規程第3条） 6-3-4-01_ (45)研究計画書（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 該当なし ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02_ (45)山形大学大学院特別研究学生交流規程 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

	6-3-4-03_(45)「研究倫理について」ガイダンス資料 ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-04_(45) T A採用一覧・業務整理簿
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年5月8日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る4年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目6-3-4	学会参加を促進する事業等の実施はないが、研究室単位で大学院生を国内外の学会に参加させている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 （再掲） 6-3-1-01_(45)生物生産学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(45)2019年度年間予定表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(45)2019年度年間予定表 ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(45)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(45)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(45)山形大学大学院規則 17条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する農学研究科からは、平成30年度3人が海外に留学している。 6-4-A-01_(45)「学生大使」について 6-4-A-02_(45)「短期派遣留学」について 6-4-A-03_(45)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(45)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(45)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(45)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(45)インターンシップ実施状況
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(45)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(45)チューター名簿

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P47-100 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－5－4	障がいのある学生に対する支援については、該当者がいた場合は、障がい学生支援センターからの配慮依頼に基づき学務委員会等で検討し対処する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	我が国の北部に位置する弘前大学、岩手大学及び山形大学の特色を生かした教育と研究体制を整えることによって、生物生産科学、生物資源科学、地球環境創生学に関する先端的・学際的諸研究を推進するため、平成 2 年 4 月に参加校として岩手大学大学院連合農学研究科（後期 3 年のみの博士課程）を設置した。各構成大学の特色を生かした研究及びゼミナール等を通じて、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた研究者・技術者を養成し、我が国の学術研究の進歩と関連産業並びに社会の発展に寄与することを目指している。 6-5-A-01_(45) 連合農学研究科の概要
活動取組 6－5－B	2018 年 9 月にドイツ・ハノーヴァー大学とダブル・ディグリー・プログラムに関する協定を締結した。ダブル・ディグリー・プログラム名は”Management of Land and Water Resources”、2019 年 10 月から学生の受入を開始する。山形大学大学院農学研究科とドイツ・ハノーヴァー大学自然科学部にそれぞれ最低限 2 学期在籍し、ダブル・ディグリー・プログラムの修了要件を満たした学生には「修士（農学）」と「Master of Science」の両方の学位を授与する。 6-5-B-01_(45) ダブル・ディグリー・プログラムの概要 （非公表） （再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P14-15、21-23
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 岩手大学大学院連合農学研究科の参加校として博士後期課程への進学の実績を提供するとともに、ドイツ・ハノーヴァー大学とのダブル・ディグリー・プログラムに関する協定を締結による学生の受入れ	

開始など、国内外機関との積極的な連携を推進している。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P6
分析項目6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P6 6-6-2-01_ (45)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 6-6-3-01_ (45)個人指導等が中心となる科目のシラバス（例）
分析項目6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は14名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、履修規程第3条に則して、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲） 6-3-3-01_(45)山形大学大学院規則 19条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-7-1-01_(45)卒業判定の手順 6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況 （非公表）
分析項目6-7-2	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準

大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	（再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲） 6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況 （非公表）
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲） 6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26、P40（学位規則第11条） ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-01_(45)修士論文審査及び最終試験報告書
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(45)標準修業年限内の卒業（修了）率 - 標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(45)標準修業年限内の卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(45)資格の取得状況 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(45)学生の受賞等一覧
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(45)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(45)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(45)卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(45)教育改善のためのアンケート調査（修士2年次生） 6-8-3-02_(45)学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会について
分析項目6－8－4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概

卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(45)H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－3	アンケート調査に加えて、学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会を実施した際に、意見聴取を行っている。また、その結果を本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることで、支援の充実を図っている。
分析項目6－8－4	入学定員が14人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学研究科（生物資源学専攻）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(45)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(46)教育プログラム：生物資源学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(45)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(46)教育プログラム：生物資源学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(46)教育プログラム：生物資源学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (46)生物資源学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P5-25
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_ (45)第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_ (45)2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_ (46)生物資源学専攻カリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_ (45)内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_ (45)山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P42（履修規程第3条） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P42（履修規程第3条） （再掲）6-3-4-01_ (45)研究計画書（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 該当なし ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_ (45)山形大学大学院特別研究学生交流規程 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

	(再掲) 6-3-4-03_(45)「研究倫理について」ガイダンス資料 ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 (再掲) 6-3-4-04_(45) T A採用一覧・業務整理簿
分析項目 6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－3－2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6－3－4	学会参加を促進する事業等の実施はないが、研究室単位で大学院生を国内外の学会に参加させている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－3－A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 (再掲) 6-3-1-01_(46)生物資源学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(45)2019年度年間予定表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(45)2019年度年間予定表 ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(45)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(45)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(45)山形大学大学院規則 17条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する農学研究科からは、平成30年度3人が海外に留学している。 (再掲) 6-4-A-01_(45)「学生大使」について (再掲) 6-4-A-02_(45)「短期派遣留学」について (再掲) 6-4-A-03_(45)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(45)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(45)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(45)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(45)インターンシップ実施状況
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(45)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(45)チューター名簿

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P47-100 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-5-4	障がいのある学生に対する支援については、該当者がいた場合は、障がい学生支援センターからの配慮依頼に基づき学務委員会等で検討し対処する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-5-A	我が国の北部に位置する弘前大学、岩手大学及び山形大学の特色を生かした教育と研究体制を整えることによって、生物生産科学、生物資源科学、地球環境創生学に関する先端的・学際的諸研究を推進するため、平成 2 年 4 月に参加校として岩手大学大学院連合農学研究科（後期 3 年のみの博士課程）を設置した。各構成大学の特色を生かした研究及びゼミナール等を通じて、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた研究者・技術者を養成し、我が国の学術研究の進歩と関連産業並びに社会の発展に寄与することを目指している。 （再掲） 6-5-A-01_(45)連合農学研究科の概要
活動取組 6-5-B	2018 年 9 月にドイツ・ハノーヴァー大学とダブル・ディグリー・プログラムに関する協定を締結した。ダブル・ディグリー・プログラム名は”Management of Land and Water Resources”、2019 年 10 月から学生の受入を開始する。山形大学大学院農学研究科とドイツ・ハノーヴァー大学自然科学部にそれぞれ最低限 2 学期在籍し、ダブル・ディグリー・プログラムの修了要件を満たした学生には「修士（農学）」と「Master of Science」の両方の学位を授与する。 （再掲） 6-5-B-01_(45)ダブル・ディグリー・プログラムの概要 （非公表） （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P14-15、21-23
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 岩手大学大学院連合農学研究科の参加校として博士後期課程への進学の実績を提供するとともに、ドイツ・ハノーヴァー大学とのダブル・ディグリー・プログラムに関する協定を締結による学生の受入れ	

開始など、国内外機関との積極的な連携を推進している。

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 （再掲）6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P6
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_ (45)2019 学生便覧 P6 （再掲）6-6-2-01_ (45)シラバスにおける成績評価基準（例）
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （再掲）6-6-3-01_ (45)個人指導等が中心となる科目のシラバス（例）
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は16名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、履修規程第3条に則して、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲） 6-3-3-01_(45)山形大学大学院規則 19条 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲） 6-7-1-01_(45)卒業判定の手順 （再掲） 6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況 （非公表）
分析項目6-7-2	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準

大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること		（再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲） 6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況 （非公表）
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること		・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること		・教授会等での審議状況等の資料 （再掲） 6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況 （非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26、P40（学位規則第11条） ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 （再掲） 6-7-4-01_(45)修士論文審査及び最終試験報告書
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること		【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
分析項目6-7-〇	該当なし	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
活動取組6-7-A	該当なし	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない		

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(46)標準修業年限内の卒業（修了）率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(46)標準修業年限内の卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(45)資格の取得状況 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(45)学生の実績等一覧
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(45)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(45)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(45)卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(45)教育改善のためのアンケート調査（修士2年次生） （再掲）6-8-3-02_(45)学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会について
分析項目6－8－4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概

卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲） 6-8-5-01_(45)H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－3	アンケート調査に加えて、学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会を実施した際に、意見聴取を行っている。また、その結果を本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることで、支援の充実を図っている。
分析項目6－8－4	入学定員が16人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：農学研究科（生物環境学専攻）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(45)教育目標及び3つのポリシー 6-1-1-01_(47)教育プログラム：生物環境学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	昨今の国内外の高等教育政策等の動向を踏まえ、各研究科及び展開する教育プログラムごとに修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、基準2－3で示した本学独自の内部質保証体制である「教育ディレクター制度」に基づく大学院統括教育ディレクター会議において、学生が獲得すべき知識・態度・能力等の記載方法などを統一化するなどして、大学として整合性のある内容で策定・公表している。 （再掲） 6-1-A-01_(45)大学院統括教育ディレクター会議資料（教育プログラムのDP・CP策定ガイドライン）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・機関別内部質保証体制として整備している教育ディレクター制度に基づき、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を教育プログラム単位で具体的に策定するとともに、大学の目的等と整合性を担保するための工夫を行っている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(47)教育プログラム：生物環境学専攻の教育目標及び3つのポリシー
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(47)教育プログラム：生物環境学専攻の教育目標及び3つのポリシー
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-1	「教育課程の編成・実施等」「教育方法」「教育評価」の共通する事項を研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定め、より具体的な事項を教育プログラムごとに定めている。
分析項目6-2-2	カリキュラム・チェックリスト（分析項目6-3-1の根拠資料6-3-1-01）を作成し、プログラムを構成する授業科目の目的及び到達目標と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が対応しているかを検証する作業を実施することで、双方の方針の整合性を確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・教育課程方針について、研究科を構成する専攻で展開する教育プログラムレベルで策定し、公表している。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_ (47) 生物環境学専攻カリキュラム・チェックリスト ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-3-1-02_ (45) 2019 学生便覧 P5-25
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 （再掲）6-3-2-01_ (45) 第2期法人評価：教育に関する現況分析結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 該当なし ・シラバス （再掲）6-3-2-02_ (45) 2019 年度開講科目シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-3-1-01_ (47) 生物環境学専攻カリキュラム・チェックリスト （再掲）6-3-2-03_ (45) 内部質保証を推進するための指針
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）6-3-3-01_ (45) 山形大学大学院規則 14条・15条
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）6-3-1-02_ (45) 2019 学生便覧 P42（履修規程第3条） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_ (45) 2019 学生便覧 P42（履修規程第3条） （再掲）6-3-4-01_ (45) 研究計画書（非公表） ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 該当なし ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 （再掲）6-3-4-02_ (45) 山形大学大学院特別研究学生交流規程 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料

	(再掲) 6-3-4-03_(45)「研究倫理について」ガイダンス資料 ・ T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料 (再掲) 6-3-4-04_(45) T A 採用一覧・業務整理簿
分析項目 6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-3-2	信頼できる分野別第三者評価機関が存在しないため、令和元年 5 月 8 日教育研究評議会において決定した「第三期中期目標期間に係る 4 年目終了時評価に向けて実施する自己点検・評価の結果に対する有識者等による外部評価」を令和元年度中に実施する。加えて、これまで学部で展開してきた「教育プログラムの認定」を大学院にも拡大し、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっていることを自ら保証できる制度として定着させる。
分析項目 6-3-4	学会参加を促進する事業等の実施はないが、研究室単位で大学院生を国内外の学会に参加させている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組 6-3-A	教育プログラムごとにカリキュラム・チェックリストを作成し、シラバスに記載している授業の目的及び到達目標と、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施の方針との対応関係をカリキュラム・マッピングの手法を用いて明確にし、修了認定・学位授与の方針と授業科目のレベル構成（導入、発展、熟達、測定）などを数値化し、カリキュラムが体系的であり相応しい水準にあることを確認している。 (再掲) 6-3-1-01_(47)生物環境学専攻カリキュラム・チェックリスト
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ カリキュラム・チェックリストを作成し、カリキュラムが体系的であり修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と対応していることを確認している。	

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(45)2019年度年間予定表
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(45)2019年度年間予定表 ・ シラバス （再掲）6-3-2-02_(45)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲）6-3-2-02_(45)2019年度開講科目シラバス
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲）6-3-3-01_(45)山形大学大学院規則 17条
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施して	【該当なし】 ・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料

いること	
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-O	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	学生の国際化を促進するため、「学生大使」（新興国サテライトへ学生を派遣し、海外の協定大学において英語で日本語を教える本学独自の事業）、本学と大学間交流協定を締結している海外の大学への短期派遣、平成30年度採択の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」等を活用し、本プログラムを展開する農学研究科からは、平成30年度3人が海外に留学している。 (再掲) 6-4-A-01_(45)「学生大使」について (再掲) 6-4-A-02_(45)「短期派遣留学」について (再掲) 6-4-A-03_(45)「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」について

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 「学生大使」等の本学独自の制度や採択された補助事業を活用し、学生の海外派遣等を促進することで、異文化理解や課題発見・探求能力の育成に取り組んでいる。
改善を要する事項 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	- 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） （再掲）6-5-1_(45)履修指導の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	- 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） （再掲）6-5-2_(45)学習相談の実施状況 - 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 該当なし
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	- 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） （再掲）6-5-3_(45)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 - インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） （再掲）6-5-3-01_(45)インターンシップ実施状況
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	- 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） （再掲）6-5-4_(45)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 - チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 （再掲）6-5-4-01_(45)チューター名簿

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P47-100 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－5－4	障がいのある学生に対する支援については、該当者がいた場合は、障がい学生支援センターからの配慮依頼に基づき学務委員会等で検討し対処する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－5－A	我が国の北部に位置する弘前大学、岩手大学及び山形大学の特色を生かした教育と研究体制を整えることによって、生物生産科学、生物資源科学、地球環境創生学に関する先端的・学際的諸研究を推進するため、平成 2 年 4 月に参加校として岩手大学大学院連合農学研究科（後期 3 年のみの博士課程）を設置した。各構成大学の特色を生かした研究及びゼミナール等を通じて、高度の専門的能力と豊かな学識を備えた研究者・技術者を養成し、我が国の学術研究の進歩と関連産業並びに社会の発展に寄与することを目指している。 （再掲） 6-5-A-01_(45)連合農学研究科の概要
活動取組 6－5－B	2018 年 9 月にドイツ・ハノーヴァー大学とダブル・ディグリー・プログラムに関する協定を締結した。ダブル・ディグリー・プログラム名は”Management of Land and Water Resources”、2019 年 10 月から学生の受入を開始する。山形大学大学院農学研究科とドイツ・ハノーヴァー大学自然科学部にそれぞれ最低限 2 学期在籍し、ダブル・ディグリー・プログラムの修了要件を満たした学生には「修士（農学）」と「Master of Science」の両方の学位を授与する。 （再掲） 6-5-B-01_(45)ダブル・ディグリー・プログラムの概要 （非公表） （再掲） 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P14-15、21-23
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 岩手大学大学院連合農学研究科の参加校として博士後期課程への進学の実績を提供するとともに、ドイツ・ハノーヴァー大学とのダブル・ディグリー・プログラムに関する協定を締結による学生の受入れ	

開始など、国内外機関との積極的な連携を推進している。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 (再掲) 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P6
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 (再掲) 6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P6 (再掲) 6-6-2-01_(45)シラバスにおける成績評価基準(例)
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 該当なし ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 該当なし ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 該当なし ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (再掲) 6-6-3-01_(45)個人指導等が中心となる科目のシラバス(例)
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 該当なし ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-3	本プログラムの入学定員は12名と少数であるため、GPAの分布表は作成していないが、履修規程第3条に則して、研究指導教員として置く主指導教員及び副指導教員が履修指導を行うとともに、主指導教員による論文指導、論文審査委員による論文審査、審査委員会による最終試験等の複数段階を通じて、厳格な成績評価を実施している。
分析項目6-6-4	成績に対する学生からの異議申立てについては、規程等としては制定していないが、授業開始前のオリエンテーションにおいて「学生から申立ての相談があった場合には学務委員会委員長と当該科目担当教員とで対応する」ことを口頭で説明している。これまで学生からの申立ては確認されていないが、今後、より適切な周知を図るため、令和2年度以降の学生便覧の該当箇所に具体的に明示することとした。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）6-3-3-01_(45)山形大学大学院規則 19条 - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）6-7-1-01_(45)卒業判定の手順 （再掲）6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6-7-2	・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準

大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	（再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況（非公表）
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 （再掲）6-7-1-02_(45)修了判定に係る審議状況（非公表） 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26-27 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 （再掲）6-3-1-02_(45)2019 学生便覧 P26、P40（学位規則第11条） ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 （再掲）6-7-4-01_(45)修士論文審査及び最終試験報告書
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(47)標準修業年限内の卒業（修了）率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(47)標準修業年限内の卒業（修了）率 - 資格の取得者数が確認できる資料 （再掲）6-8-1-01_(45)資格の取得状況 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 （再掲）6-8-1-02_(45)学生の実績等一覧
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(45)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） （再掲）6-8-2-01_(45)平成31年度学校基本調査（卒業後の状況調査表） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） （再掲）6-8-2-02_(45)卒業生・修了生の社会での活躍に関する資料
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(45)教育改善のためのアンケート調査（修士2年次生） （再掲）6-8-3-02_(45)学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会について
分析項目6－8－4	卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概

卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	要及びその結果が確認できる資料 該当なし ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲） 6-8-5-01_(45)H30 採用企業アンケート実施報告書
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－3	アンケート調査に加えて、学生と学長・理事及びキャンパス長等との懇談会を実施した際に、意見聴取を行っている。また、その結果を本学部・研究科の教育・学生支援にフィードバックすることで、支援の充実を図っている。
分析項目6－8－4	入学定員が12人と少数であり、修了生も多くないことから、意見聴取は個別のヒアリング等を通じて行っている。なお、中期目標期間の4年終了時評価に合わせて2019年度に実施予定である全学調査を通じて、より多くの修了生からの情報を収集する。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：教育実践研究科

第三者評価の結果の活用（有）（教育実践専攻）：教職大学院認証評価（教員養成評価機構）

6-1～6-5 及び 6-7～6-8 の基準については、「特記事項なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-1-A	該当なし
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-2-A	該当なし
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-3-A	該当なし

優れた成果が確認できる取組

・ 該当なし

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組6－4－A

該当なし

優れた成果が確認できる取組

・ 該当なし

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組6－5－A

該当なし

優れた成果が確認できる取組

・ 該当なし

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組6－6－A

大学院教育実践研究科では、各授業のシラバスに成績評価の方法や基準を明示しており、特に、合格の最低基準である「C」（60点～69点）の内容を現職教員学生と学部卒学生に分けて示している。また、年度末には、学生に対する授業評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて授業内容や評価方法の改善を図っている。

[6-6-A-01_\(48\)シラバス](#)[6-6-A-02_\(48\)M1 授業評価一覧](#)（非公表）[6-6-A-03_\(48\)M2 授業評価一覧](#)（非公表）

優れた成果が確認できる取組 ・ 大学院教育実践研究科の各授業のシラバスにおける成績評価の方法と基準の明示。 ・ 授業及び評価方法を改善するための授業評価アンケートの実施。	

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
【特記事項】 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－7－A	該当なし
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_ (48) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_ (48) 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及	・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_ (48) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況

び学位授与方針に則して 適正な状況にあること	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：人文学部（学生募集を停止している学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	【該当なし】 ・ 公表された学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1	【該当なし】

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	【該当なし】 ・公表された教育課程方針及び学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-○	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-2-A	・学部を構成する5つの教育プログラムの教育目標及び3つのポリシーを策定し、公表している。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	【該当なし】 ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）

分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	【該当なし】 ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	【該当なし】 ・明文化された規定類
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-○	・・・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	・・・

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 .	
改善を要する事項 .	

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	【該当なし】 ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	【該当なし】 ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	【該当なし】 ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定

分析項目6－4－6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6－4－7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6－4－8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6－4－9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6－4－10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6－4－11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－4－○	・・・

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－4－A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	【該当なし】 ・履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	【該当なし】 ・学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	【該当なし】 ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	【該当なし】 ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6－5－4） ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料

	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-0	・・・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	・・・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	【該当なし】 ・成績評価基準
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	【該当なし】 ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該

	当箇所
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	【該当なし】 ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料 根拠資料 6－6－1－1 （人文社会科学部）G P A 制度の目的について ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	【該当なし】 ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－〇－1	・・・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組 6－〇―A	・・・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	【該当なし】 ・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	【該当なし】 ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	【該当なし】 ・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-○	・・・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	

活動取組 6－7－A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_(01) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6－8－1） 6-8-1_(01)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） 【該当なし】 - 資格の取得者数が確認できる資料 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目 6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(01) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） 【該当なし】 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目 6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方	【該当なし】 - 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタ

針に則した学習成果が得られていること	ビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－〇	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理学部（学生募集を停止している学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	【該当なし】 ・公表された学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	・社会的ニーズ等に対応できるよう平成29年度に従来の5学科を1学科に再編・統合するとともに、学内の入学定員見直しにより、入学定員を185名から210名に拡大した。 根拠資料6－1－A－1 平成29年度理学部学科改組の概要
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1	【該当なし】

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	【該当なし】 ・公表された教育課程方針及び学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-〇	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-2-A	・学部を構成する学科・コースで展開する教育プログラムレベルで教育課程方針を策定し、公表している。 根拠資料6-1-1-1
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	【該当なし】 ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンパリング等）

	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
分析項目6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	【該当なし】 ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス ・その他自己点検・評価において体系的な水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	【該当なし】 ・明文化された規定類
分析項目6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A ・ R A としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R A の採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6－3－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－3－○	・・・

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	【該当なし】 ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	【該当なし】 ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6－4－3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	【該当なし】 ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料（再掲）根拠資料6－3－2－2（理学部）2019年度開講科目シラバス
分析項目6－4－4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6－4－4） ・ シラバス

分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則
分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－4－〇	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－4－A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準 6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	【該当なし】 ・履修指導の実施状況（別紙様式 6－5－1） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	【該当なし】 ・学習相談の実施状況（別紙様式 6－5－2） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目 6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	【該当なし】 ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6－5－3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）

分析項目 6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	【該当なし】 ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4） ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－5－〇	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>簡条書き</u>で記述すること。	
活動取組 6－5－A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－6－1	【該当なし】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	【該当なし】 ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	【該当なし】 ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-〇-1	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに <u>箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組6-〇-A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	

改善を要する事項

・

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	【該当なし】 ・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
分析項目6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	【該当なし】 ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	【該当なし】 ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	【該当なし】 ・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－7－〇	．．．
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－7－A	．．．
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(02) 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(02)「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） 【該当なし】 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(02) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） 【該当なし】 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－8－〇	・ ・ ・
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－8－A	・ ・ ・
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学部（学生募集を停止している学科）

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	【該当なし】 ・公表された学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	【該当なし】 ・公表された教育課程方針

評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	
分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	【該当なし】 ・公表された教育課程方針及び学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6-2-〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組 6-2-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	【該当なし】 ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	【該当なし】 ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料

	・シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	【該当なし】 ・明文化された規定類
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-○	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・
改善を要する事項
・

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	【該当なし】 ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	【該当なし】 ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	【該当なし】 ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則

分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・
改善を要する事項 ・

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	【該当なし】 ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	【該当なし】 ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	【該当なし】 ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	【該当なし】 ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	【該当なし】 ・成績評価基準
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	【該当なし】 ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	【該当なし】 ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料

	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	【該当なし】 ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－〇－1	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－〇－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	【該当なし】 ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
分析項目 6－7－2	【該当なし】

大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	【該当なし】 ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	【該当なし】 ・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	

改善を要する事項

・

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） （再掲）6-8-1_(14)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） （再掲）6-8-1_(14)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(14)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：医学系研究科(学生募集を停止している専攻)

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－1－1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	【該当なし】 ・公表された学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－1－1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	【該当なし】 ・公表された教育課程方針

評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	
分析項目6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	【該当なし】 ・公表された教育課程方針及び学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-2-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-2-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-3-1 教育課程の編成が、体系性を有していること	【該当なし】 ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
分析項目6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	【該当なし】 ・分野別第三者評価の結果 ・日本学会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス

	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	【該当なし】 ・明文化された規定類
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	【該当なし】 ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	【該当なし】 ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	【該当なし】 ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・ シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・ CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・ 大学院学則
分析項目6-4-7	【該当なし】

薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす	

☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	【該当なし】 ・ 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	【該当なし】 ・ 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） ・ 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	【該当なし】 ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） ・ インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	【該当なし】 ・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・ 障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

分析項目6-5-○	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	【該当なし】 ・ 成績評価基準
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	【該当なし】 ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	【該当なし】 ・ 成績評価の分布表 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4	【該当なし】

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－6－〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組 6－6―A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	
☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－7－1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	【該当なし】 ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
分析項目 6－7－2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策	【該当なし】 ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料

定されていること	
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	【該当なし】 ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	【該当なし】 ・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-〇	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(04) 標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(04) 標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業業者も含む） 6-8-2_(04) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－1	長期履修制度を利用し、標準修業年限を超えて在籍する学生が多いため、別紙様式6－8－1に示す標準修業年限内の卒業（修了）率が低くなっている。

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6－8－A	該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学研究科（学生募集を停止している専攻）

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	【該当なし】 ・公表された学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-1-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の	【該当なし】 ・公表された教育課程方針

評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	
分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	【該当なし】 ・公表された教育課程方針及び学位授与方針
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 6-2-〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組 6-2-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	【該当なし】 ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	【該当なし】 ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料

	・シラバス ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料
分析項目6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	【該当なし】 ・明文化された規定類
分析項目6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	【該当なし】 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	【該当なし】 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-○	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。	
活動取組6-3-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・
改善を要する事項
・

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	【該当なし】 ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	【該当なし】 ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）
分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	【該当なし】 ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料
分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	【該当なし】 ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） ・シラバス
分析項目6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	【該当なし】 ・CAP制に関する規定
分析項目6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	【該当なし】 ・大学院学則

分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	【該当なし】 ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料
分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	【該当なし】 ・連携協力校との連携状況が確認できる資料
分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	【該当なし】 ・実施している配慮が確認できる資料
分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	【該当なし】 ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	【該当なし】 ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-○	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-4-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）	

☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・
改善を要する事項 ・

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	【該当なし】 ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料
分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	【該当なし】 ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料
分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	【該当なし】 ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	【該当なし】 ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。	
活動取組6-5-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・	
改善を要する事項	
・	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	【該当なし】 ・成績評価基準
分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること	【該当なし】 ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所
分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	【該当なし】 ・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料

	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料
分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	【該当なし】 ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-〇-1	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。	
活動取組6-〇-A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	【該当なし】 ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料
分析項目6-7-2	【該当なし】

大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料
分析項目6－7－3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	【該当なし】 ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所
分析項目6－7－4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	【該当なし】 ・教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文
分析項目6－7－5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	【該当なし】 ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－7－〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。	
活動取組6－7－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☐ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	

改善を要する事項

・

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(55)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(55)標準修業年限内の卒業（修了）率 ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） （再掲）6-8-2_(30)就職率及び進学率の状況 ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
分析項目6－8－4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 ・意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時）
分析項目6－8－5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	【該当なし】 ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6－8－〇	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6－8－A	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・	
改善を要する事項 ・	